



第5次 すさみ町長期総合計画

2020(令和2)年度▶▶▶2029(令和11)年度

— 自然と共に生きるまち すさみ —

ごあいさつ

町民の皆様には、平素からすさみ町行政に深い御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本町では2010（平成22）年3月に2019（平成31）年度までを計画期間とする「第4次すさみ町長期総合計画」を策定し、様々な施策を進めてまいりました。

この間、東日本大震災や大型台風をはじめとした大規模災害の発生による安全・安心に対する防災意識の高まりにより、本町のまちづくりに大きな影響を与えました。

南海トラフを震源とした巨大地震による津波被害、大型台風や集中豪雨などの自然災害の影響が危惧されている本町においては、災害対策が喫緊の課題となっています。

また、全国的に少子高齢化が進む中、本町においても人口の自然減・社会減が続いており、2018（平成30）年12月に国立社会保障人口問題研究所が公表した将来推計人口では、2030（令和12）年には現在の約4千人から、約2千7百人まで減少すると予測されています。

さらに、国連において採択された世界共通の持続可能な開発目標であるSDGsでは、地方自治体をはじめ企業・団体などが連携した取り組みが求められており、今後も人口の減少が見込まれる当町においても、SDGsの取り組みを通じた地域の課題解決や活性化を推進することは大変重要です。

このような状況を踏まえ、この度、これまでの第4次すさみ町長期総合計画を発展させ、2020（令和2）年から2029（令和11）年までのまちづくりの方向性を示す「第5次すさみ町長期総合計画」を策定いたしました。すさみ町の全ての町民が「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と考え、町外の人からは「住んでみたい」「もう一度行ってみたい」と思って頂けるまちづくりを目指し、それを実現するために町民憲章で掲げる5つの柱を軸に、SDGsの取り組みを通じた産業・観光の振興や防災・減災対策、子育て支援、高齢者対策など様々な施策を推進し、魅力あるまちづくりに取り組んで参ります。

今後、この計画を着実に進めていくためには、行政の力だけではなく、町民の皆様と一体となった「ONE TEAM(ワンチーム)」の取り組みが必要不可欠でございますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りましたすさみ町長期総合計画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

2020（令和2）年3月

すさみ町長 岩田 勉



《 目 次 》

は じ め に

第 1 章 計画の策定にあたって	1
----------------------------	---

第 1 節 計画策定の趣旨及び目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の構成	1
第 4 節 計画の目標年次	1
第 5 節 計画の実施	2

第 2 章 町の概要	2
----------------------	---

第 1 節 沿革	2
第 2 節 位置・地勢・気候	3
第 3 節 人口	4
第 4 節 就業人口	5
第 5 節 町民所得	6
第 6 節 土地利用状況	7

基 本 構 想

1 まちづくりの目標	8
2 目標人口	9
3 施策のあらまし	10

I 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり

第1章 基礎的条件の整備

第1節 交通・通信	10
第2節 土地利用	10
第3節 町土の保全	10
第4節 自然環境の整備保全	11

第2章 生活基盤の整備

第1節 環境衛生	11
第2節 水利用計画	11
第3節 集落及び住宅・住環境の整備	12

II 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり

第1章 教育文化の振興

第1節 生涯学習社会の実現	12
第2節 保育と学校教育	12
第3節 社会教育活動の振興	13
第4節 文化の振興	13

Ⅲ	スポーツにしたいしみ健康で希望にみちた明るいまちづくり	・ ・	14
第1章	スポーツ活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	14
第2章	社会保障と医療の推進	・ ・ ・ ・ ・	14
第1節	社会保障制度	・ ・ ・ ・ ・	14
第2節	保健衛生及び医療の充実	・ ・ ・ ・ ・	14
Ⅳ	たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり	・ ・ ・ ・ ・	15
第1章	社会福祉の充実	・ ・ ・ ・ ・	15
第2章	多文化共生社会の形成	・ ・ ・ ・ ・	15
第3章	地域住民の安全の確保	・ ・ ・ ・ ・	15
第1節	消防・防災及び防犯対策	・ ・ ・ ・ ・	15
第2節	交通安全対策	・ ・ ・ ・ ・	16
Ⅴ	働くことを大切にする活力あふれるまちづくり	・ ・ ・ ・ ・	16
第1章	産業の振興	・ ・ ・ ・ ・	16
第1節	農業の振興	・ ・ ・ ・ ・	16
第2節	林業の振興	・ ・ ・ ・ ・	17
第3節	水産業の振興	・ ・ ・ ・ ・	17
第4節	商工業の振興	・ ・ ・ ・ ・	17
第5節	観光業の振興	・ ・ ・ ・ ・	18
第6節	地域間交流の推進	・ ・ ・ ・ ・	18
第2章	行財政計画	・ ・ ・ ・ ・	18
第1節	行政組織	・ ・ ・ ・ ・	18
第2節	財政	・ ・ ・ ・ ・	19
第3節	広域行政	・ ・ ・ ・ ・	19

基本計画

I 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり 20

第1章 基礎的条件の整備 20

第1節 交通・通信 20

第2節 土地利用 25

第3節 町土の保全 26

第4節 自然環境の整備保全 27

第2章 生活基盤の整備 28

第1節 環境衛生 28

第2節 水利用計画 31

第3節 集落及び住宅・住環境の整備 33

II 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり . . 35

第1章 教育文化の振興 35

第1節 生涯学習社会の実現 35

第2節 保育と学校教育 36

第3節 社会教育活動の振興 40

第4節 文化の振興 43

III スポーツにしたいしみ健康で希望にみちた明るいまちづくり . . 44

第1章 スポーツ活動の推進 44

第2章 社会保障と医療の推進 45

第1節 社会保障制度 45

第2節 保健衛生及び医療の充実 48

Ⅳ たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり	51
第1章 社会福祉の充実	51
第2章 多文化共生社会の形成	55
第3章 地域住民の安全の確保	56
第1節 消防・防災及び防犯対策	56
第2節 交通安全対策	59
Ⅴ 働くことを大切にする活力あふれるまちづくり	61
第1章 産業の振興	61
第1節 農業の振興	61
第2節 林業の振興	63
第3節 水産業の振興	64
第4節 商工業の振興	66
第5節 観光業の振興	68
第6節 地域間交流の推進	69
第2章 行財政計画	70
第1節 行政組織	70
第2節 財政	73
第3節 広域行政	75

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨及び目的

この計画は、幸福と繁栄を前提に、豊かで健康なまちづくりを目標にした『すさみ町長期総合計画』（昭和50年策定）、快適かつ住民生活の向上を目指した豊かで、明るく、住みやすいまちづくりを目標にした『すさみ町第2次長期総合計画』（昭和62年策定）、町民一人ひとりが住んで良かったと実感できるまちづくりを目標にした『すさみ町第3次長期総合計画』（平成17年策定）及び『すさみ町第4次長期総合計画』（平成22年策定）に続くもので、諸施策の実現を図るための指針として策定するものです。

第2節 計画の性格

この計画は、町行政を総合的かつ計画的に運営するために、本町のおかれている現状を認識した上で、地域の特性と住民の意向を踏まえつつ、望ましい町の将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、これからの諸計画及び諸施策実現のための指針となるものです。

しかし、この計画は拘束性を持つものではなく、社会情勢の変化等によっては必要な検討・修正を行い、弾力的に対応して進めます。

なお、この計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を包含しています。

第3節 計画の構成

この計画は、基本構想と基本計画の2編で構成しています。

基本構想では、まちづくりの目標と、目標達成のための視点、施策のあらましを取りまとめています。

基本計画では、基本構想に基づき、「現況と課題」「基本方針と主な施策」に分け、施策の方向性、体系、内容等をより具体的に明らかにしています。

第4節 計画の目標年次

この計画は、基本構想、基本計画ともに2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの概ね10年間を目標年次とします。

第5節 計画の実施

この計画は、町民と行政とが協働して進めるまちづくりの目標を示したものであります。誰もが住みたくなる、安心して住み続けられるすさみ町を創るため、町長をはじめ全ての職員が使命感を持ち、すさみ町発展のため取り組んでいきます。

この計画の実施にあたっては、町民を代表する町議会と行政とが本計画の内容を十分認識し、連携・協力しながら町政を運営していくことが必要です。

なお、本計画の実施にあたっては、和歌山県長期総合計画、田辺周辺広域市町村圏計画との関連を考慮しながら、その実現を図っていくものとします。

第2章 町の概要

第1節 沿革

本州最南端に近く黒潮が岸边を洗うすさみ町は、6世紀から紀南の拠点であったことが、昭和45年に発掘された「上ミ山古墳」によって裏付けられています。

平安期には、串本町、古座川町とともに牟婁郡三前郷に属し、近世では稲積島が浮かぶ天然の良港周参見湾があり、枯木灘、熊野灘の要港として栄えていました。

江戸時代には紀州藩の直轄地となり、明暦3年（1657年）周参見に設置された口熊野奉行所（後に代官所に改組）の管轄下にあります。東は太田川（那智勝浦町）から西は瀬戸鉛山（白浜町）に至る162ヵ村、石高2万石の広大な支配体制を持つ、地方政治の中心地として栄えました。

明治22年4月、町村制施行により藩制時代の村や浦が合併して周参見村、大都河村、江住村、佐本村が誕生し、大正13年に周参見村は町制を施行して周参見町となりました。

昭和30年3月31日、三舞村大字太間川を周参見町に編入し、同時に周参見町、大都河村、佐本村の1町2村が合併し、新しく「すさみ町」が発足しました。

昭和31年4月1日、すさみ町大字大鎌を江住村に境界変更し、昭和34年3月25日、江住村を編入合併して現在に至っています。

古くから盛んに行われている農林漁業は、現在でも町の基幹産業です。

農業では米作のほか、レタス等の野菜、ストック等の花卉栽培、梅栽培が行われています。近年ではイノブタの生産が始められ、生産・流通・消費の拡大が促進されています。また、JA女性部による「ひまわり会」は週3回朝市を開催し、地元で生産した野菜を販売するとともに、町内の学校給食等にも会員の生産した野菜が利用されるなど地産地消に取り組んでいます。



林業では、杉・檜等の用材、紀州備長炭、シキミ・サカキ・ビシャコ等の特産林産物が生産されています。

漁業では、カツオ等を対象魚としたハワイ伝来と言われる独特の漁法「ケンケン漁」（曳縄一本釣漁）、スルメイカ漁、イセエビ等を対象とした刺網漁等が行われており、「ケンケン鰹」をブランド化し全国へのすさみカツオのPRに取り組んだり、スルメイカを「するめーる」に加工したりして販売促進を行っています。



第一次産業とならび町の基幹産業である観光では、優れた自然景観や温泉等の地域資源に恵まれ、宿泊施設等の受入体制や観光施設の整備が進み、現在では年間約98万人の観光客を数えています。第一次産業と観光とを一体化させた体験研修にも取り組んでいます。

第2節 位置・地勢・気候

本町は、和歌山県の南西部に位置し、東部を串本町、北東部を古座川町、北部及び北西部を白浜町に接しています。町域は東西19.3km、南北15.5kmにわたり、行政区域面積は174.45km²を有しています。

紀伊山地、大塔山脈の支脈がさらに細分支して海岸に迫り、林野が町面積の約93%を占め、平野は狭小ですが、約27kmにわたる海岸線は豪壮で風光に恵まれた海岸であり、吉野熊野国立公園の指定を受けています。

主要河川は、周参見川が山間部を蛇行しながら町の中心部を西に向かって流れ太平洋に注ぎ込み、また一方では、佐本川が東に流れ、古座川本流と合流しています。



本町が町村合併等により誕生したことから、地理的に海岸地域、山間地域に大別することができます。

海岸地域のうち周参見地域は、周参見川と太間川が合流する河口付近に広がる平地に行政機関や公共的施設が集積し、町の中心地をなしています。口和深、見老津、江住、里野の各地域も比較的平坦で、集落が形成されています。

山間地域では、まとまった平地は少なく、集落及び耕地はそれぞれの河川に沿った山間地の盆地や緩傾斜地に散在しています。

地質は、全体として牟婁地帯（新生界）の古第三系に属する牟婁層群に分類され、岩質は砂岩、泥岩の互層が発達したタービダイトからなっています。

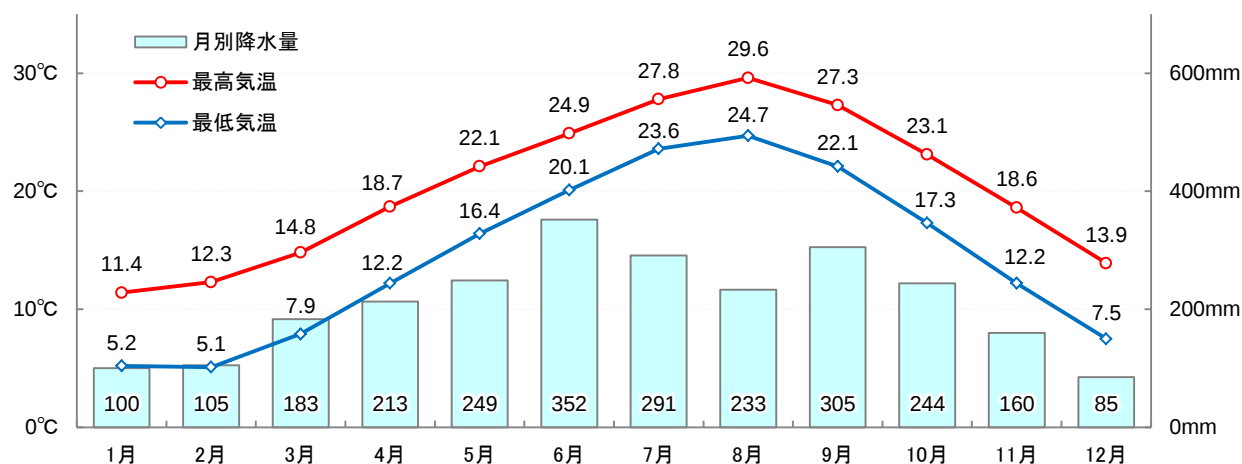
森林土壌は、斜面下部や広い緩傾斜地等は、適潤性褐色土壌が分布し、土性は一般に礫質土壌です。

気候は、沖合を流れる黒潮の影響を強く受け、昼夜による気温の変化が少ない温暖な海岸性気候です。年平均気温は約 17℃、年平均湿度は約 70%であり、年間降水量は約 2,500 mmです。夏から秋には高温多湿で降水量が多く、植物の生育に適しており、特に海岸線ではそ菜、園芸、花卉栽培が盛んに行われています。

◆主な山・河川

主な山			主な河川	
名称	標高	位置	名称	延長
戸屋ノ森	685.5m	西野川	和深川	3.5km
重善嶽	607.4m	大附	周参見川	13.3km
善司ノ森山	591.2m	大附	太間川	9.6km
大山	543.9m	大鎌	城川（日置川支川）	6.0km
香ノ塔	499.0m	小河内	佐本川	17.2km
洞山	514.9m	大谷	大鎌川（古座川上流）	2.5km
清水山	498.0m	里野	江住川	1.5km

◆1981年～2010年平年気温・降水量（潮岬測候所）

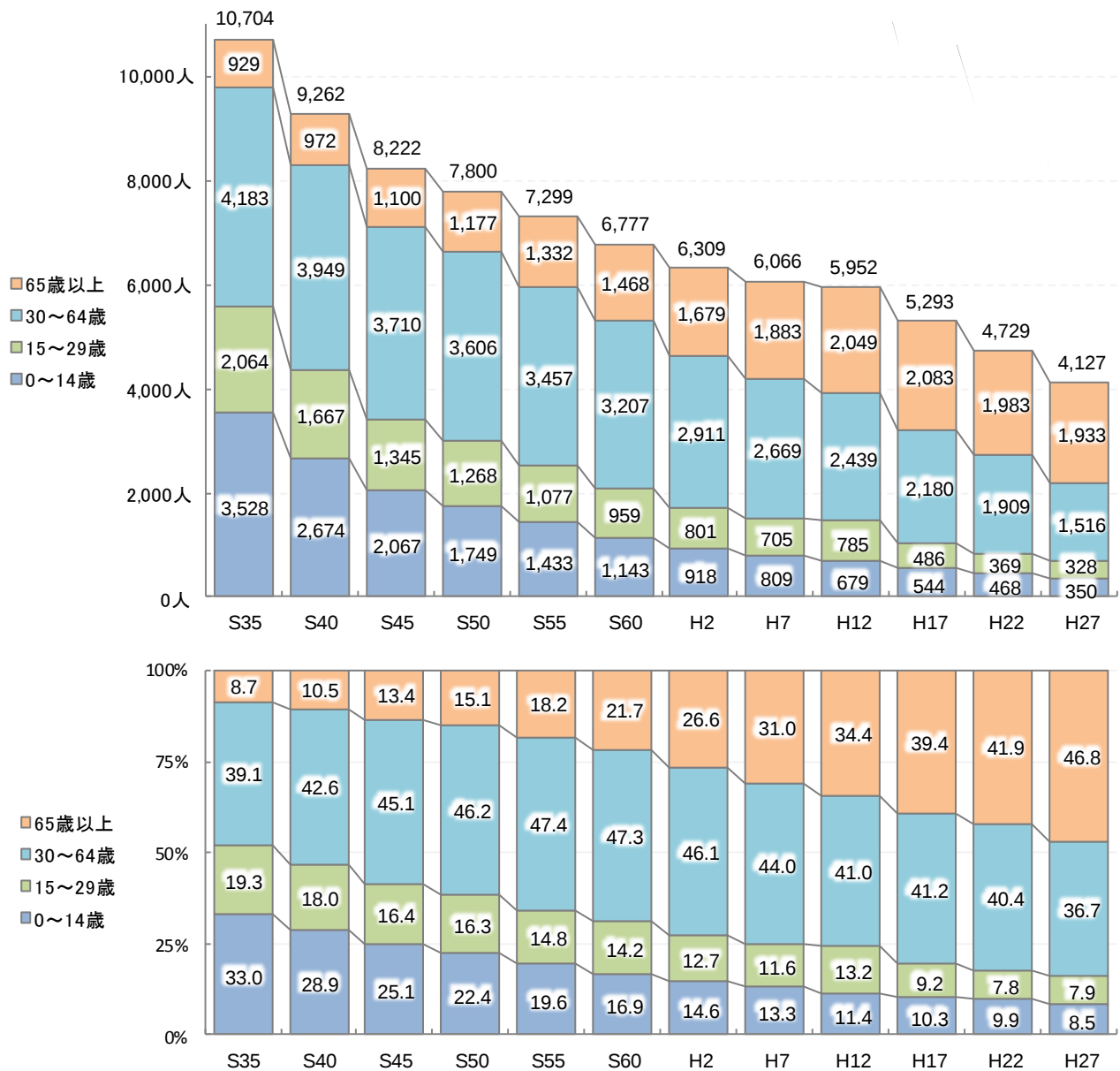


第3節 人口

昭和30年代後半からの高度経済成長期から昭和40年代にかけて、都市部での就業機会を求めた若年層の人口流出により、人口は著しく減少しました。その後も、依然として新規学卒者を中心に都市部への流出が続いており、平成27年国勢調査人口は4,127人となっています。

若年層の多数の流出は人口の年齢構成を大きく変化させました。平成27年国勢調査では、65歳以上の高齢者人口は、1,933人で全人口の46.8%を占め、全国平均26.6%、県平均30.9%を大きく上回っています。0～14歳の年少者人口は350人で8.5%にとどまり、少子・超高齢化の傾向がますます顕著になっています。

◆総人口と年齢階層別人口割合（国勢調査）



第4節 就業人口

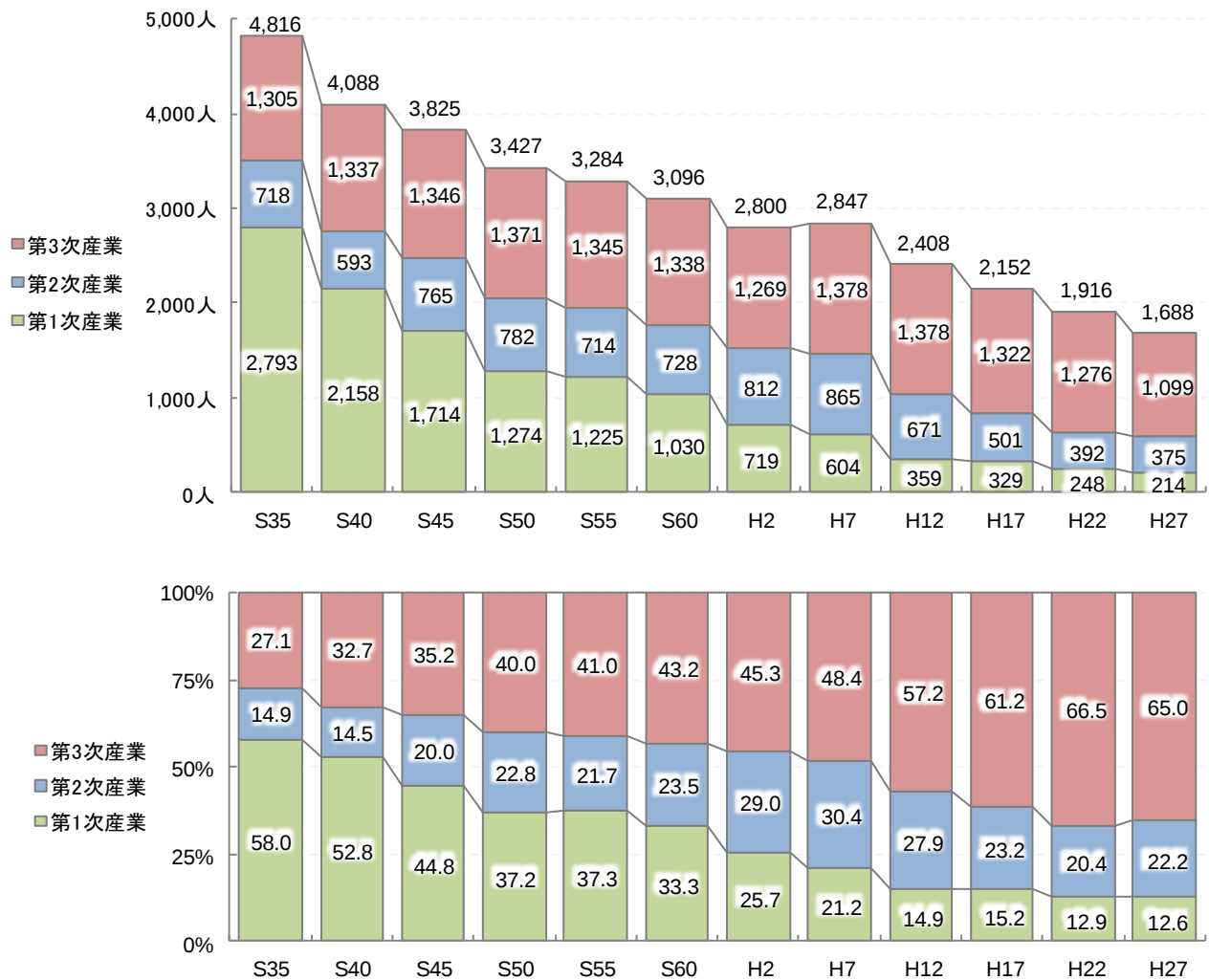
産業就業人口は、昭和35年には4,816人でしたが、過疎化により平成27年には1,688人に減少しました。

第一次産業就業人口は、昭和35年には全就業人口の58%を占める2,793人でしたが、平成27年には214人にまで極めて著しく減少するとともに、高齢化が他の産業よりも進んでいます。

第二次産業では、比較的幅の小さい増減を繰り返していましたが、平成27年には375人に半減しました。

第三次産業では、観光施設の整備などにより就業人口はほぼ横ばいの状態で推移し、平成27年には1,099人となっています。

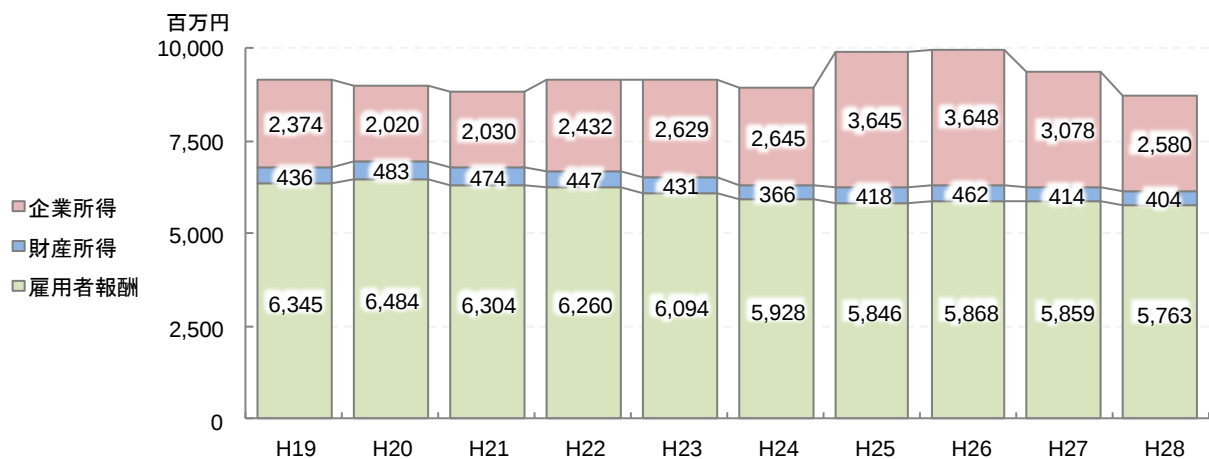
◆産業三区分別就業人口（国勢調査）



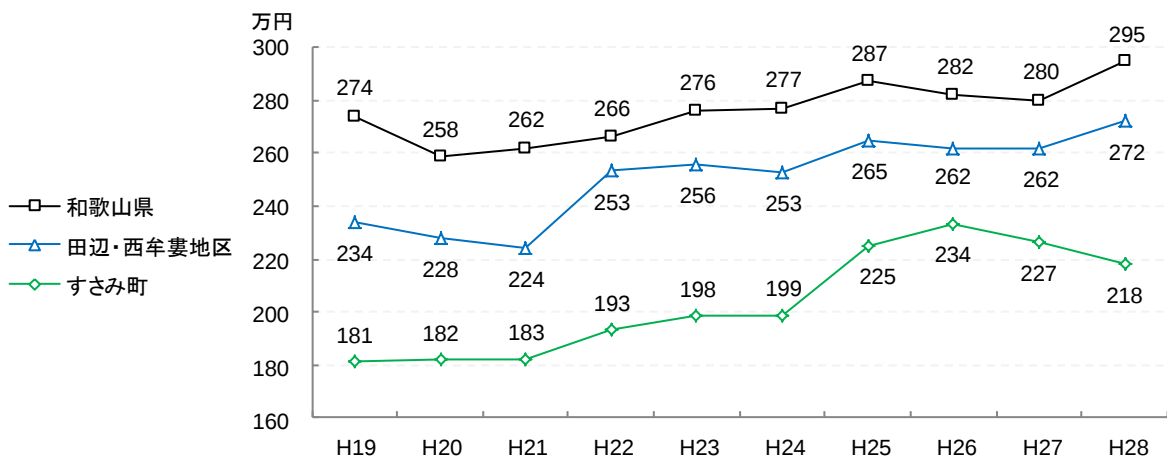
第5節 町民所得

平成28年「和歌山県市町村民経済計算」によるすさみ町の町民総所得は87億4,700万円で、本県全体の0.31%を占めています。

◆町民所得（和歌山県市町村民経済計算）



◆一人当たり市町村民(県民)所得(和歌山県市町村民経済計算)



第6節 土地利用状況

本町は、かつての町村の集合体であるため、概して住宅が密集する地域と住宅と農耕地が混在する地域とに分かれ、不整備な土地利用の形態をなしています。

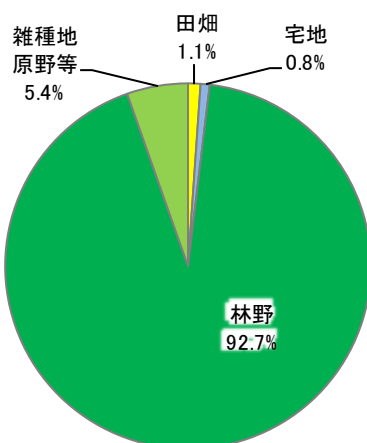
三方を急峻な山に囲まれた平坦地が少ない当町では、地目の基本的構成には殆ど変化は見られていません。

また、現在の経済下では投機的な土地開発の可能性は少なく、今後も大きな変動はないと考えられますが、開発を進める場合には優れた自然環境の保護に十分留意し、適切な指導を図っていく必要があります。

さらに、地域住民にゆとりと潤いを与える秩序ある土地利用の実現を図るとともに、U J I ターン者や若者定住のための土地利用についても推進していく必要があります。

山林が大部分を占める本町にとって、土地の効果的な利用の方向性確立は、最も重要なことであります。

◆地目別面積



区分	総面積	田畑	宅地	林野	雑種地 原野等
面積 (ha)	17,445	200	132	16,168	945
構成比 (%)	100.0	1.1	0.8	92.7	5.4

総面積資料:国土地理院公示面積(平成30年10月1日公示)

宅地面積資料:平成31年度固定資産税概要調書(平成31年1月1日現在)

田畑資料:農林水産省「作物統計」(平成31年2月22日公表)

林野資料:和歌山県「平成30年森林・林業及び山村の概況」(平成30年6月公表)

基 本 構 想

1 まちづくりの目標

すさみ町は、全ての町民が「住んでよかった」「今後も住み続けたい」と考え、町外の人からは「住んでみたい」「もう一度行きたい」と思ってもらえるまちづくりをめざします。

本町の場合、道路・交通網の整備や生活基盤の充実等によって緩やかな変化は予想されますが、都市部等でみられるような急激な変貌は望めず、国の地方財政計画が縮小される中ではあくまでも地道な計画に留意するのが本質であると考えます。

そのためには、若年層を中心とした人口流出による過疎化現象を食い止め、超高齢社会での福祉の充実や、各地域の活性化対策等の施策とともに、恵まれた自然環境の中、先人が築き上げた歴史と伝統を継承し、次代を担う子供達が生き生きと暮らせるよう、町民一人ひとりがまちづくりの主体者としての自覚を持ち、ボランティア団体やNPO法人等を育成・支援するなど、行政と町民が協働して町の活力を創り出す必要があります。

日常生活圏の町の枠を越えた広域化が進み、住民ニーズも多様化・高度化し、地方分権が推し進められる中で、町の責任がこれまで以上に重くなっており、行政のより一層の効率化が求められています。こうしたことから、広域的な行政体制となるように周辺市町との結びつきを強める必要があります。

この基本構想は、現在与えられている諸条件を勘案し、客観的な視点でとらえた上で明確な方向付けを試みようとするものですが、ただここで予測した数値は、あくまで町の将来の姿を考えるにあたっての一つの目安であり、ある程度の幅をもって考えられるべきものとのとらえ方をしています。

基本計画においては、町民憲章で掲げる、

- I 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり
- II 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり
- III スポーツにしたいしみ健康で希望にみちた明るいまちづくり
- IV たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり
- V 働くことを大切にす活力あふれるまちづくり

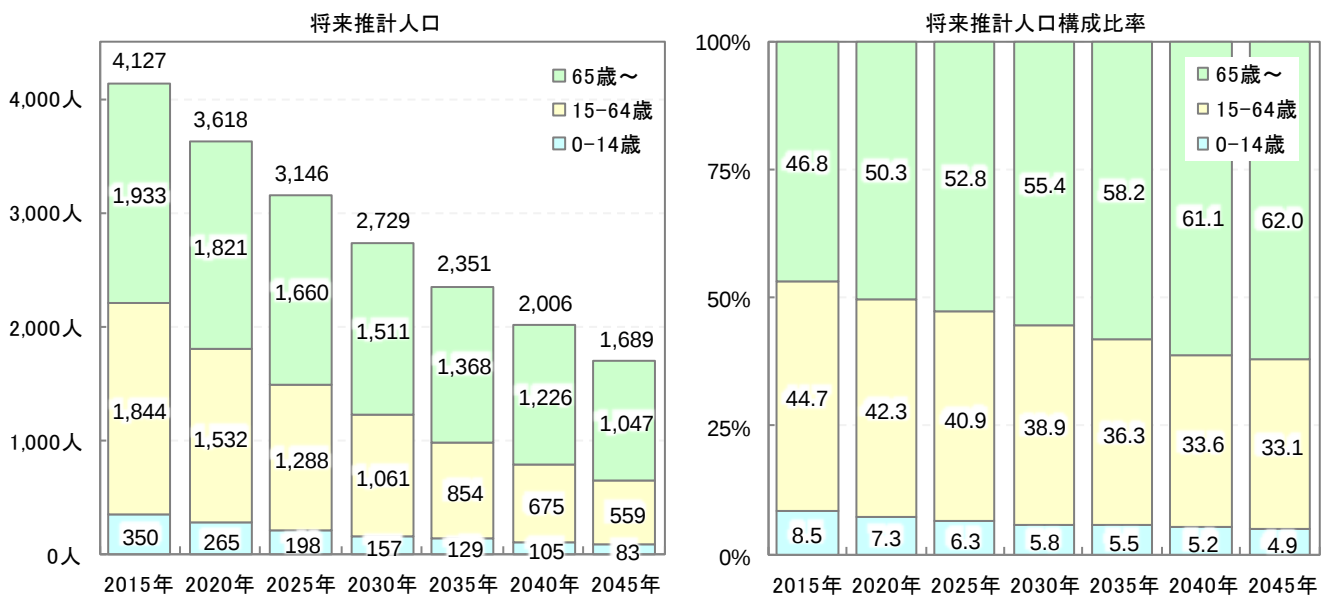
の5つの柱を軸に、すさみ町の特色を再認識するとともにその特色を更に磨きあげ、人間の尊厳、自然との調和、人と人との親密なふれあいを重視し、地方分権時代にふさわしい個性あふれるまちづくりを目指します。

2 目標人口

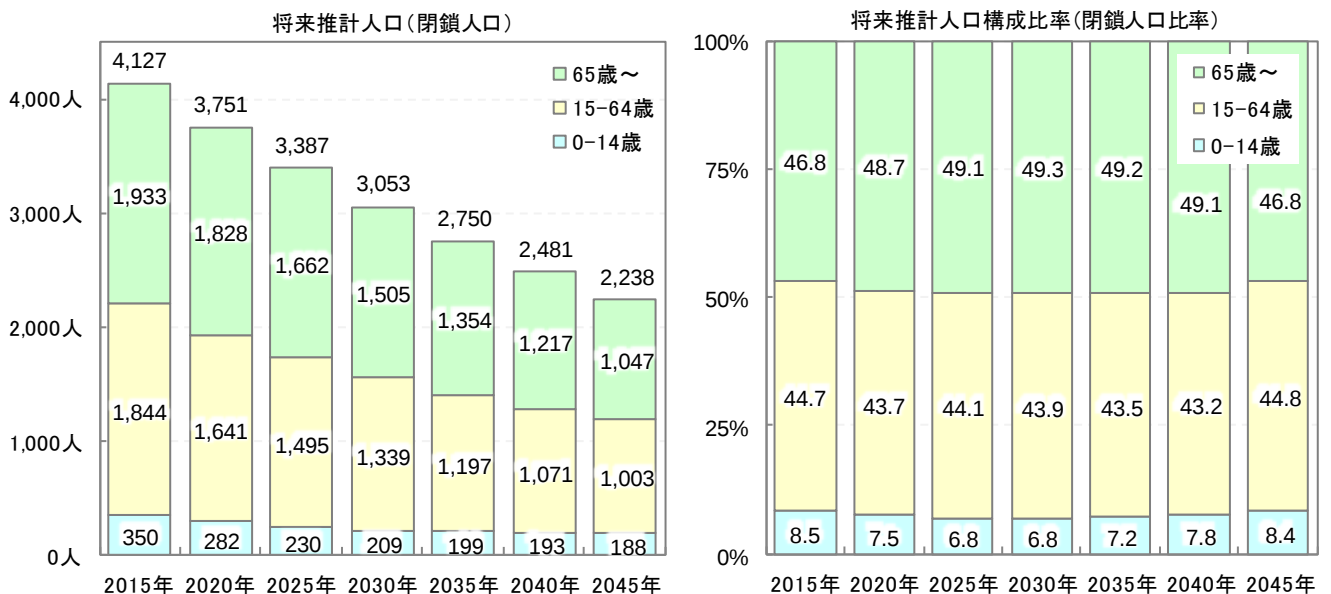
平成30年12月に国立社会保障人口問題研究所が公表したコーホート法による将来推計人口では2030（令和12）年に2,729人と予測されています。新規学卒者の定住やU・Iターンなどによる人口増を想定し、10年後のすさみ町の人口を、「すさみ町人口ビジョン」で目指す定住人口の3,051人と設定し、町政推進の目標値としてその実現に向けて努力します。

◆将来推計人口

（1）転入出を勘案した場合



（2）転入出がないものと想定した場合（閉鎖人口）



3 施策のあらまし

I 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり

第1章 基礎的條件の整備

第1節 交通・通信

- 近畿自動車道紀勢線の早期南進と、すさみ～串本間の早期供用促進を積極的に要望します。
- 基幹道路である国・県道についても、改修・改良・舗装等について早期完成を強く要望します。
- 生活・産業道路である町道や農林道については、未改良・未舗装区間を重点に整備を図ります。
- 住民生活の利便性向上のため、コミュニティバス運行の維持・確保を行います。
- 大量高速輸送鉄道については、利用者の快適性・利便性に配慮した運行を県下的な取り組みを通じて関係機関に強く要望します。
- 情報通信技術の発達の恩恵を町民が等しく享受できるよう、基盤の整備、人材の発掘・育成、生活・教育・産業・保健医療など住民福祉の向上につながる利活用を促進し、「いつでも、どこでも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながる安全で安心なネットワーク社会の維持・向上を図ります。

第2節 土地利用

- 土地利用にあたっては、町域の総合的施策に配慮しながら地域開発・整備を推進します。
- 公共事業の円滑化、公租・公課等町民負担の公平化、土地の所有等の明確化を目的とした地籍調査事業を推進します。



第3節 町土の保全

- 治水対策では、県に対し堤防改修事業による早期改修を強く要望します。
- 砂防面では、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業とも、人命に直接関わる事業であり早期実現を強く県に対し要望していきます。

- 森林保全については、保安林の機能維持、水資源の涵養を図り、復旧治山、予防治山事業等を実施します。
- 海岸保全の施設整備にあたっては、漁港整備、河川改修等の事業と連携を密に、自然との調和を図りながら計画を推進します。
- 河川については、住民が安全で親しみを持てる河川を目指して整備を促進します。

第4節 自然環境の整備保全

- 地域の自然的、社会的条件を考慮しながら、自然との調和、節度ある開発を進めます。
- 世界遺産等に指定されているエリアの保護を行います。
- 吉野熊野国立公園内では、自然環境の保護を行うとともに、すさみ海岸の特色を生かし、地域産業と連携する観光・レクリエーション地域として開発します。

第2章 生活基盤の整備

第1節 環境衛生

- 広報活動等により町民の意識の高揚を図り、ごみの減量化と資源リサイクル活動を推進します。
- 近隣市町と廃棄物処理施設の広域化を図り、より経済的な施設運営を図るとともに、不法投棄の防止や町民と協働した環境美化に取り組みます。
- 水質保全に関しては、浄化槽の設置費の一部助成を行うほか、設置者には適正な管理の指導を行います。
- 火葬業務については、白浜町への業務委託を継続します。

第2節 水利用計画

- 上水道及び簡易水道施設では、経費の節減と施設整備により安定した水の供給を図ります。
- 生活用水未普及地域については、住民の意向を踏まえその確保に取り組みます。
- 農業用水の確保は重要な課題であり、全町的視野にたった利用計画を推進します。また、農業用水の水質保全のため、生活雑排水の流入防止を図ります。



第3節 集落及び住宅・住環境の整備

- 総合的に施策を講じ、集落の維持・存続を図ります。
- 町営住宅の長寿命化を図るとともに、順次その改善に取り組み、居住環境の維持・向上を図ります。
- 公的補助制度の活用を促し、倒壊の危険がある家屋の解体や耐震化を行うなど、住環境の整備に取り組みます。
- 若者定住、U J I ターンを促進するため、子育て世帯向け賃貸住宅の整備や宅地分譲、空き家の利活用を推進していきます。

Ⅱ 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり

第1章 教育文化の振興

第1節 生涯学習社会の実現

- 町民が社会の一員としてその生涯を幸福で有意義に生きるために、人生のあらゆる時期や場所において、個々の学習ニーズに応じて主体的・対話的に学習することができる生涯学習社会の実現を目指す社会教育を推進します。
- お互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない民主的な社会の実現を目指し、人権学習を推進します。
- 健康で文化的な生活を築くために、各自に応じた体力づくりに積極的に取り組む社会体育を推進します。
- 学芸や文化遺産を大切にし、文化のかおる町づくりを目指し、学術文化活動を推進します。

第2節 保育と学校教育

- 集団生活の中で持っている力を最大限発揮し、心豊かな子どもの育成を目指します。
- 知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな子どもの育成を目指します。
- 「基礎学力の向上と自ら学ぶ意欲と力、豊かな心、心身共にたくましく鍛える」に重点をおいて取り組みます。
- 保育士・教職員の資質の向上、施設・設備等の充実など教育環境づくりを積極的に推進します。
- 学校運営協議会制度を活用し、保育、学校、家庭及び地域社会・関係機関が連携して、安全で開かれた保育所・学校づくりを推進します。

- 幼児教育を充実させ、幼児期の育ちを小学校へよりなめらかにつなぎ、安心して小
学校生活に進めるよう保小連携と接続に取り組みます。
- ふるさと学習を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持つ子どもの育成に取り組みます。

第3節 社会教育活動の振興

- 家庭教育では、保護者の学習機会を拡充するとともに、家庭教育学級の充実を図り
ます。また、PTAや地域の関係機関と連携して子育て環境を整備します。
- 高齢者教育では、豊かな人生経験を生かした各種学習や活動の充実を図ります。
- 成人の幅広い学習機会の提供を図るとともに、地域活動への参加促進に対する支援
の充実を図ります。
- 「すさみ町人権学習基本方針」に基づき、すべての町民が互いの人権を正しく理解・
認識するための主体的な学習機会の拡充を図り、当町における人権文化の構築を目指
します。
- 青少年教育では、地域の関係機関と連携して、青少年の社会参加や活動を推進し、
自主・自立意識を啓発する教育を進めていきます。
- 明るく健全な家庭づくりを推進し、社会環境の浄化と健全な社会環境を整備します。
- 社会教育の中心機関としての公民館活動の役割を果たすため、指導者の資質向上、
人材の発掘、各種教室・講座、図書の実施を図ります。
- 学校運営協議会制度を活用し、学校と地域が一体となって、子どもの健全育成に取
り組みます。

第4節 文化の振興

- 世界遺産「長井坂」・「タオの峠」をはじめとする指定文
化財の保全と活用を行うとともに、文化財愛護に関する啓発
活動を行い、人類・国民にとってかけがえのない共通の財産
を後世に継承します。
- 公民館等の文化施設を拠点として、地域の芸術文化団体
等の育成と連携を図り、伝統的な文化や芸能を後世に継承し
ます。
- 公民館や歴史・文化施設の充実と効果的活用を推進しま
す。



Ⅲ スポーツにしたい健康で希望にみちた明るいまちづくり

第1章 スポーツ活動の推進

- 多世代や個人に応じたスポーツ活動への積極的な参加奨励とともに、施設の整備、指導者の育成及び社会体育団体の充実支援に取り組み、スポーツを通して町民の連帯意識を高め、町民の健康増進と体力向上を図ります。

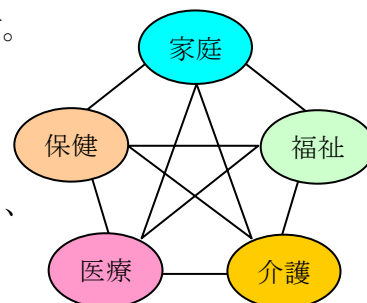
第2章 社会保障と医療の推進

第1節 社会保障制度

- 国民健康保険事業では、制度に関する広報、予防業務の充実、傷病時の医療給付による健康の回復・保持を図ります。また、かねてより要望していました運営基盤の広域化については、平成30年度より国民健康保険の責任主体が県となり国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化が図られ、安心して医療を受けられる環境を維持します。
- 平成20年度から各医療保険者に生活習慣病検診の実施が義務づけられたことから、特定健康診査の実施により引き続き生活習慣病予防に重点をおいた健康づくりを推進します。
- 介護保険事業では、すべての高齢者ができる限り健康な状態を保ち、要介護状態になることを防止するため、介護予防事業に取り組みます。また、介護状態の軽減、介護状態からの回復のための諸事業を関係医療機関と連携して迅速に行い、自立した生活ができるように支援を行います。

第2節 保健衛生及び医療の充実

- 生活習慣病予防対策等の検診体制の充実、強化を図ります。
- 疾病予防、治療体系の整備と、自己管理による健康づくりに取り組みます。
- 国保すさみ病院の適正規模を早期に検討し移転建築を進め、持続可能な病院運営を図ります。
- 保健・福祉・医療・介護の連携を強化し、安心して住みよい福祉のまちづくりを推進します。



Ⅳ たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり

第1章 社会福祉の充実

- ひとり親家庭への福祉に関しては、生活相談の徹底や相談機能の充実を図り、安定した家庭生活の中で、児童生徒が心身ともに健やかに育成されるよう必要な施策に繋がります。
- 高齢者福祉では、高齢者の長年培った経験に学ぶといった敬愛意識の向上を図り、高齢者の社会参加を促進するため、技能や知識を活かした生きがい対策を推進します。
- 介護保険では、利用者に対する適切なサービス量の確保をしていくとともに、給付の効率化、適正化を図ります。
- 生活保護受給開始の要因は疾病による場合が多いことから、健康管理意識の啓発を行うとともに疾病の早期治療対策に取り組めます。
- 障害者福祉については、利用者のニーズに対応できるようサービスの量と質の向上を図ります。また、障害者の社会参加を促進し、地域で支え合う町づくりをめざし、啓発と広報活動を推進します。
- 社会福祉協議会の行う事業意義の啓発や、地域社会での活動拠点としての充実強化を支援します。
- 地域社会の福祉増進を図るため、民生児童委員との連携やボランティアの発掘・育成と組織づくりを積極的に推進していきます。

第2章 多文化共生社会の形成

- 日本人と外国人が、国籍、人種、民族等の分け隔てなく人としてともに認め合い、対等なまちづくりの構成員として、文化的で、誰もが参加できる、暮らしやすい多文化共生社会の形成を目指します。

第3章 地域住民の安全の確保

第1節 消防・防災及び防犯対策

- 白浜町消防本部すさみ消防署では、消防防災意識の普及、啓発と予防業務に取り組み、消防力の強化を図ります。救急業務では資機材の整備充実と隊員の技能高度化を図ります。
- 非常備の消防団については、若者の入団促進と資質向上に取り組み、消防力の強化と機動力の充実を図ります。

- 防災対策に関しては、すさみ町地域防災計画等により防災体制の強化を図るとともに、防災意識の高揚と自主防災組織の育成を図り、災害に強い町づくりを推進します。
- 今後数十年のうちに高い確率で発生が予想される南海トラフを震源とする地震に備え、公共施設や一般住宅の耐震化、避難場所・避難路の整備、避難訓練など住民と行政が一体となって総合的な施策を講じます。
- 町民すべての願いである犯罪根絶運動を地域ぐるみで展開します。
- 青少年の健全育成に関して、家庭内教育や学校教育の充実を図ります。

第2節 交通安全対策

- 今後の交通安全対策にあたっては、道路の整備とともに安全施設を整備し、高齢者、子ども、障害者等の立場にたった安全なまちづくりを進めます。
- 町民一人ひとりに正しい交通ルールとマナーの実践を図ります。
- 交通指導員会を中心に、積極的な交通安全の啓発活動を推進します。

V 働くことを大切にする活力あふれるまちづくり

第1章 産業の振興

第1節 農業の振興

- 農地を効率的かつ有効的に利用するため、優良農地の確保と保全に取り組み、農業の担い手への農地の集積を図り、耕作効率の向上を図ります。
- 適地適作の推進、施設栽培の導入と複合経営の促進を図るとともに、生産技術の向上、生産組織の育成・強化、共選共販体制の確立を図ります。
- 特産品であるイノブタの増産や新しい製品の開発等により、地域全体の自立促進を図ります。
- 国・県の農業生産振興対策事業及び町の遊休農地対策により、耕地の遊休化を防ぎます。
- 農業の新たな担い手となる農業生産法人や元気な高齢者、女性、U J I ターン者の農業経営を多角的に支援します。
- 農産物の地産地消を推進するとともに、観光と連携した体験農業の導入を進めます。
- 鳥獣被害については、防護柵の設置や駆除を行うとともに、鳥獣との共生・共存に取り組めます。



第2節 林業の振興

- 小規模林家や不在村林家に対して、積極的参加を啓発し林業施業を促進します。
- 森林環境譲与税を活用し、森林の適正な整備を図ります。
- 森林組合の体質強化を図り、合理的かつ計画的な林業経営に対応できる基盤整備を促進します。
- 大型林業機械導入を促進し、素材生産活動の活性化を図ります。
- 林業生産活動の活性化、就業の確保と労働条件の整備や複合経営の促進を図り、担い手の確保と育成に取り組みます。
- 森林の公益的機能に鑑み、保安林の拡大を進めます。
- 小型バイオマス発電設備を導入し、木材の有効活用と荒廃森林の整備を図ります。
- 有害鳥獣の駆除を行うとともに、鳥獣との共生・共存に取り組みます。

第3節 水産業の振興

- 新たな漁場開拓や海洋環境の改善による漁業資源の確保を図ります。
- 魚価の安定向上を図るため、付加価値の高い漁獲物の供給に取り組みます。
- 漁港など漁業生産基盤の整備を進めるとともに、イベント等による都市住民との交流の場としての活用を図ります。



第4節 商工業の振興

1. 商業

- 商工会を中心とした指導体制の強化や商業経営の合理化、効率化を図り、新しい経営感覚を養い顧客の誘導を図ります。
- 商工会活動の一層の充実、商業者の自立的努力を推進します。
- 創業者の育成や新規創業への支援に取り組むとともに、小規模事業者や中小企業者の設備投資に関して、支援機関と連携し融資あっせん等の側面的支援を行います。

2. 工業

- 小規模企業が主な本町では、商工会等を通じ経営の合理化、施設の近代化を進め企業者の自主的努力を促します。
- 既設企業や誘致企業については、今後とも側面的支援により雇用の増大と安定、所得の向上を図ります。
- 農林水産物を材料とする加工場の設置を推進します。

第5節 観光業の振興

- 地域イベントを活かし、農山漁村へのグリーンツーリズム及びブルーツーリズムを通じ、農林水産業等地域産業と連携して心癒される観光の振興を図るとともに、世界遺産熊野古道の活用を図ります。
- 広域連携による長期滞在型等、観光の振興を図り、関係人口の増加を目指します。
- 枯木灘海岸沿線の整備については、生活環境の保全、自然環境の保護を図りつつ、地域産業の活性化を図ります。
- 設備投資に関して、融資あっせん等の側面的支援を行います。

第6節 地域間交流の推進

- 地域の活性化と自立を図るため、都市交流環境のハード、ソフト両面について整備を促進し、交流人口の増大を図ります。
- まちづくりの人材育成や就労機会の拡大等の効果が大きい観光・レクリエーション産業の振興を図ります。

第2章 行財政計画

第1節 行政組織

1. 事務管理

- 地方分権・地方創生への取り組みが求められる中、町民ニーズの多様化や社会情勢により変化する行政課題に対応できる組織体制を構築し、行政サービスの向上を図ります。
- 限られた財源を効果的に活用するなど行財政改革を推進するとともに、ICTなど情報システムを活用し、効率的な行政運営と質の高い行政サービスの提供を目指します。

2. 人事管理

- 少子高齢・人口減少社会や多様化する町民ニーズ、地方創生への取り組みなど社会情勢の変化に的確に対応し、町民の目線に立ったきめ細やかな町民サービスが提供できる職員を育成します。
- 定員適正化計画に基づき、人件費の抑制を図りながら安定的な行政サービスの提供を行います。

3. 広報・公聴

- 広報について、広報紙やホームページ等の情報提供手段の一層の充実のため創意工夫します。
- 町民が町政に積極的に参加し行動できる体制づくりと情報提供により、町民意識の的確な把握を行います。
- 今後とも住民との対話を積極的に進め、広報、公聴活動の強化を図ります。

第2節 財政

- 施策や事業を円滑に実施していくため、財政の健全化を図ります。
- 多様化、増大化する行政需要に対応するため、一層の経費節減と合理化を図り、硬直化している財政体質の改善に取り組みます。
- 公債費については、過疎対策事業債などの交付税算入のある地方債を優先させるとともに、事業を厳選し発行額を抑制します。

第3節 広域行政

- より一層効率的に行財政運営を行うため、周辺地域等の広域的な取り組みを積極的に推進します。
- 白浜町との一部事務組合で処理している業務に関しては、継続して行いつつも、より効果的な方法について協議をします。
- 高速自動車道の紀南延長、主要幹線道路の早期改修、J R紀勢本線の利便性・快適性向上促進については、広域市町村が一致協力して関係機関に積極的に働きかけます。
- 紀南地方の社会経済の振興を図るには、最終処分場・ごみ焼却場や消防の広域化など、新しい課題に取り組むため連携をさらに強化し、広域的な視点にたった行政を推進し、合理的、効率的な地域の総合整備を図ります。
- 従来の行政枠を越えた総合的な振興整備策と生活環境水準の向上を図り、周辺地域等と互いに協力し合い、均衡のとれた住みよい地域社会の建設を推進します。

基本計画

Ⅰ 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり

第1章 基礎的條件の整備

第1節 交通・通信

1. 道路の整備

（現況と課題）

道路は地域開発や産業基盤の強化を図るための基礎的要素であり、住民が安心して生活する上で欠かせない生活基盤であると同時に観光の振興を促す意味からも重要な役割を担っています。

紀伊半島の南部に位置する本町にとって、国土幹線軸に直結する高規格道路の整備の遅れは、過疎化からの脱却、地域経済活動等の進展を阻害しており、一日も早い完成を目指し積極的な要望と推進活動を行っています。

本町の道路網は、広域幹線道路としての国道42号を軸に、主要県道2路線、一般県道4路線、町道293路線及び農道等により形成されています。

基幹道路である国道は、海岸線に沿って延長20.5kmが完全舗装されていますが、急曲部分が多く、通行に時間を要する一方、カーブ区間での車両事故が後を絶たず、歩道等の交通安全施設の整備も急がれています。

県道6路線については、実延長は82.7kmであり、全体の改良率は45.7%、舗装率は91.8%となっています。

町道は、1級8路線、2級9路線、その他276路線の合計293路線あり、実延長は116.5km、全体の改良率は37.8%、舗装率は75.6%となっています。

国道・県道・町道整備状況（平成31年4月1日現在）（単位：km，%）

区分	路線数	実延長	改良済		舗装済	
			延長	改良率	延長	舗装率
国道	1	20.5	20.5	100.0	20.5	100.0
県道	6	82.7	37.8	45.7	75.9	91.8
	主要	2	52.6	31.0	48.6	92.4
	一般	4	30.1	6.8	27.4	91.0
町道	293	116.5	44.0	37.8	88.1	75.6
	1級	8	17.8	11.4	15.2	85.4
	2級	9	13.6	4.9	11.6	85.3
	その他	276	85.1	27.7	61.3	72.0
合計	300	219.7	102.3	46.6	184.5	84.0

地域内幹線道路である県道及び町道については、町域が広範でかつ集落が散在しているため、整備率は低く、幅員も狭い上にカーブが多く、車の対向困難箇所も随所にあり、豪雨等の異常気象時には通行止めや通行規制のかかる箇所もあることから、連絡道を中心とした拡幅改良が進められています。

農林道については経年劣化や未舗装道も多く、農林業機械の大型化にも対応しきれていないのが現状です。そのため農林道の長寿命化や改良等、より一層の整備が不可欠となっています。

（基本方針と主な施策）

（1）国道等

本町の基幹道路であり、また近畿経済圏と結ぶ産業、観光道路でもある国道42号は、重要な役割を果たす大動脈であるので、急勾配、急カーブの多い区間及び歩道のない箇所について、早期改修を国に対し強く要望していきます。

また、近畿自動車道紀勢線は地域の発展や地域の住民の生活向上には不可欠な「命の道」であります。平成27年8月に、白浜～すさみ間が開通し、地域振興並びに救急活動に整備効果を発揮しています。すさみ～串本間は、平成26年に新直轄方式として事業化され、現在工事が進められています。広域的な取り組みを通じて早期整備を強く要望するとともに、早期供用のための促進活動を積極的に行います。

（2）県道

県道については、国道に次ぐ重要な役割を持つ道路であるため、未改良区間の改良、舗装の促進、不通区間の解消を重点に強く県に要望し、その実現を図っていきます。

特に、県道すさみ古座線・上戸川～小河内間、県道上富田すさみ線・防己～江住間の未改良区間については、早期完成を県に要望していきます。

また、県道上富田すさみ線・県道大附見老津停車場線・県道城すさみ線の不通区間の解消を重点に積極的に要望し、過疎化する奥地山村の振興を図っていきます。

広域的な取り組みとして、当町から古座川町を経て田辺市本宮町に至る道路（仮称参宮本線）をはじめとする広域幹線ルート of 整備についても、県に対し要望していきます。

（3）町道

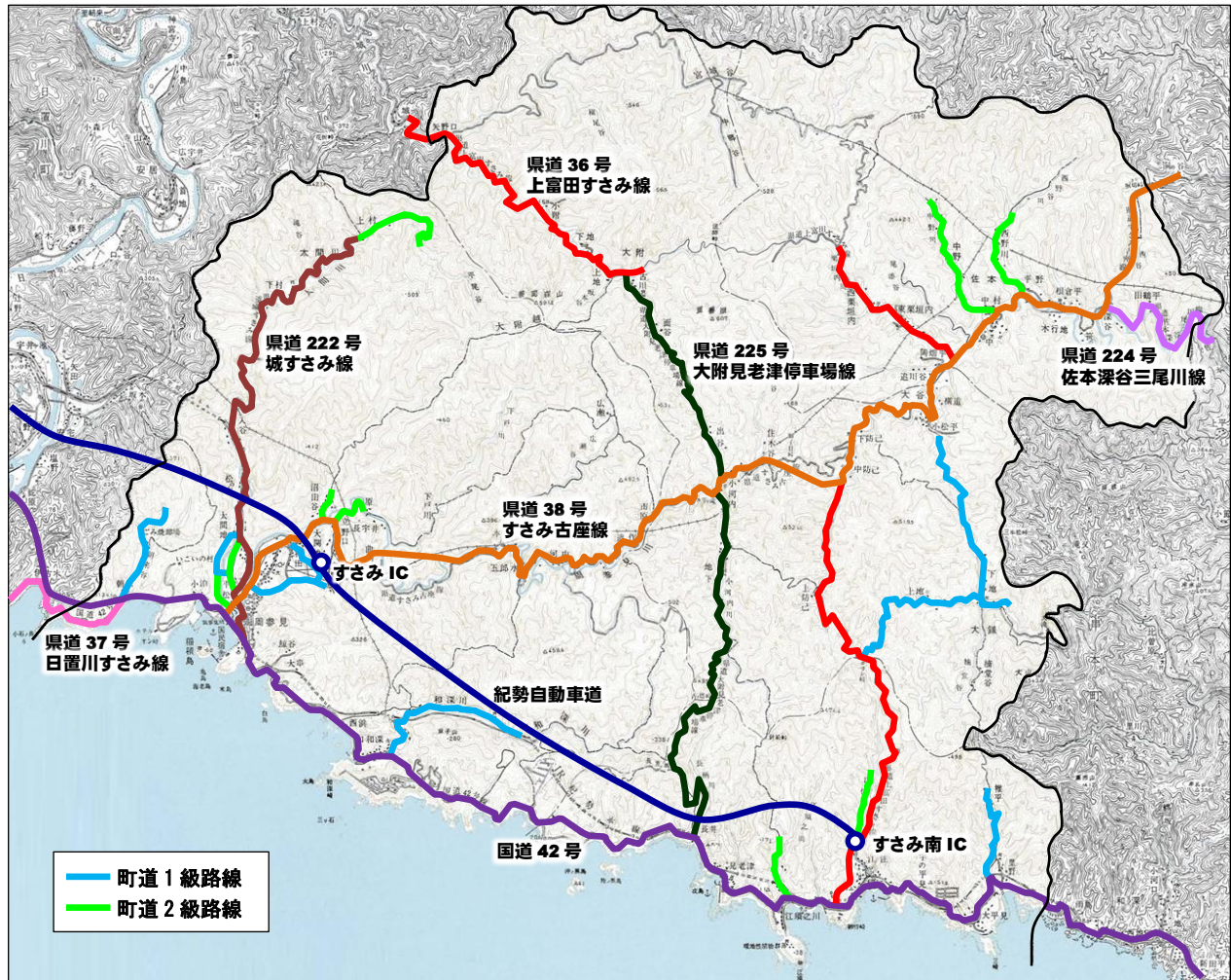
町道は、集落～集落及び市町間を結ぶ暮らしに密着した生活道路であり、今後も利用者の増大が予測される道路交通需要に対応すべく、交通量の多い1級及び2級道路の未改良、未舗装の道路整備に加え、集落内の狭隘なその他道路の道路整備に重点をおき、順次推進を図っていきます。

また、橋梁関係についても橋梁点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定のうえ、橋梁の現状把握を行い計画的に修繕及び架替等を図っていきます。

（4）農林道

町の基幹産業である農林業の活性化を図るため、投資効果を勘案の上、その整備を行います。

◆すさみ町内主要道路



2. 公共輸送機関

(1) バス

（現況と課題）

バス交通は、山間地域住民の買い物等、日常生活の身近な公共交通機関として重要な役割を果たしています。本町では、明光バス（日置～周参見～江住線）、熊野交通バス（串本～里野～江住線）及びすさみ交通（周参見～大附～佐本線、周参見～太間川線）の民間会社3社により路線バスが運行されていました。しかし、過疎化と自家用車の普及により利用者は年々減少し、不採算路線となったことから明光バス及び熊野交通の路線バスが平成26年以降相次いで廃止となりました。

このことから、平成29年度から町を運行主体としたコミュニティバス運行を開始しました。（コミュニティバス運行を開始したことにより、すさみ交通の路線バスが廃止となっています。）民間路線バスの運行ルートを補完することに加え、周参見地内を周回するバスを運行するなど、町内で8路線の運行を行っています。

（基本方針と主な施策）

町民等の交通手段の確保と住民福祉の向上に資すること及び学校統合に伴う児童・生徒の通学支援を行うため、コミュニティバス運行を行います。

利用実態に応じた運行を行うため、運行方法、運行ルートや運行時刻の見直しを行い、利用者の利便性の向上を図ります。

（2）鉄道

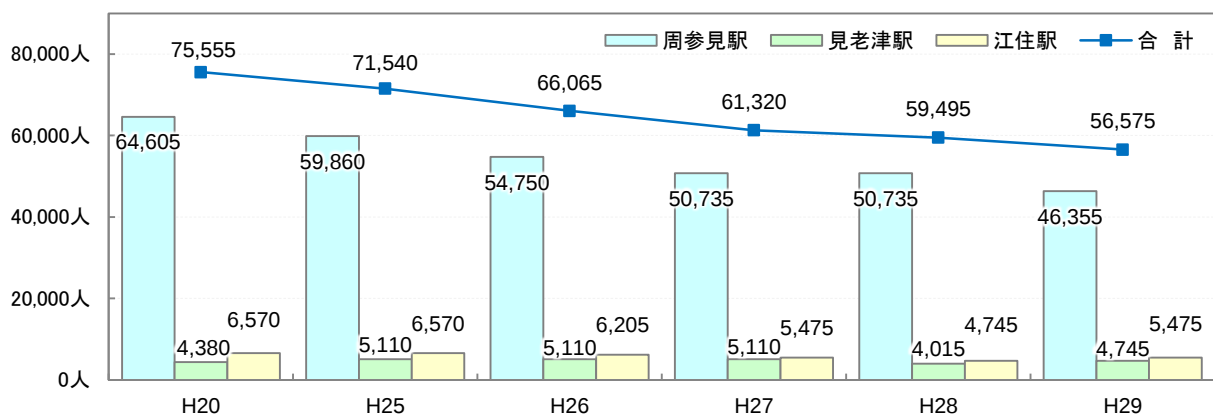
（現況と課題）

大量高速輸送の特性を持つ鉄道は、通勤・通学、商用あるいは観光にと幅広く利用され、公共的な輸送機関として大きな役割を果たしています。

高速道路の延伸等による自動車交通の利便性向上の反面、過疎化による人口減や運行本数減による鉄道離れが懸念されています。

こうした状況の下、県内沿線の市町で組織している「紀勢本線活性化促進協議会」で、ＪＲと沿線市町が相互に協力しながら、駅のバリアフリー化、防災・減災面の強化等施設の整備・充実に取り組み、利便性・快適性の向上を図るための県下的な取り組みが進められています。

◆各駅乗車延べ人数



（基本方針と主な施策）

将来においても、モータリゼーションの時代は続くと思われませんが、大都市や地域間を結ぶ移動手段として紀勢本線は唯一の鉄道機関であり、将来にわたる持続的な発展のため鉄道の公共輸送機関としての果たすべき役割は大きいものがあります。

紀勢本線の活性化のため、現状の運行本数を維持しつつ利用者の利便性に配慮したダイヤ対応や、通勤・通学利用者に加え観光客などの来訪者も利用しやすい運行を関係機関に強く要望していくとともに、町の玄関口でもあるコミュニティプラザの利用促進や、誰もが安心・安全に利用できるよう、駅舎・トイレ等のバリアフリー化を目指します。

3. 情報・通信

（ 現況と課題 ）

インターネットや携帯電話などの情報通信サービスは、今や日常生活や産業活動等に欠くことができず、定住や企業の立地などにおいても重要なものとなっています。

情報技術の進展に応じた通信基盤の整備、町民の要望に応じた双方向性のある情報の受発信機能の強化、人材の育成に取り組む必要があります。

また、行政においても事務の効率化やサービス向上を目的とした情報化が求められています。

（1）超高速インターネット、テレビ、ラジオ

本町は、平成20年度から21年度にかけて情報通信基盤（CATV）整備事業を実施し、光ケーブルによりテレビ地上デジタル放送やラジオ放送を視聴し、インターネットの超高速通信を利用できる環境を整備しました。

しかし、災害等によりCATVを利用できない場合に通信手段が限られるなど、通信格差が依然残されています。

（2）防災行政無線

防災行政無線放送の効果的な活用を図り、町民が安全で安心して生活できる環境づくりを推進するとともに、災害情報などを的確・迅速に周知できるシステムを構築する必要があります。

（3）携帯電話エリア

主として地形や常住人口の関係から、携帯電話のつながらない地域が山間部等に残されています。

（4）情報通信技術の利活用における社会的問題

情報通信には、青少年にとっての有害情報の氾濫、詐欺等の犯罪の発生、コンピュータウィルスの感染、個人情報漏洩など社会的な問題が生じてきています。

（ 基本方針と主な施策 ）

通信技術の発達の恩恵を町民が等しく享受できるように、情報通信の格差を是正し、ハード、ソフト両面の整備充実を進め、「いつでも、どこでも、誰でも」情報通信ネットワークに簡単につながる安全で安心なネットワーク社会の実現をめざします。

（1）超高速インターネット、テレビ、ラジオ

CATV施設の運営事業者に円滑で効率的な管理運営を指導します。

テレビ・ラジオの直接受信の調査・検討を進め、中継局の設置を放送事業者に働きかけていきます。

（2）防災行政無線

防災行政無線放送のデジタル化により各家庭へ戸別受信機を設置し、きめ細やかな防災等の情報の伝達を推進します。

（3）携帯電話

携帯電話サービスエリアの拡大に向け携帯電話事業者の進出を促進する施策を講じます。

（4）情報通信技術の利活用

情報通信技術に対応できるよう基盤の整備を促進します。

小中学校や生涯学習における情報通信モラルの醸成や有害サイトに関する正確な理解・認識を深める啓発を行い、情報教育の充実などを通じた人材の発掘・育成に取り組むとともに、日常生活をはじめとする多分野での情報通信技術の利活用を推進します。

第2節 土地利用

（現況と課題）

本町は、和歌山県の南西部、県都和歌山市まで直線距離にして約100km、大阪都心部から約140km、時間距離にして鉄道で和歌山市まで約1時間40分、大阪まで約2時間40分に位置しています。

林野面積が町面積の約93%を占める町土は、現在及び将来における町民の限られた資源であるとともに、人々の生活や生産活動にとって欠かすことができない基盤です。

また、太平洋に面した約27kmにわたる海岸線は国立公園の指定を受け、平成11年には1,207haが都市計画区域に指定されています。

本町の面積174.45km²のうち、国有林を除く163.68km²が地籍調査の対象となります。

平成12年度から、主に宅地・農地等を対象に地籍調査に着手し、平成30年度末で地籍の明確化率は宅地89.9%、農地60.2%、林地8.3%で、調査対象全面積の12.3%となっています。

土地利用は、まちづくり・地域づくりの基礎的条件でもあるため、自然環境の保全と均衡ある発展を図りつつ、健全で調和のとれた秩序ある地域開発、整備を推進しなければなりません。

（基本方針と主な施策）

土地は、自然的、社会的及び経済的に種々の性格を持っているため、その利用を図るうえにおいては、現況を的確に捉え、将来の見通しのもとに、その特性に最も適した利用方法を考慮する必要があります。

したがって、今後の土地利用にあたっては、各法に基づき、町土がもつ特徴と問題点を十分考慮し、優良な農用地の確保、木材生産機能及び公益的機能を有する森林整備や、恵まれた自然環境の保全、或いは公害防止や治山、治水対策等、町域の総合的施策に配慮しながら地域開発、整備を推進します。

また、土地の所有・利用関係を明らかにして地籍の明確化を図り、公租・公課等町民負担の公平化、土地に関する紛争の未然防止を目的とした地籍調査事業を推進し、10年後には概ね宅地・農地等の地籍の明確化を図ります。

第3節 町土の保全

（現況と課題）

山林が町土の90%以上も占めているため、紀伊山系に連なる急峻な山々が住宅地の背後や海岸線まで迫り、また年間降水量も2,500mm程度と非常に多い温暖多雨な地域、気候となっています。

集落の大半は、谷あいを流れる河川に沿って形成された僅かな平坦地や、山裾に点在しており、急峻な地形と脆弱な地質が多い関係から、短時間の降雨での土砂流出や地すべり、がけ崩れや、豪雨による河川の氾濫等の災害を受けやすく、また太平洋に面している海岸は台風による波浪、津波、高潮等の災害を受けやすい自然条件下にあります。

防災の基本は、災害要因の排除であり、住民生活の安全性と快適性を確保するために治山・治水事業、砂防事業や森林保全や海岸保全を図ることが必要です。



（基本方針と主な施策）

（1）治水

本町の県管理の2級河川8本については、洪水等の防止対策としての堤防改修事業を実施しています。今後とも早期改修を図るため強く県に要望します。

また、町管理の普通河川については、現施設の維持管理を行うと共に災害が発生すれば早急に災害復旧事業で対応できるよう取り組んでいきます。

（2）砂防

急傾斜地を流れる谷川による土砂流出や、河床の浸食等を防止するため、砂防えん堤を主体に事業を進めています。今後とも緊急度を勘案しながら重点的に工事を推進します。

また、地形が急峻なため危険な急傾斜地がいたるところに散在していますが、これまでほとんどの箇所を整備を進めてまいりました。残された箇所については緊急度の高いものより重点的にその防止工事を進めます。

公共事業が見直し削減されていますが、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業は直接人命にかかわる事業であり、早期実現、早期完成を強く県に対し要望していきます。

（3）森林保全

木材資源の造成と森林のもつ公益機能の両者を多角的、かつ高度に発揮させるには山地荒廃の復旧と災害予防を推進し、流域の保全を図っていかなければなりません。

今後とも水資源の涵養を図り、水需要の増大対策、山地に起因する災害防止のための保安林の機能維持と、地域社会の振興やその他の公共目的を達成するため、復旧治山、予防治山事業等を実施します。

（4）海岸保全

本町は、外洋性で波浪が高い太平洋に直面しているため、台風時には常に高潮、高波の脅威に見舞われていて、海岸の保全整備を行うことは極めて重要です。

今後、海岸保全の施設整備にあたっては、漁港整備や河川改修等、他事業との連携を密にするとともに、自然との調和を保ちながら計画を推進します。

第4節 自然環境の整備保全

（現況と課題）

熊野地域における歴史的・文化的遺産が、平成11年に紀南地方を中心に開催された南紀熊野体験博を契機として全国的にクローズアップされ、熊野古道「長井坂」が平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコ世界遺産に登録され、平成28年には「タオの峠」が追加登録されました。加えて、太平洋に面した吉野熊野国立公園に代表される本町の自然豊かで景観にも恵まれた海・山・川は、町民の誇りであり、後世に引き継ぐべきかけがえのない財産です。

地域開発にあたっては、環境の保全と利用に関する諸計画に十分配慮しながら、開発と保全の調和に取り組んでいかなければなりません。

（基本方針と主な施策）

（1）自然環境の保全

快適な生活環境と良好な自然環境との共存への要望があるなかで、恵まれた自然環境を次の世代に引き継いでいくために、環境問題の本質を理解してもらえる教育の場を設けます。また、知識だけではなく自然とのふれあい体験をすることにより、自然に対する感性や環境を大切に思う心の育成を図ります。

（2）紀伊山地の霊場と参詣道

紀伊山地の霊場と参詣道は、自然と文化の複合遺産として世界遺産に登録されたもので、これらの保全、保護あるいは活用については、十分な配慮が必要です。本町に位置する大辺路街道長井坂にあってもその歴史的、文化的な背景に鑑み、後世に引き継ぐための保護、保全を行います。

（3）吉野熊野国立公園

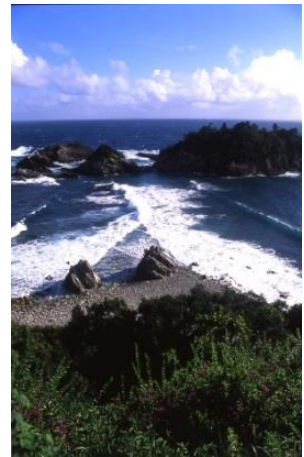
我が国で海岸美を誇る地域は数多くあるなかで、素朴で豪壮、雄大な本町の海岸は、他の追随を許さないものがあります。

こうした素晴らしい自然景観のもと、年間を通じて温暖な気候の影響を受け、暖地性植物群落が天然記念物として保護されている稲積島、江須崎を中心に、白浜から串本に至る海岸線約70kmに及ぶ2,043haの地域が、吉野熊野国立公園として指定され、このうち本町の区域は941haで、全体の46.1%を占めています。

この国立公園は、海岸美と海食による奇岩や磯の変化が特色となっており、中でも、南紀熊野ジオパークのジオサイトに指定されているフェニックス褶曲が特別保護地区にあり、世界的にも貴重なジオサイトとして注目されています。

また、稲積島、江須崎及び黒島も第1種特別地域として、その自然景観が強く保護されています。

今後は、本町の海岸の特色を生かし、また地域関連諸産業の効率的な活用を図り、観光・レクリエーション地域として再開発し、地域経済の振興を図ります。



第2章 生活基盤の整備

第1節 環境衛生

1. ごみ処理

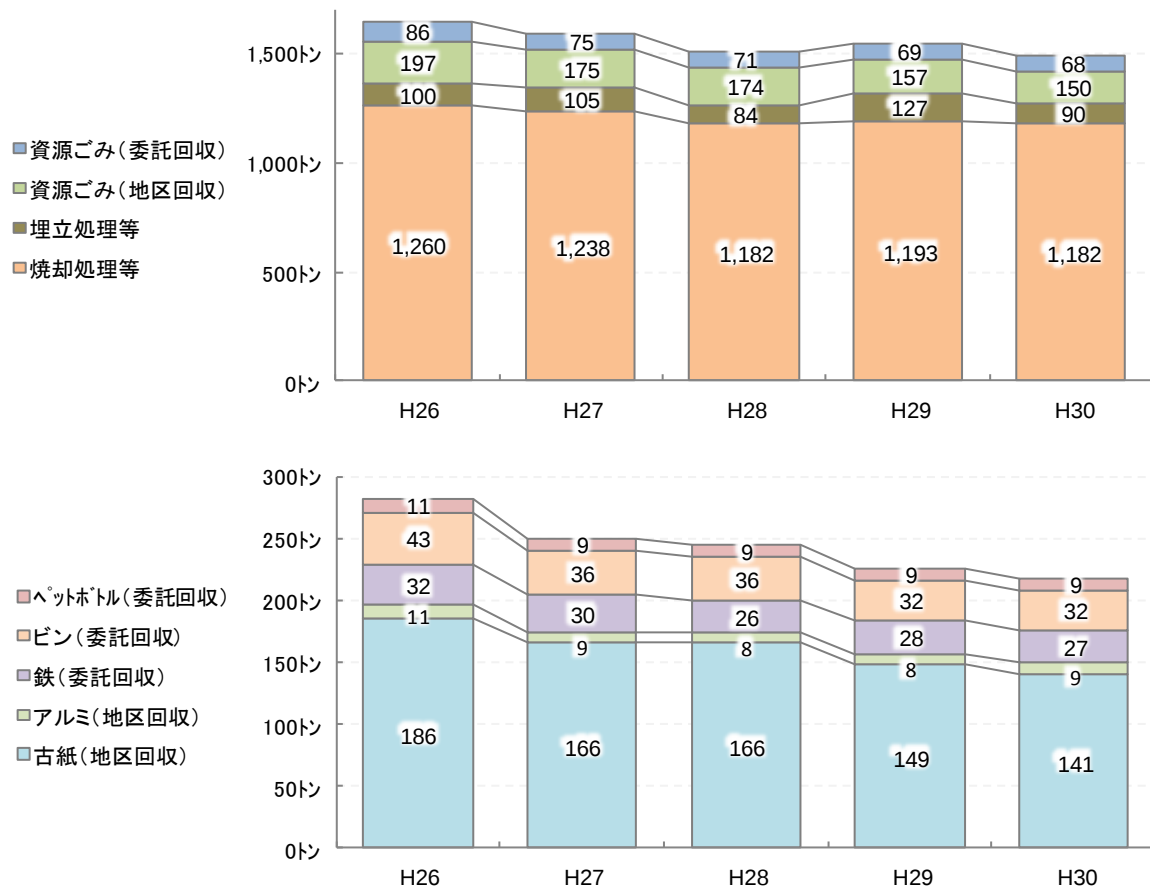
（現況と課題）

近年、生活様式の変化に伴って、ごみは多様化し、増加する傾向にあります。従来の処理方法を見直し、3R（物を大切に使うてごみを減らすリデュース（reduce）、物を繰り返し使うリユース（reuse）、再び資源として利用するリサイクル（recycle））の取り組み、個別リサイクル法の取り組みを推進したことにより循環型社会形成への町民の意識は着実に向上しました。そのため人口の減少も相まって、一般廃棄物・埋立処分量は減少傾向にあります。

これからも、平成16年1月から、実施している分別（燃えるごみ、資源ごみ、埋立ごみ、有害ごみ）、アルミ缶・古紙等の資源ごみの回収をボランティア団体等に継続していただき排出されるごみの減量化を図っていきます。有害ごみは、町内数箇所に収集容器を設置し、定期的に回収して、その後専門の処理業者により処理を行っています。

また紀南環境広域施設組合が建設中の最終処分場が2021年に完成し、7月から供用開始の予定となっています。

◆ごみ回収量の推移



（基本方針と主な施策）

ごみ減量化とリサイクルの推進については広報活動等により、住民意識の高揚を図ります。

住宅の解体など事業者の責任で処理すべき廃棄物や家電製品など自己責任で処理すべき粗大ごみについては専門の処理業者を紹介するなど適正な処理を推進するとともに、各種団体や有志による清掃ボランティア活動の支援を行い、不法投棄の防止に取り組めます。

老朽化しているごみ焼却場については、修繕等を行って適正な維持管理を行います。

埋立ごみについてはさらに減量化を図ります。

田辺周辺広域市町村圏組合及び紀南環境広域施設組合で建設されている最終処分場が2021年7月から供用開始の予定となっています。それに伴い、ごみの分別及び収集の方法については田辺市の方式に統一される可能性を鑑み、必要であれば分別の細分化に取り組めます。

2. し尿処理

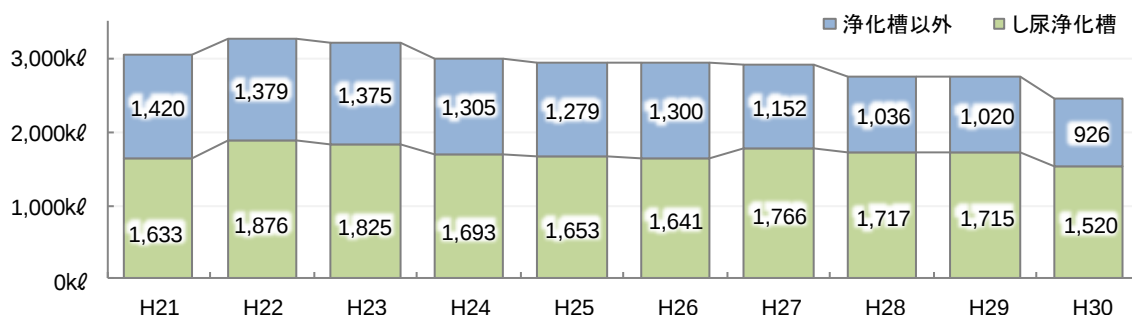
（ 現況と課題 ）

し尿は、許可業者が収集。旧日置川町分とすさみ町分については、白浜町とすさみ町で組織する大辺路衛生施設組合が管理・運営している「大辺路衛生センター」で処理しています。

大辺路衛生センターは昭和 56 年に建て替えられたもので、浄化槽の普及に伴い増加する処理量に対応できるよう検討が必要です。

公共下水道施設は、散在住居等地理的条件や財政的理由から、その整備は行なわれていませんが、もっぱら居住用とする住宅の新築又は住宅の改修時に浄化槽設置費用の一部を助成し、浄化槽の普及を推進しています。

◆大辺路衛生センターにおけるし尿処理の状況（すさみ町分）



（ 基本方針と主な施策 ）

人口の減少に伴い大辺路衛生センターで処理を行うし尿の量は減少傾向にありますが、浄化槽の普及により処理するし尿の浄化槽汚泥の占める割合は増加しています。今後更に増加が予想される浄化槽汚泥の処理に対応した施設への改善を行います。

水質保全と快適な生活環境を確保するため、浄化槽の設置費の一部助成を行うほか、水質管理のための定点調査を行います。

3. 火葬場・墓地

（ 現況と課題 ）

昭和 39 年に建設した火葬場「あさら霊園」は老朽化が著しいため廃止しました。平成 21 年 4 月から白浜町に業務を委託し、日置川斎場と白浜斎場を使用しています。

墓地については、町民の墓地の確保を図るべく、昭和 53 年に朝来谷に共同墓地「やすらぎ苑」（1 区画 2.7 m²・179 区画）を建設し、その 7 割近くが町民に利用されています。

（ 基本方針と主な施策 ）

火葬業務については、現在は白浜町へ業務委託を行っていますが、今後については再委託を含め新たに整備を行います。

第2節 水利用計画

（現況と課題）

水道は、町民の健康で文化的な生活を保障し、社会経済の発展や日常生活の向上を図るためには欠くことのできないものですが、人口の減少や生活様式の近代化等により、水の需要は減少傾向にあります。

本町の水道施設としては、周参見地区を中心とした上水道施設と、主な地域毎に設置された5ヶ所の簡易水道施設があり、これら全ての水道施設の普及率は94.0%となっています。

水道施設が未整備である一部の地域では、現在もなお自然流水を直接飲用水として利用している状態であり、渇水期には水不足をきたし、また降雨期には増水により濁水が流入する等、衛生管理で問題が残されています。

周参見地区を中心とした上水道施設は、昭和28年から34年にかけて創設され、その後拡張整備を経て現在に至っています。

現在の給水施設は、浄水、配水設備（配電盤等）も耐用年数が経過している施設もあり、維持修繕や取替による改善を行っていますが、既設の配水管等の老朽化による漏水が度々あり、布設替の必要が生じています。

簡易水道施設は主な地域毎に5ヶ所設置されていますが、中には河川からの表流水・伏流水などを取水するため、安定した水の供給ができてにくい施設もあります。

◆上水道施設の概況（平成30年度末現在）

項目			値	項目			値	項目			値
人口	行政区内人口		4,009人	管路延長	導水管		230m	年間配水量			504千m ³
	給水区域内人口		2,537人		送水管		740m		有効水量		372千m ³
	現在給水人口		2,537人		配水管		23,228m		無効水量		132千m ³
	給水普及率		100.0%		計		24,198m	1日当り	1日最大配水量		1,801m ³
世帯数	行政区内世帯数		2,151戸	消火栓	地上式		72	給配水量	1日平均給水量		1,018m ³
	給水区域内世帯数		1,307戸		地下式		40		1日最大配水量		710ℓ
	現在給水世帯数		1,306戸		その他		0	給配水量	1日平均給水量		401ℓ
	給水普及率		99.9%	施設別 ポンプ設備	取水等		3台		1人1日施設能力		1,498ℓ
家庭用料金 ※1ヶ月当り 消費税(8%)込み	基本水量		8m ³ まで				5.2m ³ /分	1日施設能力			3,800m ³
	基本料金		1,080円		送水		3台	1日最大稼働率			47.4%
	水量料金(8m ³ 超え50m ³ 以下、1m ³ 当り)		140円				2.7m ³ /分	口径別 契約件数	13mm		1,458件
	メーター使用料(φ16mm以下)		97円		計		5台		30mm		36件
	15m ³ 使用料金		2,160円				7.9m ³ /分	計			1,494件
	20m ³ 使用料金		2,862円	用途別 年間有収水量	生活用		303千m ³	料金収入総額			57,136千円
料金改定	現施行年月日		H26.4.1		営業用		69千m ³				
	現料金改定率		2.9%		その他		0千m ³				
	前回改定月日		H20.4.1		計		372千m ³			職員数	2人

◆簡易水道施設の概況（平成30年度末現在）

施設名	太間川 簡易水道	口和深 簡易水道	江住簡易水道 (H23 統合)				佐本 簡易水道	立野 簡易水道
地区名	太間川上村	口和深	見老津	江須之川	江住	里野	佐本中・ 追川・大谷	立野・原
創設年月	S34.3	S51.8	S33.3	S31.3	S29.3	S35.6	S29.12	H7.3
改良年月	S45.10		S54.6	S49.3	S50.10		H15.4	
計画給水人口	200人	1,070人	1,000人				229人	270人
給水区域人口	16人	143人	728人				107人	232人
現在給水人口	16人	143人	728人				107人	232人
給水戸数	10戸	66戸	427戸				67戸	103戸
1日最大給水量	7 m ³	50 m ³	494 m ³				57 m ³	86 m ³
年間給水量	1,908 m ³	16,485 m ³	34,459 m ³	14,933 m ³	80,388 m ³	13,856 m ³	8,621 m ³	23,560 m ³
年間有収水量	1,755 m ³	13,353 m ³	26,189 m ³	13,141 m ³	61,899 m ³	9,976 m ³	7,931 m ³	21,440 m ³
年間有収率	92%	81%	76%	88%	77%	72%	92%	91%
基本料金 (10 m ³ まで。消費税8%込み)	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
水量料金 (10 m ³ を超え50 m ³ まで1 m ³ 当り。消費税8%込み)	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円
メーター使用料 (φ16mm以下)	97円	97円	97円	97円	97円	97円	97円	97円
年間総収入（調定金額）	300千円	1,994千円	4,186千円	2,777千円	10,539千円	2,036千円	1,958千円	3,516千円
1戸当り料金負担（年間）	30,000円	30,200円	35,800円	35,600円	66,700円	27,500円	29,200円	34,100円

（基本方針と主な施策）

(1) 生活用水

上水道及び簡易水道施設では、水道施設の耐震補強を進めるとともに、老朽化した配水管等の布設替により漏水を防止し、有収率の改善による経費の削減と安定した水の供給を図ります。

江住簡易水道では、安定した水の供給を図るために中継配水池等の計画を進めるとともに、江須之川水道施設及び見老津水道施設の老朽化したろ過池、配水池等の整備に取り組みます。

このほかの未普及地域については、住民の意向を踏まえ生活用水の確保を行います。

(2) 農業用水

農業用水の確保は、農業の育成、振興していくうえで極めて重要な課題であり、農業用水の効率的活用を図るため、全町的視野にたった農業用水利用計画の検討を進めます。

また近年、農業用水路に生活排水が流入し水質が悪化する等、農業生産に支障をきたしている状況もみられることから、農業用水の水質保全を図るため、住宅地での下水排水路の整備を進める等、農業用水への生活雑排水の流入防止を図ります。

第3節 集落及び住宅・住環境の整備

（現況と課題）

本町における過疎化と高齢化の進行は、町の中心部である周参見地域では比較的緩やかですが、山間地域の大都河地域や佐本地域では依然として著しい状況下にあります。

山間地域の集落の中には、65歳以上の高齢者人口比率が50%を超え、若者が少ないため社会機能が低下する等、集落存続を危惧する声も出ています。

住宅密集地域では、地区内道路が狭隘であり、震災等の場合には大災害が発生する恐れがあり、生活環境の整備、集落の整備が必要となっています。

本町における住宅事情について、平成27年国勢調査の結果によると、持ち家住宅世帯は全体の約79%であり、続いて公営の借家が約13%となっており、町民の持ち家志向や核家族化の傾向等を反映して個人住宅の建設が進み、持ち家世帯が圧倒的に多くなっています。

住宅の所有関係別世帯数及び人員

（総務省統計局 平成27年国勢調査結果）

区分	一般世帯総数	住宅に 住む 一般世帯						住宅以外 に住む 一般世帯
		持家	公営等 借家	民営 住宅	給与 住宅	間借り		
世帯数（世帯）	1,923	1,893	1,520	255	85	20	13	30
世帯員数（人）	3,973	3,921	3,141	559	155	34	32	52
1世帯当たり人員（人/世帯）	2.07	2.07	2.07	2.19	1.82	1.70	2.46	1.73

公営住宅は、平成31年4月1日現在、町営住宅197戸、その他が62戸の計259戸、県営住宅24戸の合計283戸となっています。

町営住宅のうち半数近くは、居住面積が狭く、耐用年数の大半を経過し老朽化しています。老朽化した住宅については、周辺地域も含めた良好な住環境整備が急務となっています。

町営住宅の状況

（平成31年4月1日現在）

種別 名称	第一種		第二種						新法 建設	その他	計
	木造	簡平	木造	簡平	簡二	耐平	耐二	中耐			
砂子									38		38
観音谷		4		6							10
本城					13					8	21
石橋					5	3	12			19	39
防地	3			10							13
神田					7		5			19	31
堀切			5							1	6
松の本			4								4
追川			5								5
江住				5				12		7	24
見老津								18			18
佐本			8				10			8	26
江須之川									8		8
サニーヒルズ立野									16		16
計	3	4	22	21	25	3	27	30	62	62	259

近年、国民的価値観の変化から地方が見直されてきており、U J I ターンによる移住や起業・創業希望者等から空き家の購入や賃貸についての問い合わせも多くなっています。若者の定住とU J I ターンの促進のためには、公営住宅や民間住宅の活用その他、住宅を自力で建設するための宅地を確保する必要があります。



また、地域人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化に伴い、使用されていない住宅・建築物が増加傾向にありその利活用について課題となっています。

空き家になったにも関わらず、適切な管理が行われなまま放置されている状態の物件は、防災・防犯・安全・景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

（基本方針と主な施策）

長年の生活基盤であるとともに、豊かな自然や歴史、伝統を育んできている地域に対する住民の愛着心は強く、基本的には集落の維持・存続を図ります。

このためには、地域産業の振興、交通通信体系の整備、地域間交流の推進、生活環境の整備、医療・福祉の増進及び向上等、総合的に施策を講じていきます。

本町のように周辺が山々に囲まれた環境の中では、公園や緑地を整備する必要性はあまり高くありませんでしたが、幼児期の安全な遊び場を確保するとともに、高齢化の進む本町にとって快適で良好な生活環境を維持するため、防災面をも考慮した公園・緑地等の整備を推進します。

老朽化した町営住宅については、定住条件の整備を図る上からも、順次その改善を行い居住水準の向上を図っていきます。

町民の一戸建て志向や、老朽住宅の建て替え等に対しては、公的資金による融資制度の活用を奨励することや、町有地等の宅地造成を推進し自力建設の促進を図る等、積極的な定住対策を講じ、持ち家対策の助長を行います。

U J I ターンによる移住や起業・創業等の相談については、田舎暮らしに関する情報提供や空き家の紹介等のワンストップサービスの構築に向けた取り組みを推進します。

また、近年増加傾向にある空き家を所有者の同意を得たうえで、「和歌山県空き家バンク」に登録し、購入・賃貸希望者に情報提供することや、子育て世帯向け賃貸住宅などを建設することで、若者定住やU J I ターン施策を促進します。

通学路や避難路沿いにある倒壊または建築資材等の飛散の恐れがある危険な空き家については、解体工事を実施する者に対し補助金を交付し、町民の安全・安心と良好な生活環境を確保します。

Ⅱ 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり

第1章 教育文化の振興

第1節 生涯学習社会の実現

（現況と課題）

すさみ町では平成5年度に「生涯学習モデル事業」の指定を受け、住民参加による社会教育や関係諸団体の活動を図る方向で取り組んでいます。

近年は国際化や情報化等の急激な社会変化に伴い、高齢化や広域行政、地方自治等に関する課題がより明確になり、生涯学習社会構築のための体制づくりが必要になっています。

そのため本町では、平成11年9月から生涯学習推進本部・推進協議会の組織による「生涯学習推進協議会」を設置しています。

生涯学習推進協議会には「総務・人権」、「文化・健康」、「地域づくり」の3つの専門部会を置いて生涯学習は個人の興味・関心に沿って、それぞれ自分に適した手段・方法により学びたいことを学ぶ活動です。推進協議会の専門部会では、家庭や職場、学校や地域社会で行うさまざまな学習活動について、生きがいや喜びが感じられるように、意見交換や交流を推進することが課題です。また、生涯学習推進のために、どう具体的に取り組んでいくかが問われています。

（基本方針と主な施策）

当町の特色に根ざした心豊かな町づくりを目指します。

心豊かな町づくりとは、教育の振興、福祉の充実、人権の確立、地場産業の育成と地域の活性化を柱として、町民憲章の具体化を図ることであり、それが生涯学習の目標です。

生涯学習推進のために、町民はそれぞれの趣味、スポーツや文化活動等を通して、受身の学習から主体的・対話的な学習へと転換を図る必要があります。主体的に個人で学習していくと、ひとりでは学習が進みにくい場合も生じてきます。そのため、グループやサークル活動の充実、地域社会で連携協力する活動の促進を図ります。また、地域の教育力の向上を目指したコミュニティづくりに取り組みます。今後、町民の主体的・対話的な深い学びを実現できるよう各種の条件整備を図ります。

第2節 保育と学校教育

1. 幼児教育（保育）

（ 現況と課題 ）

新たな取り組みとして、平成29年4月から幼児教育を充実させ、幼児期の育ちを小学校へよりなめらかにつなぐために、保育所を教育委員会に事務移管しました。そして、保育所と小学校、小学校と中学校の接続と連携を重視した15年間を見通した教育を行う体制を整備しました。

社会情勢の変化や少子高齢化、核家族化により、家庭の子育て機能の低下や地域の人々のつながりの希薄化、児童虐待等子どもを取り巻く環境が全国的に厳しさを増しています。また、共働き家庭の増加は、保育を必要とする乳幼児を持つ家庭では、保育所へ多様な要望や期待が多く寄せられています。

このような状況の中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が国会で成立したことを受け、当町では平成27年4月から「子ども・子育て支援事業計画」をスタートさせ5年目を迎えました（令和元年度は2次改定作業の年）。幼児期の教育と保育を充実させ、当町で安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て支援を総合的に推し進めているところです。

今後もより一層、教育と保育の充実と子どもの健全育成を推進し、子育て輝くすさみ町の実現をめざして、子育て支援策を充実させてまいります。

（ 基本方針と主な施策 ）

保育施設の状況

保育所名		周参見	江住	計
施設規模 (H31. 4. 1)		861 ㎡	256 ㎡	1,117 ㎡
入所定員 (H31. 4. 1)		95 人	30 人	125 人
園児数 (人)	H24	92 人	16 人	108 人
	H25	84 人	12 人	96 人
	H26	86 人	11 人	97 人
	H27	76 人	5 人	81 人
	H28	73 人	8 人	81 人
	H29	78 人	7 人	85 人
	H30	73 人	6 人	79 人
	H31	63 人	6 人	69 人

安心・安全の確保や保育需要の多様化への対応の観点から、平成29年4月に周参見保育所を立野地区に新設移転しました。長時間保育や休日保育、障害児保育等の保育内容の充実と保育施設の整備を図りました。今後は、保小の連携と接続の推進、研修等の機会の確保を通して、保育士の資質と指導力の向上を図り、保育所が地域の専門的育児センターとしての機能をより果たせるよう取り組んでまいります。

子育て支援として、従来の周参見保育所での乳幼児保育に加え、平成29年4月から休日保育を始めました。また、乳幼児期における家庭教育の重要性に鑑み、保護者と連携して早寝・早起き、朝ご飯運動やあいさつ運動など生活習慣の定着に取り組むと共に、家庭の教育力の向上を図ります。同時に、思いやりのある子どもを育てるため、園児と小学校、中学校との交流体験や、民生児童委員や学校運営協議会等と連携し、地域あがて子どもを見守り育てる環境づくりを推進します。更に、国際化の進展に備え外国人ALTを雇用し英語に親しむ子どもの育成に取り組みます。

江住保育所については、令和2年4月1日から2年間は休所とし、令和4年4月1日から閉所とし周参見保育所と統合します。休所期間中、江住保育所への通所を希望する子どもがでた場合は、その人数（5人以上）により開所を検討します。

2. 学校教育

（ 現況と課題 ）

現在、学校は、周参見小学校、江住小学校の2校、周参見中学校1校となっています。少子化による児童・生徒数の減少で、江住小学校は極小規模完全複式校になっています。このような現状を踏まえ、教育環境の整備のため、すさみ町学校統合計画に沿って、平成20年の佐本小中学校の学校統合、平成23年の江住小学校と江住中学校の同一校舎での合同運営、平成26年の江住中学校校舎解体、平成29年4月に見老津小学校・江住中学校をそれぞれ周参見小学校・周参見中学校に統合しました。また、江住地区保護者の希望を活かし、令和2年4月から江住小学校に学校選択制を導入すると共に、6年後には閉校することを決定しました。

教育環境の整備事業では、平成23年2月に空調施設を備えた周参見小学校の新校舎の完成、同25年に屋内運動場と運動場周辺整備、平成28年には周参見中学校に、同29年には江住小学校にそれぞれ空調設備を設置しました。これにより、校舎耐震化と空調施設の整備は3校全て完了しました。また、平成28年には、地震・津波に備えて周参見小学校に隣接して避難ビルが完成しました。

平成15年から16年にかけて、児童生徒用、教師用のコンピュータの入れ替えや校内LANの整備、平成30年には校務支援システムの整備など、ICT教育に備え積極的に環境整備に取り組んできました。また、令和2年度から新学習指導要領が小学校で、3年度には中学校で全面実施されます。小学校には、プログラミング教育、外国語教育として中学年に英語活動、高学年に教科として英語が導入されます。それらに備えて、指導者の研修や教具としてロボットや電子黒板等の整備を進めています。

教育内容としては、社会に開かれた教育課程を理念とする「新学習指導要領」を基本として、「すさみ町教育大綱」及び「学校教育指導目標」に基づき、「知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな子どもの育成」に取り組めます。具体的には「基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力や人間性の涵養」など3つの資質・能力の育成を目指します。また、教科「道徳」が導入され、生命を尊重する心、他者を思いやる心、郷土や国を愛する心の育成、さらにたくましい心身の育成を目指す学校教育を推進します。学力面では、「県学習到達度調査結果」や「国の全国学力・学習状況調査結果」から、その年の学習集団によって、基礎的・基本的な知識や技能の習得に格差が出ています。また、読解力・思考力・判断力・表現力といった活用力の育成が課題となっています。どの学習集団でも一定の学力を保障する学校の指導力の育成が課題です。

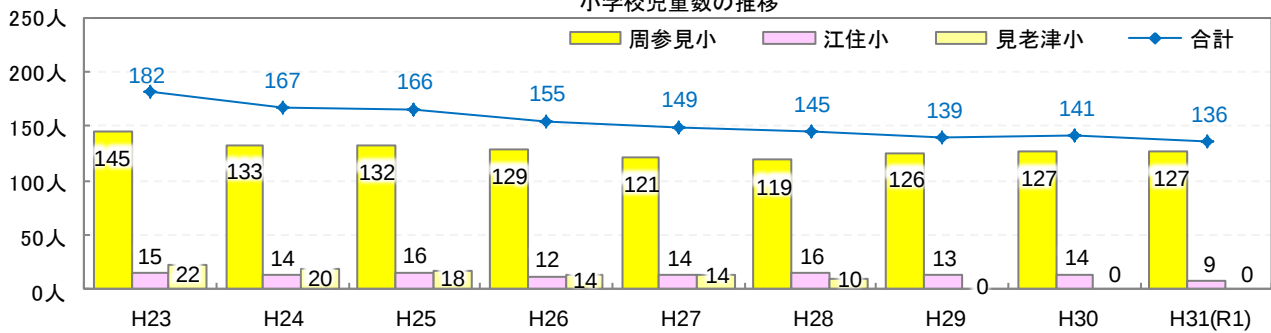
第5次すさみ町長期総合計画 ― 基本計画（Ⅱ）

学校施設整備状況（学校施設台帳）

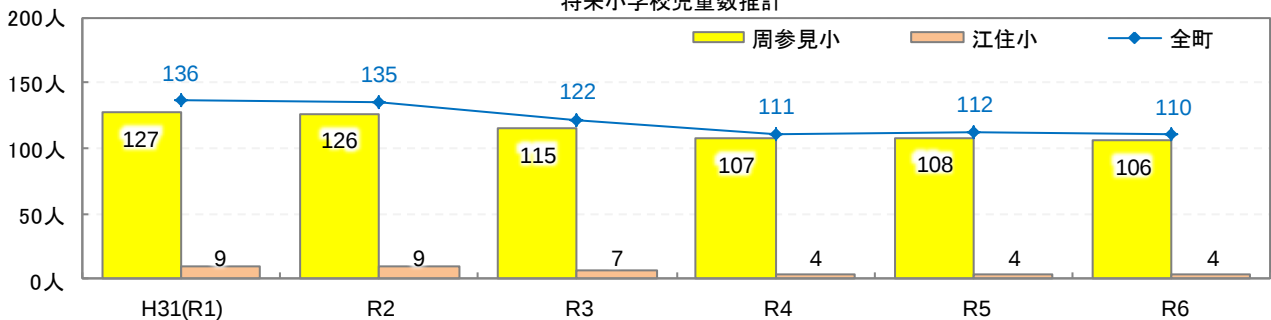
（令和元年5月1日現在）

区分 学校名		児童 生徒数 (人)	施設の面積（㎡）					プール の有無 (㎡)	備考	
			校舎			運動場	屋内 運動場		普通 教室数	特別 教室数
			鉄 筋	木造その他	計					
小学校	周参見	127	2,574	32	2,607	3,270	610	366	8	8
	江 住	9	754	47	802	3,622	587	375	3	6
中学校	周参見	64	2,848	8	2,856	4,885	1,138		5	10

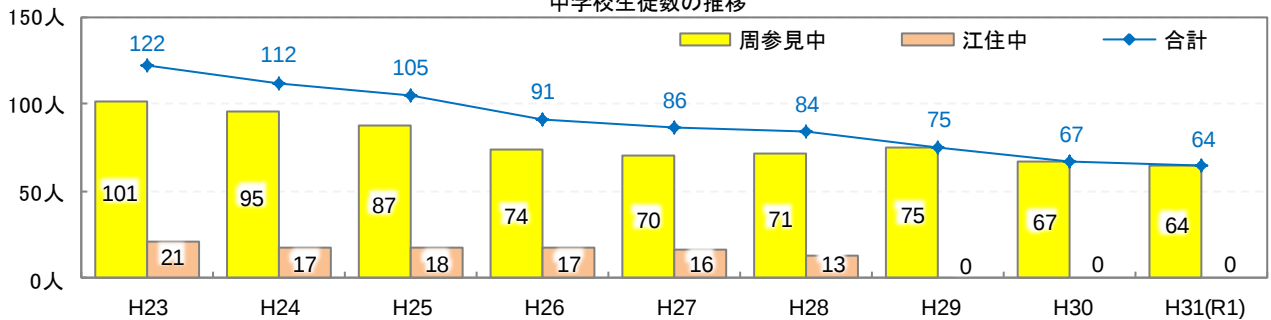
小学校児童数の推移



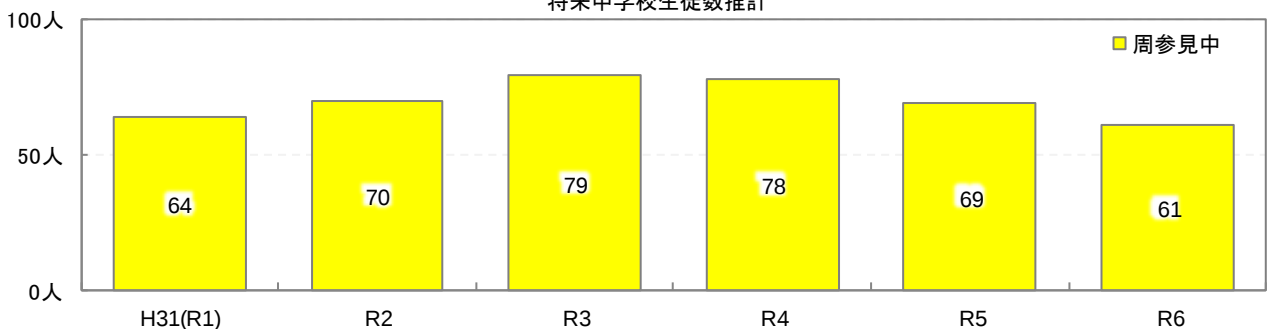
将来小学校児童数推計



中学校生徒数の推移



将来中学校生徒数推計



（基本方針と主な施策）

○ 知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな子どもの育成を目指します。

1. 基礎学力の向上を図り、自ら学ぶ意欲を育て、確かな学力をつけます。

- (1) 基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図ります。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」が実現する授業づくりを推進します。

2. 豊かな心を育てる。

- (1) 人間形成の基礎となる乳幼児教育の成果を引き継ぎます。
- (2) 人間尊重の精神と生命への畏敬の念を涵養する道德教育を推進します。
- (3) 人権教育・ボランティア教育・環境教育の充実を図ります。
- (4) 「生きる力を身につける」読書活動の充実を図ります。
- (5) いじめ、不登校の解消を目指し、学校と家庭・関係機関との連携を図ります。

3. 心身共にたくましく鍛える。

- (1) 健康管理上の課題や安全管理上の問題を解決するため、健康教育の充実を図ります。
- (2) 児童生徒の健全な発育のため学校給食の充実を図るとともに、望ましい食習慣の基礎を養う食に関する指導を行います。
- (3) 運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験させ、健康の保持増進を図るため、体力アップ・プランに基づき体育・スポーツの充実を図ります。尚、中学校部活動では休養日を設定し、心身の健康管理を推進します。

4. 社会の進展に対応できる教育の推進

- (1) 児童生徒の勤労観、職業観の育成のためキャリア教育の充実を図ります。
- (2) コミュニケーション能力の育成と異文化理解をめざす国際理解教育の充実を図ります。
- (3) パソコン、タブレット端末等の機器の使用やプログラミングの体験学習を通して、情報教育を充実させ、論理的思考力や情報活用能力の育成を図ります。
- (4) インターネット等の活用について、SNSの危険性を知らせるとともに、犯罪被害にあわないように使用の仕方等を理解させる取り組みを行います。

5. 地域の特性を生かした魅力ある学校づくり

- (1) 町と、学校に学校運営協議会を設置し、学校の教育目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもを育成する「地域と共にある学校づくり」に取り組みます。
- (2) 幼児教育の成果を引き継ぎ、保育所と小学校との連携と接続を図り、年長児が安心して多様な個性を伸ばせる特色ある学校づくりを行います。
- (3) ふるさとに誇りと愛着を持ち、明日のふるさとを考えるふるさと学習を推進します。

6. 社会参加・自立を支援する特別支援教育の推進

- (1) 特別支援を必要とする児童生徒を支援するため、特別支援教育体制を整備し充実を図ります。

7. 教員の資質の向上

- (1) 教科指導や生徒指導などの実践的指導力を身に付けるための教員研修の充実を図ります。

8. 社会の変化等に対応した教育環境の整備

- (1) 少子化の進行や教育の多様化に対応した学校の適正規模化や教育施設の整備・充実を図ります。
- (2) 施設の整備点検、保守を行うとともに、安全・安心な教育環境をつくります。
- (3) 学校運営協議会を活用し、家庭や地域の関係機関・団体と連携して、学校と一体となって子どもの健全育成と学校安全体制の整備を図ります。
- (4) 奨学金による就学援助を行います。

第3節 社会教育活動の振興

（現況と課題）

町民一人ひとりが自らの資質の向上を図り、健康で情操豊かな社会人としての形成を目指すためには、社会教育はきわめて重要な教育活動であり、地域コミュニティの形成において果たす役割は大きいものがあります。

近年、生活文化の向上とともに、町民の学習要求も多様化、高度化する傾向にあり、生涯学習の機会を提供すべく、公民館においては各種学級や講座等を開設し、文化水準の向上を期するとともに、体育協会や文化協会等の育成を図り、住民相互の啓発を通じて、その資質向上に取り組んでいます。また、講師の高齢化と各種講座等への町民の参加者の減少（交通の確保等）が課題です。

また、人権問題は、同和問題をはじめ、子ども・高齢者虐待、障害者差別、ドメスティックバイオレンスなど様々です。近年では、ハラスメントやインターネット上での人権侵害・ヘイトスピーチ・性的マイノリティなど、複雑化・多様化しています。誤った知識や偏見により差別が生まれることを認識できる取り組みが重要となっています。

（基本方針と主な施策）

(1) 家庭教育

「改正教育基本法」は、新たに家庭教育について触れ、次のように規定しています。

1. 父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2. 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。

調和のとれた子どもの育成は、乳幼児期における家庭教育の充実、学校教育と家庭教育の相互補完によりなされるものでありますが、特に今日、家庭教育の充実が重要視されています。保護者の学習機会の拡充と、学習内容を精選した家庭教育学級の充実に取り組めます。

（2）高齢者教育

65歳以上の高齢者を中心とした活動は、健康、趣味、教養、歴史文化のほか、家庭や地域での役割や福祉行政において多様であり、また、その組織化や学習意欲において深まりを見せています。高齢者が持つ社会での役割や分担等を明確にし、豊かな人生経験を生かした社会参加を促す、各種学習や活動の充実に取り組めます。

（3）成人教育

成人期は、職場や職域・家庭において中心的な役割を担うとともに、年齢幅も広く、生涯の中で最も長い時間を過ごす期間です。成人が社会的役割を認識するとともに、自主的・自発的な学習のための意欲の向上が求められています。福祉、環境問題、情報化社会など、様々な問題に関心と学習意欲を高め町民自らが主体的に参画し、社会的、地域的課題に対応した幅広い学習機会の提供を行います。

また、地域活動への参加促進に対する支援や男女共同参画（ワーク・ライフ・バランス）に基づく学習支援を行います。

（4）人権教育

人権とは誰もが生まれながらにして持っている権利です。人権教育を生涯学習推進の一つの大きな柱として位置づけ取り組めます。

あらゆる年代・職種に応じた学習機会の提供、学習内容の充実を図るため、子どもから大人までが一緒に人権問題に対する正しい知識を学ぶ機会として、人権啓発講演会の開催や、すさみ町人権委員会とともに町内巡回や街頭での啓発活動の実施、また人権擁護委員とともに人権相談体制の充実を図り、問題解決に向けた取り組みを行います。

町民が互いの人権を正しく理解し認識するため、また基本的人権が尊重、保障される地域社会実現のための教育体制を作ります。

（5）青少年教育

青少年の健全育成のため、学校及び青少年健全育成町民会議をはじめとする地域社会との緊密な連携による青少年育成の推進を図っていきます。青少年の発達段階における人格形成には、グループ活動が必要不可欠との視点から、「子どもセンター事業」を中心に、スポーツ教室、スポーツ大会を開催するとともに「マーチングバンド」、「子ども文化の会」の活動を支援します。

また、家庭は社会生活の基礎単位であり、教育の原点であることから、明るく健全な家庭づくりを推進し、青少年を非行から守るため、「青少年センター事業」を中心とした街頭指導（パトロール）や社会環境の浄化、教育相談等補導体制の強化を図ります。さらに、働く女性の社会進出をサポートするため、「青空教室（学童保育）」を実施し子育て支援を行います。

（6）公民館活動

公民館は、住民の生活の必要に応え、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、各種教室や講座の他、文化祭、講習会、展示会等を年間行事として位置付け、開催しています。

社会教育は、公民館主事の人的要素に負うところが大きく、その活動上必要不可欠な要因である指導者の資質の向上を図るとともに、各種教室の充実を図るための指導者の人材発掘に取り組みます。図書事業については自主学習に応え、さらに高度な知識、情報を提供するため図書の充実を図ります。また、児童図書の一層の充実を図るとともに読み聞かせ等を行い、子どもたちの読書活動を推進します。

平成30年度 各種教室・講座の実施状況

（資料：公民館）

教室・講座区分	周参見公民館		江住公民館		佐本公民館		計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
各種教室・講座	172	2,577	24	120	73	471	269	3,168
高齢者教室	7	80	7	58	7	50	21	188
教育講演会	1	254	－	－	－	－	1	254
小計	180	2,911	31	178	80	521	291	3,610
文化祭（展）	1	集計なし	1	56	1	115	3	171
合計	181		32	234	81	636	294	3,781

（7）PTA活動、共育活動

保護者と教師及び地域が共に協力して、学校及び家庭、地域社会における教育に関して、相互理解を深め、子どもたちの健全育成を推進します。今日、家庭や地域の教育力の低下が言われていますが、地域の子どもは地域で育てるという考えに立ち、PTA活動と共に学校支援活動として、地域学校支援コミュニティを形成し、学校支援や子ども支援を行います。

第4節 文化の振興

（現況と課題）

町民の文化活動として、町文化協会に12団体が加盟し、各種文化サークル会員数276名が活動しています。活発に活動しているサークルがある半面、高齢化により会の運営に支障が生じてきているサークルも出てきています。会のサポートとともに新しい分野の創出と、新しい会員の募集が課題となっています。

すさみ町文化協会加盟団体

（令和元年10月1日現在）

分 野	加 盟 団 体 名		
囲碁・将棋	囲碁・将棋愛好会		
俳 句	渚 句 会		
伝統芸能等	平松獅子舞保存会	下地獅子舞保存会	
手 芸	手 芸 ク ラ ブ		
音 楽	大正琴サークル ダンスパシフィックブルー	スターフィッシュマーチングバンド 軽 音 楽 ク ラ ブ	すさみ友唱歌謡クラブ
技 術	調 光 ク ラ ブ	子ども文化の会	

昭和54年に設置された歴史民俗資料館には、本町の歴史に関する貴重な考古資料や古文書、生活文化資料等が収集、保存されており、広く一般に公開し、町民の文化向上のために利用されています。

文化財に関しては、江須崎と稲積島の暖地性植物群落が国の天然記念物に指定されているほか、町文化財保護条例に基づく文化財の指定は16件あります。また、平成16年に世界遺産に登録された熊野古道「長井坂」と平成28年に追加登録された「タオの峠」があり、全国から多くの人々が散策に訪れています。

地域には祭典の獅子舞や精霊流し等の伝統芸能や伝統行事がありますが、過疎による後継者不足等の悩みが生じています。

（基本方針と主な施策）

文化活動は、調和のある町づくりの上では健康で情操豊かな町民性を培うために欠くことができない分野であり、今後余暇の増大が予想される中で、文化に対する欲求が増大すると考えられます。文化施設の整備と文化団体、サークル等の育成に積極的に取り組みます。



文化財は、歴史的・文化的に価値が高く文化財の適切な保全と愛護精神の徹底を図るため、啓発活動を推進し、文化資源の発掘とその活用、伝統芸能の継承を支援して文化の振興とふるさと意識の高揚を図ります。また、世界遺産に指定された熊野古道「長井坂」・「タオの峠」の保全と活用を推進します。

地域間や都市住民とのコミュニケーション形成のための団体活動の活発化を推進します。

Ⅲ スポーツにしたい健康で希望にみちた明るいまちづくり

第1章 スポーツ活動の推進

（現況と課題）

本町で毎年開催している町民運動会は、町民全体の親睦を願い、高齢者と子どもがともに参加できる玉入れや綱引き、リレーを行うなど、老若男女が楽しい一日を過ごせるよう工夫しています。また、広域で住民や歴史と触れ合うことができる歩こう会や、町外からも参加者が訪れる駅伝大会なども実施されています。

人々の生活におけるゆとりや自由時間の増大、健康への関心が高まりを見せる中、スポーツや運動に親しむ住民が増加し、それぞれの興味・関心の中でスポーツや運動を楽しんでいます。今後ともこのような活動を積極的に支援していくとともに、必要な施設、設備の充実に力を入れる必要があります。

長寿化が進む本町では、高齢者がいつでもどこでも手軽にできるスポーツや運動の開発が課題となっています。今後、指導者やボランティアの育成を行い、スポーツ人口の拡大を図っていく必要があります。

すさみ町体育協会加盟クラブ及び社会体育活動
推進スポーツ（令和元年10月1日現在）

種目		少年	成年
陸上競技	周参見	○	○
	江住	○	
球技	サッカー	○	○
	野球	○	○
	ソフトボール		○
	バレーボール	男子	○
		女子	○
	ソフトバレーボール	女子	○
	バドミントン		○
	ゲートボール		○
	ゴルフ		○
	グラウンド・ゴルフ		○
	パークゴルフ *		○
武道	キンボール *	○	○
	剣道	○	
	空手	○	

※「*」は社会体育活動推進スポーツ

（基本方針と主な施策）

スポーツ活動は、町民の健康と体力の向上を図るとともに、互いの親睦と、人と人との協調性を培う等、健康な心身の発達を促すうえで重要な役割を果たしています。

効果的なスポーツ振興を推進していくため、指導者の発掘、資質の向上に取り組み、各種団体や地域での指導体制の確立を図っていきます。同時に町民の多様化、高度化する体育・スポーツ需要に対応するため施設、設備の充実に図っていきます。

また、年齢層や体力に応じた体育、スポーツ活動を定着させ、体力の向上や健康増進を促進します。特に長寿社会に対応したスポーツの開発に取り組みます。体育協会の組織を充実強化し、スポーツ諸団体の育成強化を図ります。

第2章 社会保障と医療の推進

第1節 社会保障制度

1. 国民健康保険

（現況と課題）

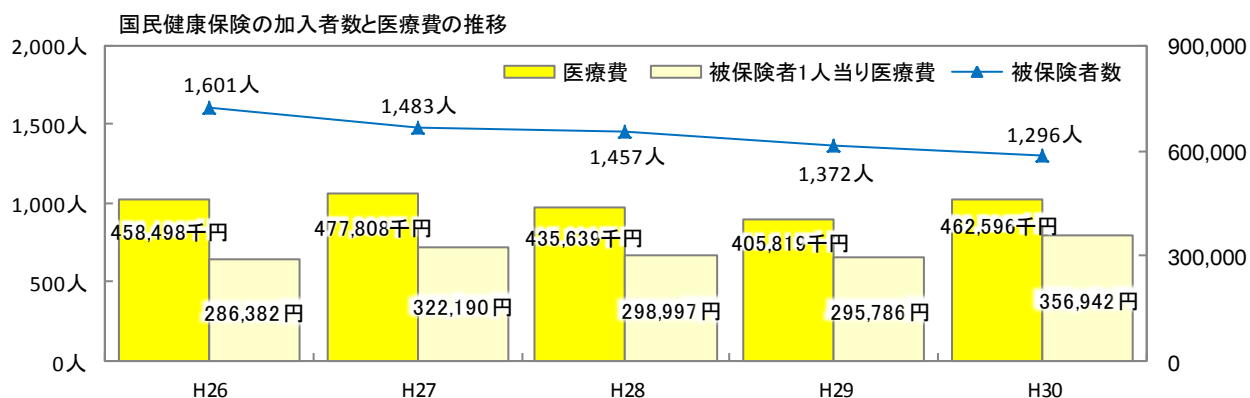
国民健康保険制度は、国民の健康保持及び医療費負担の軽減等、健康で豊かな住民生活の維持向上のための社会保障の一役を担っています。

本町の国民健康保険会計は、社会保険の普及や若年者層の減少と高齢者層の増加による保険税の減少が著しく、収入は下降の一途をたどっています。

平成30年度より県が財政運営の主体となり、町が事業費納付金を県に納めるという形の制度に変わりました。事業費納付金は県が市町村それぞれの医療費水準などをもとに個別に額を定めるもので、町の実質的支出が従前の保険給付費から事業納付金に変わったことで町単体の国民健康保険財政は安定化をみました。

しかしながら、例えば平成30年度の総医療費を見ると、前年度より加入者数は減少しているものの費用額は増加しており、年々下がる収入と医療費の均衡が取れていない現状です。

国民健康保険加入者に特定健康診査を実施しており、受診後には対象者に特定保健指導や集団保健指導を行っています。高血圧、高血糖、脂質異常症等の該当者には生活習慣や食生活の改善を促し、重大な疾病を未然に防げるよう指導しています。このことに加えて後発医薬品（ジェネリック）の勧奨や同一疾病での重複受診・頻回受診の指導などを行い医療費の抑制を図ります。



（基本方針と主な施策）

町民が保険制度を正しく理解し、適切に運用されるように啓発を推進するとともに、保健衛生施策と連携して予防業務の充実強化を図ります。

国民健康保険事業特別会計に関しては、保険税等の引き上げや一般会計からの繰り入れにも限度があることから、医療保険行政の充実のためには、補助金の引き上げ等、制度の抜本的な改善を国に要請します。

生活習慣病健診実施の義務化にともない、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に特定健診を実施し、必要に応じて保健師や栄養士などによる食生活や運動習慣などの改善を促す個別指導をするなど、生活習慣病予防に重点をおいた健康づくりのための各種事業の充実を図ります。

2. 高齢者保険

（ 現況と課題 ）

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が始まり、和歌山県後期高齢者医療広域連合で、事業が開始され、75 歳以上のすべての人と 65 歳以上の重度障害者で加入が選択制により、希望された方が被保険者となり、規定により年金からの天引きと普通徴収により保険料を納付することになりました。

全国的にも高齢化が進むなか、当町においては高齢人口比率が非常に高く超高齢社会となっています。そのため前期高齢者医療費の町負担額も毎年増加する一方です。前期高齢者医療費の抑制と健やかな老後生活を送るために実施されている保健事業は、重要な役割を果たしています。

（ 基本方針と主な施策 ）

今後益々増加の傾向をたどる前期高齢者医療費に対し、医療費の適正化に力を入れ、重複多受診等を改善する指導を行い医療費の抑制を図ります。

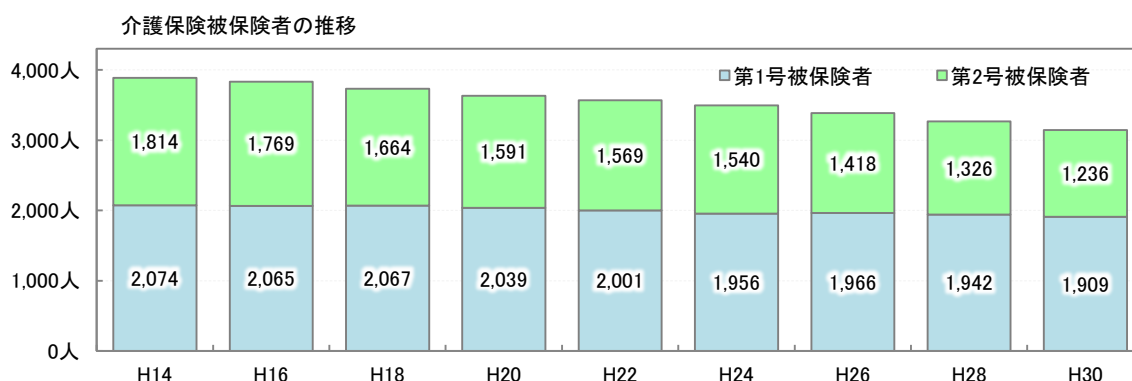
また、健やかな老後生活を送れるよう保健事業による健康管理、生活習慣病予防を総合的に実施します。

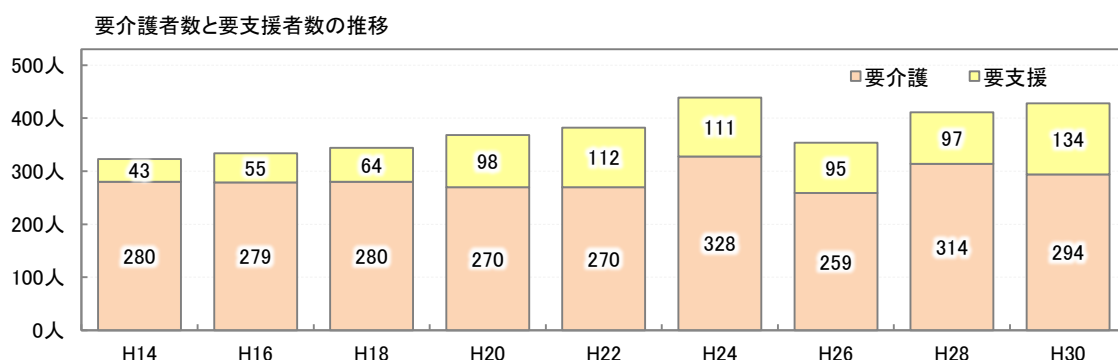
3. 介護保険

（ 現況と課題 ）

平成 27 年度にサービスの効率化、重点化、保険料負担の抑制を図るため、地域包括ケアシステムの構築を通して、地域における医療及び介護の総合的な確保等を主な柱とした法改正が行われました。

こうした状況の中、本町の平成 30 年度末の住民基本台帳での高齢者比率は 47.3%と非常に高く、さらに 9 年後の令和 10 年度には高齢者人口比率が 53.9%に達すると推計され、介護保険による保険給付の割合が益々高くなると見込まれます。





（基本方針と主な施策）

平成29年度から地域包括支援センターを直営とし、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

また、支援を必要とする高齢者が増加する中、地域ケア会議を開催し、これまで以上にサービスの提供により要介護者等が持つ能力の維持、向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援するほか、社会参加が生きがいや介護予防につながると考え生活支援コーディネーターを配置し、資源の発掘、関係者間の情報の共有などのネットワークを構築し、住民相互による助け合い活動ができるよう、住み慣れた地域で生活ができるよう体制づくりに取り組み、介護予防サービス・生活支援の充実を図ります。

なお、その他、高齢者に対する虐待防止や早期発見、権利擁護等の支援業務を行います。

4. 国民年金

（現況と課題）

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある人は、被用者年金制度の老齢（退職）年金を受け取られる人を除いて、国民年金の被保険者になり、また、20歳未満または60歳以上であっても、被用者年金制度の加入者は、国民年金の被保険者となります。

急速な高齢化とともに、加入者は年々減少の状況にある一方、年金の受給権者は一層増加するものと考えられます。

（基本方針と主な施策）

国民年金制度は、高齢者等が生活していく上で重要な制度です。

今後も国民年金の趣旨が十分生かされるよう制度についての広報活動に取り組みます。

第2節 保健衛生及び医療の充実

1. 保健衛生

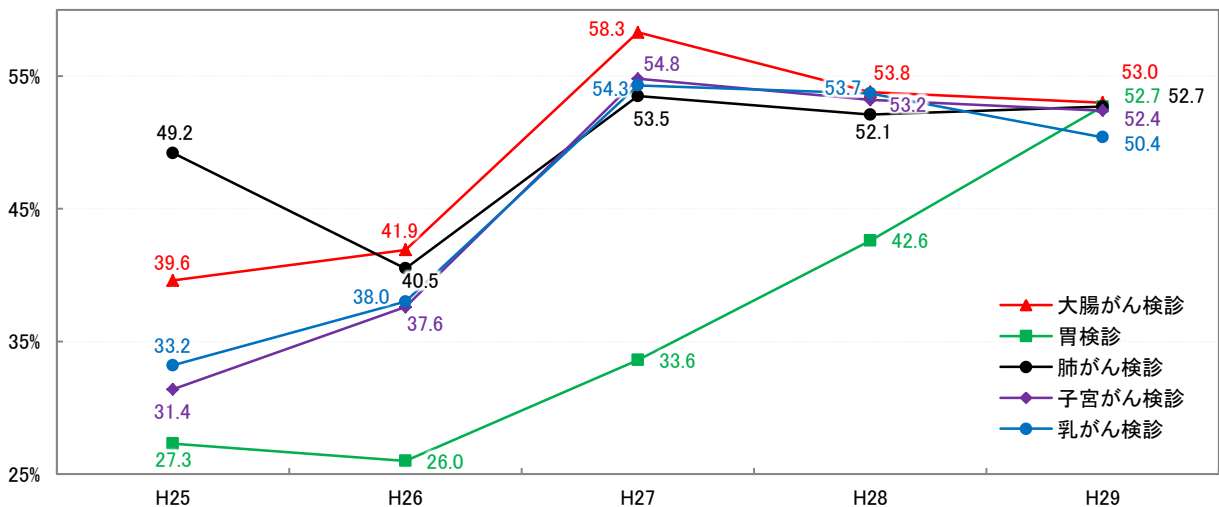
（現況と課題）

社会環境や生活習慣の変化、さらには高齢化の進行に伴い生活習慣病が増加しています。なかでも糖尿病及び糖尿病性腎症等の合併症の発症や重症化予防に重点を置いた対策が重要となっています。

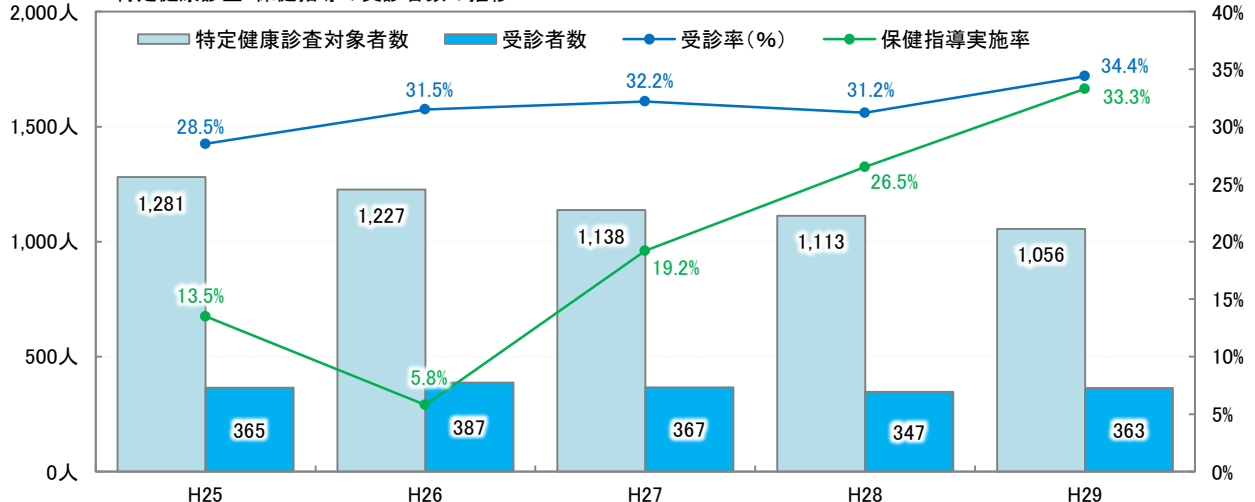
また、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因により自殺に追い込まれる人も少なくありません。子育て世代においては全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、妊産婦や母親の孤立感や負担感が高まっているため、産後うつや虐待など子育てを取り巻く様々な問題が表面化しています。

本町でも糖尿病を含む生活習慣病等が重症化することにより人工透析治療に至る患者の数が増え、今後医療費が増大する可能性があります。また、健康問題がストレスの原因の1位を占めるなど精神的にも大きな影響を及ぼしているため、生活習慣病全般において重症化予防に取り組むことが自殺予防にもつながります。子育て世代においても地域で子育てを支援する体制づくりが必要です。

がん検診受診率の推移



特定健康診査・保健指導の受診者数の推移



（基本方針と主な施策）

心身の健康は、人間にとって最も大切な財産であり、幸せな明るい社会を築くための基礎となります。町にとっても町民の健康は町発展の原動力と考えています。

健康に対する町民の意識は向上していますが、さらに多くの人が健康に対する知識を持ち、健康行動を実践できるよう各種検診の充実を図り、検診受診や生活習慣の見直し・実践が出来るような支援を行います。

また、町民が安心して生活できるよう様々な分野と密に連携し、精神保健的視点だけでなく、「すさみ町自殺対策計画」の基本理念に基づき社会や経済的な視点も含む包括的な取り組みを行う事で自殺に追い込まれることのない生きる支援を展開します。

子育て世代においても安心して妊娠・出産・育児ができるように、子育て世代包括支援センターを拠点として妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。

2. 医療の充実

（現況と課題）

当町が開設している国保すさみ病院は、内科・外科及びリハビリテーション科を標榜しており、病床は48床を有し、二次救急・災害支援病院の指定を受け、町内医療機関の中核的役割を果たしています。病院施設は昭和48年に開設され平成21年度に耐震改修を実施しているが、和歌山県が公表した南海トラフ巨大地震の津波浸水域に位置していることと、施設及び設備の経年劣化並びに開設当時の建築基準であり手狭な状況にあるため新築移転の検討を進めています。本町の人口減少と将来の患者動向を見据え、地域包括ケアシステム構築においてすさみ病院に求める機能を十分検証し、早期に適正規模の病院の移転建築を進める必要があります。

国保すさみ病院には、CT撮影機、超音波診断装置、内視鏡等の医療機器やドクターカーを備えていますが、医療水準の維持・向上に向けて耐用年数の経過に合わせた医療機器等の更新や新規整備が必要です。

また、医療の主体となる医師については、依然として都市偏在の傾向であり、和歌山県保健医療計画でもその対策が示されています。常勤医師数（定数6名）は、近年4～5名で推移していますが、救急医療体制を維持することも含め勤務実態は厳しい状況にあることから、県及び和歌山県立医科大学からの医師派遣が安定して継続されることが肝要です。

当町が無医地区に開設しています佐本、大鎌、大附の3診療所では、国保すさみ病院の医師が出向いて住民に医療を提供しています。このほか町内には民間の無床診療所が2院と歯科診療所が2院あります。

しかし、民間を含めても耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科などの特定診療科を置く医療機関は無く、田辺市や白浜町などの医療機関へ入通院しなければならない状況です。また、高度な医療を必要とする患者についても、町内の医療機関では対応できずに町外の病院を受診しなければならない等の問題があり、近隣市町の病院・診療所間の地域連携に取り組まなければなりません。

高齢化の進行や認知症その他の疾病等により介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、医療・介護・福祉等が連携するすさみ町地域包括ケアシステムの構築が必要です。

◆国保すさみ病院の概況

（令和元年8月1日現在）

施設の構造・面積（建設年月）	鉄筋コンクリート造 3階建 2,056 ㎡ （昭和48年6月）
診療科目	内科、外科、リハビリテーション科
病床数	48 床

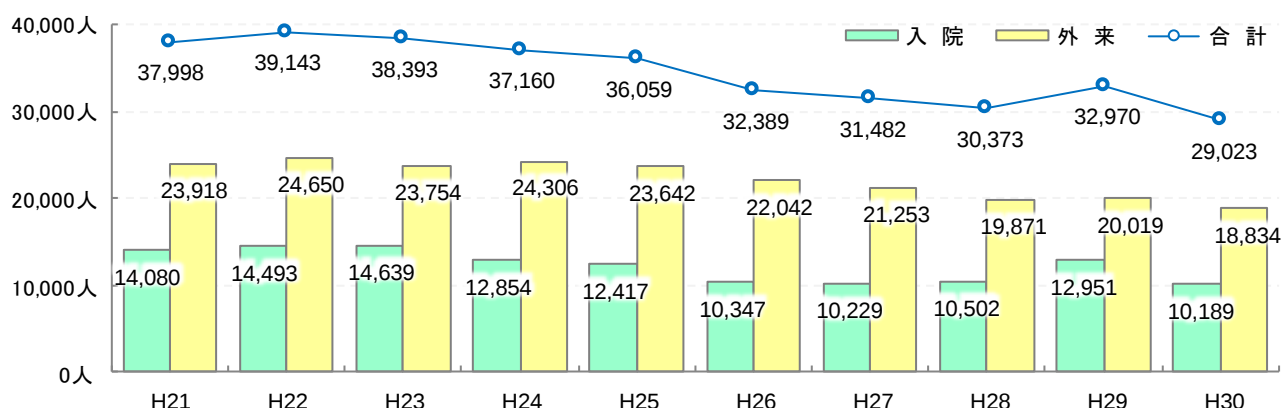
平成22年4月1日から訪問看護ステーションを設置。

◆国保すさみ病院及び町立診療所での外来診察状況

（平成30年度）

	区分	すさみ病院	佐本診療所	大鎌診療所	大附診療所	計（延べ）
外来	診察述べ日数	243 日	49 日	23 日	23 日	338 日
	患者延べ人数	18,102 人	628 人	62 人	42 人	18,834 人
	1日平均患者数	74.5 人	12.8 人	2.7 人	1.8 人	55.7 人
入院	患者延べ人数	10,189 人				10,189 人
	1日平均患者数	27.9 人				27.9 人

◆国保すさみ病院及び町立診療所への年度別外来・入院患者延べ人数



（基本方針と主な施策）

町民がいつでも必要に応じ安心して医療が受けられるよう、地域の中核医療施設である国保すさみ病院を安全な高台に移転建築する計画を推進し、持続可能な病院運営を図ります。

過疎地域における高齢化と医療不足に対応するため、町内の民間診療所や介護事業所、近隣市町の病院や介護施設との地域連携を密にした有機的な活動を促進するとともに、和歌山県立医科大学との連携による遠隔医療システムの利用促進及び関係機器の高度化への対応を図ります。

保健・介護・医療が連携するすさみ町の地域包括ケアシステムの構築を推進し、町民が安心して住みよいまちづくりを進め、健康診断体制の整備と受診率の向上、医師が各地区に出向いて講演会を開催し正しい医療知識の普及を図り、疾病の予防、早期発見、早期治療を促進します。

Ⅳ たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり

第1章 社会福祉の充実

1. ひとり親家庭

（現況と課題）

ひとり親家庭は近年、様々な理由により増加傾向にあります。

ひとり親は自ら生計を支え、子どもを養育する重責を担うため、過重な労働を余儀なくされ、社会的、経済的あるいは精神的にも不安定な状況におかれています。

母子福祉資金の貸付及び児童扶養手当、ひとり親家庭医療費等の助成を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図っているところではありますが、今後も、自立促進のための援助施策及び自立意識向上のための施策を積極的に推進していく必要があります。

（基本方針と主な施策）

激動する社会情勢の中、児童の養育等、一般家庭に比べ社会的、経済的な負担を負っているひとり親家庭の精神的、経済的な負担の軽減を図るとともに、自立意識の高揚を目指した活動を推進し、健康で文化的な生活の保障を図ります。

そのため、ひとり親家庭の経済的自立を積極的に指導し、経済及び精神両面にわたり活力を与えるべく、生活相談の徹底や相談機能の充実を図ります。

経済的に基盤の脆弱なひとり親家庭にとっては、医療費は深刻な問題であるため、負担軽減を図るための施策を十分協議し、保健福祉の向上と安心な生活の確保を推進します。

2. 高齢者福祉

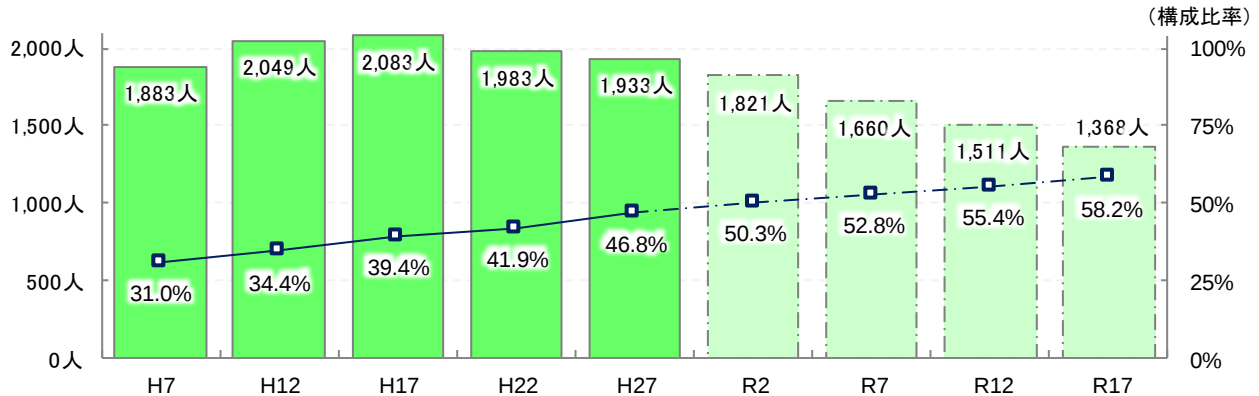
（現況と課題）

65歳以上の人口構成比率は、平成27年度の国勢調査では46.8%、平成30年度末現在の住民基本台帳では47.3%と非常に高くなっています。

高齢者層では、寝たきり、認知症等の援護対象が増加しつつあり、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多く高齢者福祉計画策定に係るアンケート結果でも看病してくれる人の約半数が配偶者となっています。介護サービスの利用実績では、計画値より高い利用が居宅サービスで多々見られます。在宅介護を続けられるよう介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、安心して暮らせる地域社会に資する地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また高齢者がいつまでも元気で、介護が必要になっても社会で役割を持ち、生きがいをもって生活ができる体制が求められています。

◆65 歳以上の人口と構成比率の推移



※平成 27 年以前は国勢調査結果、令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計人口(平成 30 年 12 月発表)。

(基本方針と主な施策)

生活の健康づくりと体力づくりを支援するため、食生活の改善や体を動かす楽しみを積極的に啓発するほか、介護予防や状態改善に効果の高い講座等を実施します。また、地域活動を担うボランティアの発掘や活動スキルを向上させる研修を開催します。なお、介護保険では事業計画に則りそれぞれに最適な介護支援体制を整えます。

3. 生活保護

(現況と課題)

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長することを主な目的とした制度です。

これら保護世帯及び低所得者に対しては、民生児童

生活保護の状況

年度	保護世帯数	保護人員	保護内容別世帯数			
			生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助
S60	29	47	23	6	5	20
H10	29	39	23	14	1	26
H20	53	64	43	26	1	44
H29	63	73	43	26	0	0
H30	56	69	42	15	0	0
H31	45	53	36	13	0	0

委員や社会福祉協議会と連携を密にし、社会保障制度の適正な活用を図るほか、就労指導及び生活福祉資金の貸付等によって自立助長を図っています。

受給の理由としては、疾病や傷害あるいは稼働能力の欠如等によるものが多く、また、本人の稼働能力に応じた仕事がないため、失業中の者もあり、今後は受給者の身体的、能力的にそれぞれ適応した就労の場の確保が重要な課題となっています。

(基本方針と主な施策)

生活保護受給開始の原因の多くが疾病によるものであることから、健康管理の意識を町民に深く浸透させるよう啓発を行う一方、保護世帯に対しては、公的扶助を行うとともに、医療機関と連携し、疾病の早期治療による回復を促し、自立可能な保護世帯の適業就労を進めます。

さらに自立意欲の向上のため、民生児童委員及び社会福祉協議会を通じて組織的取り組みによる適切な助言、指導、援助の一層の充実を図りつつ、保護の適正実施とその処遇の充実を図ります。

4. 障害者福祉

（ 現況と課題 ）

本町の障害者数は、平成30年度末現在、身体障害者手帳所有者、知的障害者の療育手帳所有者、精神障害者保健福祉手帳所有者、合わせて延べ417人となっており、障害の重度化、重複化と障害者の高齢化が進んでいます。

障害者福祉については、平成25年から「障害者総合支援法」が施行され、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においては、こうした法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、障害のある人が地域において安心して暮らすことができるよう、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の構築に向けて、推進していく必要があります。

（ 基本方針と主な施策 ）

障害者福祉については、第5期障害者福祉計画に基づき、①保健・医療・教育支援体制の充実 ②生涯学習・スポーツ・文化芸術活動等の充実 ③雇用・就業、経済的自立支援の充実 ④生活環境の整備 ⑤安全・安心について ⑥広報・啓発の充実 を基本目標と定め、計画を推進します。

また、平成25年に施行された「障害者総合支援法」において、共生社会の実現という理念が導入されたことも受け、本町では“ともに生き、ふれあい支え合いのまちづくり”を理念とし、引き続きこころのバリアフリーを目指し、啓発と広報活動を推進します。

5. 地域における社会福祉（地域福祉）の推進

（ 現況と課題 ）

本町の人口は年々減少が続いており、「65歳以上」が総人口に対して占める割合が年々増加し、一方では「64歳以下」の人口構成比は減少を続けています。それに伴い、一人暮らしを含めた高齢者世帯の増加、生活保護世帯や障害者手帳等保持者の比率も増加傾向にあり、見守り体制や助け合い・支え合い体制の構築が不可欠となっています。しかしながら、体制構築の柱となる民生児童委員やボランティア等の担い手不足や高齢化も課題となっており、今後は若い世代の福祉活動に対する意識向上を図るとともに育成に取り組むことが重要となります。

行政においては、地域包括支援センター等の各種相談事業の充実やケース会議等による地域課題の解決に向けて関係機関との情報共有を図ってきましたが、こうした取り組みを住民に対してわかりやすく周知するとともに、住民においては、行政や各種事業者の取り組みを把握し、協働で地域福祉の充実を図る必要があります。また、近い将来起こるとされている南海トラフを震源とする地震への不安や近年多発している風水害により、住民の危機意識は高く、支援策の充実が求められています。特に災害弱者の避難行動支援については、地域住民や自主防災組織、関係機関等との連携体制の見直しと強化を図る必要があります。

（基本方針と主な施策）

平成30年3月に「すさみ町第2期地域福祉計画」を策定し、住民、地域、関連事業者、社会福祉協議会、行政等が連携し、「ともに支え合い、安心して生活できる福祉のまちづくり」を基本理念とし、以下4つの基本目標を掲げ施策を展開します。

1. 地域福祉活動に参加しやすいまちづくり

地域福祉活動の充実に向けて、積極的な啓発活動と既存の活動への支援と参加の呼びかけの実施、また、学校教育等と連携した福祉学習の充実を図り、若い世代が地域福祉活動に参加することの大切さを伝えるとともに、世代間交流の機会を設けることで活動の輪を広げ、活力ある地域づくりを推進します。

2. 地域で支え合えるまちづくり

さまざまなニーズに対応するため、ボランティア活動の充実や地域組織、団体によるインフォーマルサービスを活用した地域支援の推進、また、地域包括支援センターを中心とした相談支援の充実を図り、柔軟に対応できるよう関係機関と連携し、町全体で支え合うことができる環境を整備します。

3. すべての人に必要な支援が行き届くまちづくり

高齢者、子育て世代、障害者等への支援は今後も現状に即して支援の充実を図ることとし、平成27年度に施行された「生活困窮者自立支援制度」に基づき、生活困窮者への支援も充実させる必要があります。複合的な課題等に対応できるよう包括的な支援の実施を推進します。また、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう、各種福祉サービスについての周知や情報提供に取り組みます。

4. 安心して暮らせるまちづくり

災害に対して迅速に対応できるよう、平時から地域や関係機関と連携し、見守り、支え合うことができる体制を構築します。また、誰もが生きがいのある生活を送れるよう社会参加や就業の機会を確保するとともに、健康増進のため、介護予防や食育、食生活改善等を推進します。

第2章 多文化共生社会の形成

（現況と課題）

当町の住民基本台帳に登録されている外国人町民は、現行の入管法が施行された平成24年7月から平成30年末までの約6年間に21人から20人と人口減少に伴う変動もほとんど無く、総人口の約0.5%を占めています。外国人町民の在留資格は技能実習や教育などの比較的短期(1～3年)のものから、日本人の配偶者や永住者にわたるもので、外国人町民は日本人町民と同様に地域の主体となっています。

また、本町を訪れる外国人観光客も増加する傾向にあります。「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録された平成17年を境に増加し、平成30年には750人近い外国人が町内の宿泊施設に滞在しています。

小中学校においては平成4年から外国語の指導等を行う外国青年を外国語指導助手として招致し、語学教育だけでなく地域レベルでの国際交流も深められています。

このように本町に居住し、もしくは来訪する外国人が多くなる中で、多言語による情報提供や相談体制は十分とはいえない状況にあり、行政サービスのさらなる充実や町民意識の変革も求められています。

（基本方針と主な施策）

（1）多文化共生の意識の醸成

国籍、人種、民族などのちがいを超えて、すべての町民の人権が尊重され、文化や考え方などを相互に理解を深めながら、同じ町民として地域で力を合わせて共に暮らしていける意識づくりを推進します。

（2）だれもが参加できるまちづくり

本町で暮らす一人ひとりが対等な構成員として、その能力を十分生かしながら活躍できるよう、まちづくりへの主体的・積極的な参加を促進します。

（3）外国人町民も暮らしやすいまちづくり

外国人町民の生活全般にわたる支援を充実し、生活環境を整備し、国籍等にかかわらず安心して暮らせるまちづくりを推進します。

第3章 地域住民の安全の確保

第1節 消防・防災及び防犯対策

1. 消防

（現況と課題）

消防組織は、常備消防として平成18年3月1日に事務委託した白浜消防本部すさみ消防署と、非常備消防のすさみ町消防団の2組織から成り立っています。

すさみ消防署では日々住民の安全確保に取り組んでいますが、今日の複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応していくとともに、国民保護など新たな対応も求められています。

また、広域連携など社会情勢の変化や高齢化を背景に、各種災害の潜在的な危険性への対応力を向上するため、消防車両、消防資機材の計画的な整備と、消防装備の軽量化を図っていく必要があります。

救急業務では、ここ近年、出動件数・搬送人員ともに横ばいですが、人口が減少傾向にあることを考慮すると増加傾向にあるといえます。今後さらなる適正利用の周知を行うとともに、紀勢自動車道の完成により出動時間は短縮されたものの、救急業務の充実強化がより一層求められています。

こうした中で、近隣の市町、関係機関との連携をより一層充実し、救急体制の強化を図ります。

一方、すさみ町消防団は、平成31年4月1日現在2分団、108人（定員120人）によって構成されていますが、町全体の過疎高齢化の進行に伴い、団員の高齢化も進みつつあります。

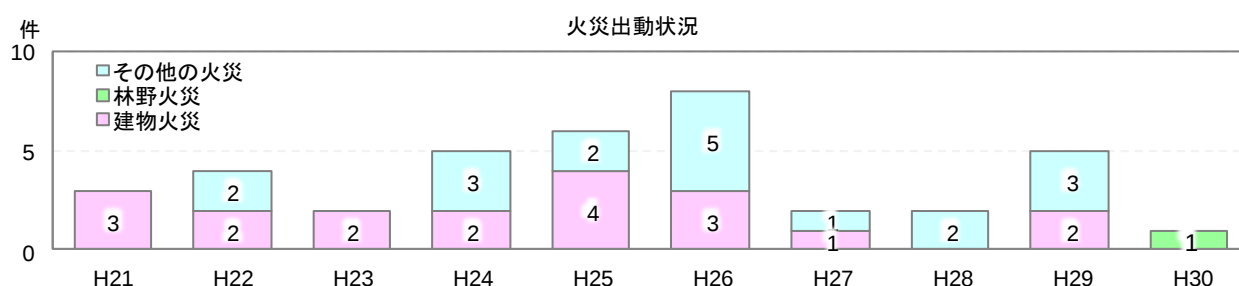
また、住民の意識等社会情勢の変化によって、団員定数の確保が困難となる傾向にあり、これらの解決が今後の課題となっています。

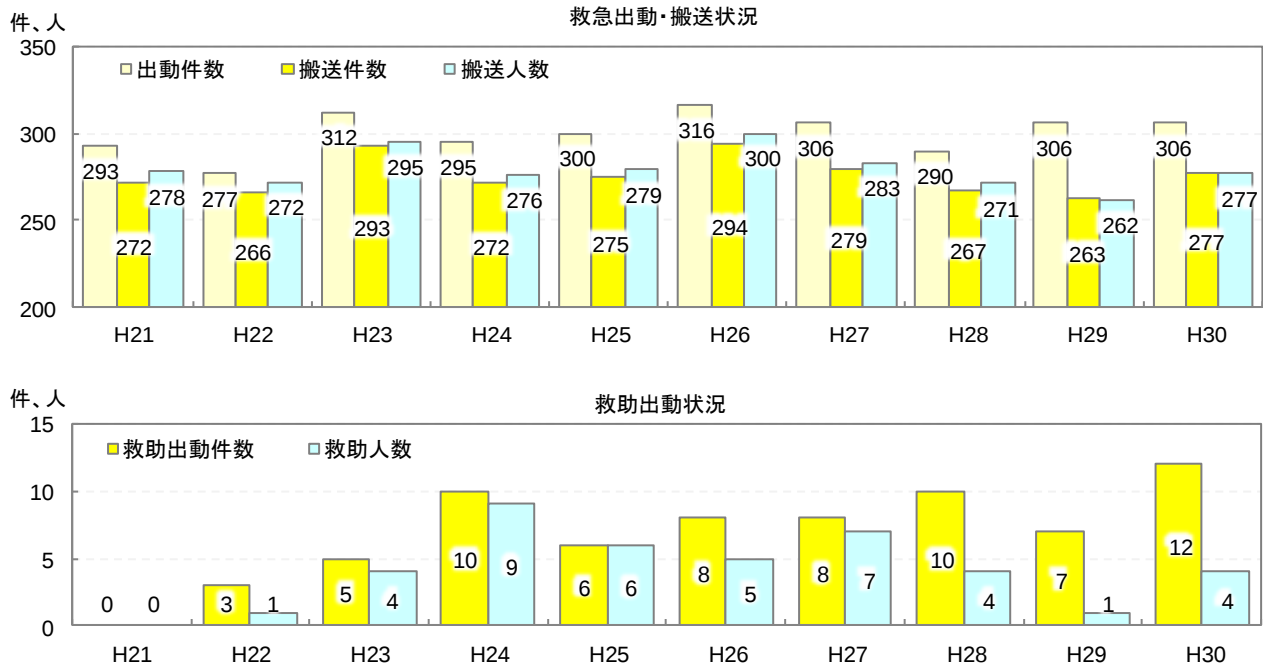
さらに、人的消防力を補完することも含め、消防活動のもう一つの基礎的要件である消防施設、設備及び車両等の増強整備と機動力の充実・強化が求められています。

迅速な消防活動を行う上で道路は不可欠ですが、本町の町道等は幅員の狭い路線も多く残されています。



◆火災・救急・救助出動状況





消防車両保有状況

(平成31年4月1日現在)

区分	車両区分	台数	車両登録後経過年数別台数					
			5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	25年以上
消防署	タンク車	1				1		
	ポンプ車	1	1					
	救助工作車	1	1					
	指令車	1	1					
	指令車(軽)	1	1					
	救急車	1						
消防団	タンク車	1						1
	ポンプ車	1					1	
	簡易ポンプ積載車	3	1					2
	簡易ポンプ積載車(軽)	5			1	2		2

(基本方針と主な施策)

災害を未然に防止するため、地域住民に対する消防防災意識の普及、啓発と予防業務に取り組むとともに、火災による被害を最小限に止めるために、消防施設の整備を行い、広域的な範囲での消防力の強化を図ります。

また、救急業務については減少傾向ですが、より一層病院との連携を密にし、救急車及び資機材の整備充実と救急救命士の養成等、隊員の技能向上による高度化を図ります。

消防団においては、若者の入団促進と資質向上を図るとともに機能別団員制度の導入に向けて取り組み、施設、設備の整備を進め、消防力の強化と機動力の充実を図ります。

消防車両の老朽化に対しては、必要性を検討し、計画的に更新するものとします。

消防活動に必要な道路を整備する場合は、優先順位を付けて用地等の条件が整ったものから事業化するものとします。

2. 防災

（ 現況と課題 ）

自然災害から住民の尊い生命と財産を守り、日常生活の安全性を確保していくことは、安定した安全安心な社会を形成していく上で重要な課題です。

本町は紀伊半島の南西部で太平洋に臨んでいるため、毎年のように台風による風水害を受けています。

また、平成26年3月28日に、和歌山県全域を含む29都府県707市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、地震、津波の防災対策が急がれています。

一方、町の大部分は、急峻な山地で構成され、山峡を流れる河川に沿って耕地や集落が点在しているため、短時間の降雨でも土地の崩壊が生じることも少なくありません。

このため、町土の保全と災害防止の観点から、様々な施策を行ってきましたが、まだまだ危険箇所は数多く残されています。

（ 基本方針と主な施策 ）

災害の拡大を防止することを目的として、「すさみ町地域防災計画」が策定されています。この計画に基づき防災関係機関との連携を更に密にし、関係資機材の備蓄をはじめ、避難、救助等の組織体制の充実を図る等、防災体制の強化を促進します。

治山、治水や河川改修、急傾斜崩壊対策等については、関係機関との協力のもとに積極的な施策を推進します。

安全な地域づくりのため、町民の防災意識高揚を図り、自治会等を核とした自主防災組織の育成をし、災害に強い町づくりを推進します。

地震防災に関しては、民間住宅や重要な拠点となる公共建築物の耐震化を促進し、病院等の高台への移転を行い、居住者や利用者の安全の向上を目指します。

また、本町は約27kmに及ぶ海岸線を有し、南海トラフを震源とする地震での津波災害や火災などの二次災害が想定されていることから、防災意識の高揚や防災訓練の充実、防災施設の整備、避難場所並びに避難所の確保と整備、倒壊するおそれのあるブロック塀の改修など、すさみ町地域防災計画に則って防災対策を推進し、自助・共助・公助による一体的な防災体制づくりを推進します。

3. 防犯

（ 現況と課題 ）

犯罪や非行のない明るい社会を築くことは、町民共通の願いです。

犯罪は私達の社会を脅かす最大の障害であり、町民が連帯して地域社会で犯罪防止に積極的に取り組んでいかなければなりません。

街頭犯罪等認知件数（和歌山県警察本部統計情報）

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
街頭犯罪	路上強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	1	3	3	2	2	3	1	0	0	1
	乗り物盗	4	3	3	0	2	2	3	0	1	0
	侵入盗	0	2	1	3	1	0	1	2	1	0
	強制わいせつ(街頭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	器物損壊	4	5	4	5	0	2	1	2	0	3
	万引き	0	2	0	0	1	4	2	0	0	0
非侵入犯		2	2	8	0	8	3	3	1	2	1
その他		14	11	11	12	7	7	2	2	6	1
合 計		25	28	30	22	21	21	13	7	10	6

（基本方針と主な施策）

犯罪の根絶は町民すべての願いであることから、町民の社会道德の高揚を図り、犯罪防止について万全の体制を期する必要があります。

このため、防犯関係機関との連携をより緊密にし、広報紙や住民運動を通じ、地域ぐるみで犯罪のないまちづくりを目指します。

また、犯罪の防止と早期解決に効果が期待される防犯カメラ等について検討を行い、必要に応じて整備を進めます。

第2節 交通安全対策

（現況と課題）

自動車や二輪車等は、町民の生活や産業活動にとって欠かせない交通手段の一つであり、その普及に伴い交通事故も大きな問題となってきました。近年は、交通事故件数・死亡者数ともに減少傾向にありますが、本町の特性として急カーブや幅員の狭い道路が多く、交通事故の発生する危険性が高い場所が多く見受けられます。

そのため本町では、「交通事故は、人、車、交通環境の三要素が、複雑にからみ合って発生するものである」との認識を持ち、カーブミラー等の交通安全施設の整備、交通指導員を中心としての街頭啓発や広報紙等による交通安全意識の啓蒙に取り組んできました。今後とも、交通事故発生ゼロをめざして、交通安全運動の推進、交通安全教育の強化、交通安全施設の整備等、交通環境の整備充実を推進していかなければなりません。

町民の交通事故による被害者対策として、交通事故相談窓口を紹介するなど、各関係機関と連携して、交通事故の被害に遭われた方にきめ細かいケアを行える体制を整備する必要があります。

（基本方針と主な施策）

（1）施設の整備

今後の交通安全対策に当たっては、運転者のみならず、歩行者、特に高齢者や子ども、障害者等の立場に立ち、道路の構造や交通の状況等を十分に把握し、防護柵、カーブミラー等の安全施設の整備を行います。

（2）交通安全運動の推進

本町における交通安全運動の中心的役割を果たしている交通指導員会は、現在指導員20名により、毎月2回町内で定例街頭指導を行うほか、小・中学生への交通安全教育や、四季の交通安全の啓蒙、啓発を行っています。

また、近年メディアで大きく取り上げられるようになったあおり運転や飲酒運転、ながら運転といった、交通モラルの低下に伴う交通事故への社会的批判が強まっています。このため、広く町民一人ひとりに交通安全思想や、交通道德を普及徹底し、正しい交通ルールとマナーの実践を図ります。

今後とも関係機関や交通安全推進団体、交通指導員会等と協力して、町民が一体となり強力な交通安全運動を推進します。特に自動車等の運転者に対する交通安全意識及び交通マナーに係る教育とともに、歩行者に対する交通安全教育を重点的に推進し、交通道德の高揚と交通安全知識の普及を図っていきます。

（3）被害者対策

交通事故相談事業を中心に、窓口の紹介・関係各機関との連絡体制の強化など、町民の交通事故に対する不安に総合的に対応できる体制の確立・整備充実を図ります。

V 働くことを大切にする活力あふれるまちづくり

第1章 産業の振興

第1節 農業の振興

（現況と課題）

近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化による労働力の低下や、国際化の進展による輸入農産物の増大などにより、厳しさを増してきています。また、農産物の残留農薬問題にも消費者の関心が集まり、食の安全・安心への信頼を求める動きが高まっています。



黒潮暖流の影響を受けて温暖な気候に恵まれた本町は、米作を中心とし、戦後にはレタス等の野菜やストック、カスミソウといった花卉栽培が盛んに行なわれていましたが、近年では農業従事者の高齢化、後継者不足、また価格低迷と不安定等により、作付面積はかなり減少傾向にあります。

農林業センサスによる総農家数は、平成2年には544戸でしたが、平成27年には208戸と大きく減少してきています。

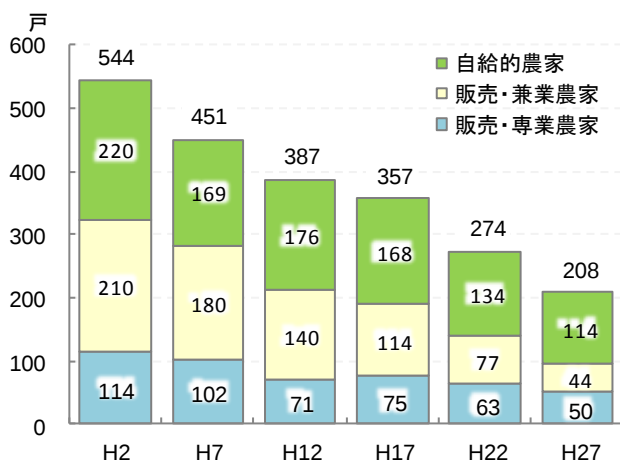
耕地面積は、地勢的に林野が多いことから、241ha（平成27年農林業センサス）に過ぎず、そのうち経営耕地面積は78ha（同）となっており、経営耕地面積が0.5haに満たない農家は、全農家数の約74%を占めています。

農業の経営規模は全般的に小規模零細で、生産性は極めて低く、高齢者や女性の労働力の比重が高い状況下にあります。

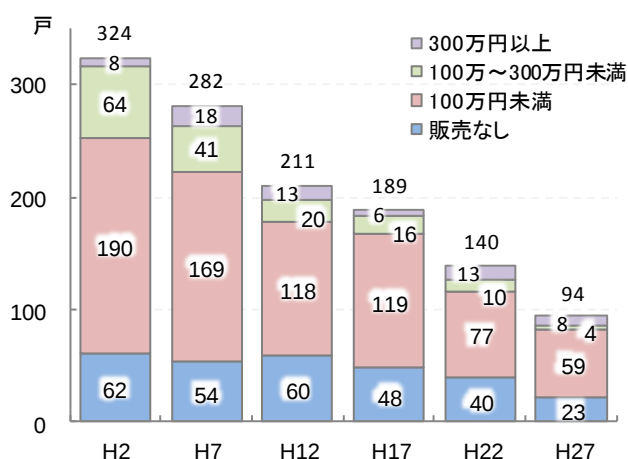
山あいの耕地では、イノシシ、シカ、サルなどの鳥獣による作物への被害が深刻になってきています。

近年では、都会から農山村へ移住して農業などに従事する方が見られるとともに、観光農園や体験型農業など観光産業との連携が注目されています。

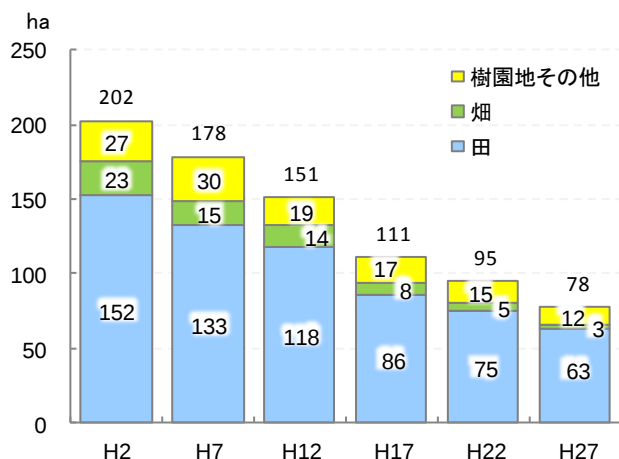
◆農家数



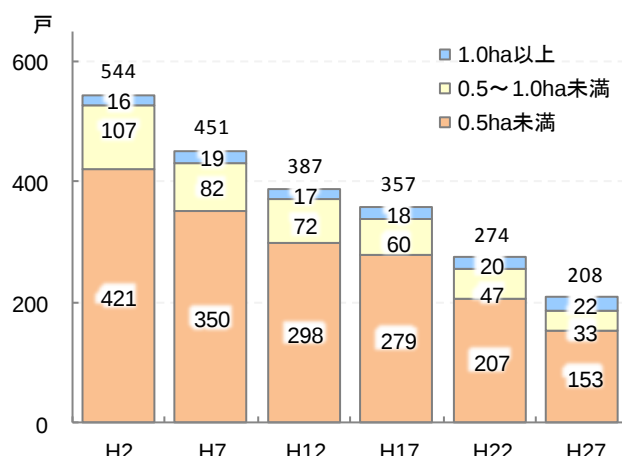
◆販売金額規模別 販売農家数



◆経営耕地面積



◆経営耕地面積規模別農家数



（基本方針と主な施策）

圃場整備が完了している立野、防地、太間地、口和深及び佐本の一部を合わせた 58.3ha を除いては、極めて小規模な農地が分散しています。今後、区画整理、基盤整備や環境整備が可能な地区については、関係事業を導入し、圃場、農道、用排水路その他の関連施設の整備を推進します。

農地利用の意向調査や荒廃農地調査を通じて、優良農地の確保と保全に取り組み、遊休農地や不在地主農地の流動化を促進し、町域をこえた農地の賃借の斡旋や農作業の委託などを進め、農業の担い手への農地の集積を図ります。

担い手対策事業などを用いて、新たな農業の担い手となる農業生産法人(団体)、元気な高齢者、U J I ターン者等の農業経営を多角的に支援します。

適地適作の推進、施設栽培の導入と複合経営の促進を図るとともに、生産技術の向上、生産組織の育成・強化、共選共販体制の確立を図ります。また、すさみ町学校給食における地場産品利用拡大推進協議会が主体となり、関係機関と連携を取りながら、学校給食でのすさみ町産農産物の利用促進や、家庭や学校・保育所等における食育の推進や特産品の開発、中山間地域でのイノブタ生産の推進など、地域全体の自立促進を図ります。

町単独事業である農業生産振興対策事業により、土づくり及び梅、シキミ、ビショコ等の苗購入に対する支援を継続し耕地の遊休化を防ぎます。

道の駅や直売所での販売や学校給食や福祉施設等を通じて農産物の地産地消を推進するとともに、体験型農業の導入を進めます。

鳥獣による作物への被害については、防護柵等の設置に対する支援や小型檻の貸し出し等によりイノシシ、シカ、サル、アライグマなどによる被害を防止し、鳥獣との共生・共存を確立できるように種々の対策を実施します。



第2節 林業の振興

（現況と課題）

全国的な林産業は、外材製品の輸入量増加や低価格製品の増加により、価格・品質競争が激化しています。

また、木材需要の低迷等により林業経営は深刻化し、森林の荒廃化が懸念されています。

本町の林野面積は16,168ha（国有林1,104ha、民有林15,064ha）で町土の約93%を占めています。

これまで造林適地への拡大造林を推進した結果、国有林以外の林野面積15,064haのうち人工林面積は10,338ha（約69%）であり、齢級構成は8齢級主体から9齢級主体へと移行しており、資源として成熟度が高まるなか、森林の有する多面的機能を継続的に維持、発揮していくために、適切な森林整備をしていくことが重要です。

山林の大半は、小規模林家と不在村林家が資産保有的に所有しており、加えて、長期にわたる木材価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足により林業生産活動は全般にわたり低迷しています。

林業労働は、大型機械の導入やドローンによる運搬等の新しい技術により、以前に比べて労働環境は改善されつつありますが、特殊な技能や専門的な知識が必要であることや、それらの習得に時間がかかること、また、長期に亘る木材価格の低迷等により収入が見込めないこと、地域の就労人口の減少等から、担い手の確保と高齢化の問題は深刻化しています。



また、農業と同様に、鳥獣による樹木等への被害が跡を絶たない状況にあります。

（基本方針と主な施策）

小規模林家や不在村林家に対しては、間伐や保育の必要性和林業振興に対する積極的な参加を啓発し、林業の施業を促進します。

また、森林環境譲与税を有効活用し、林家における森林施業が困難な場合は、町が施業を受託し、集積計画を立案した後に森林組合等に再委託して施業を行い、町内山林の適正な整備を図ります。

森林施業においては中核的役割を果たす森林組合の体質を強化し、森林組合への施業委託を推進して組合作業員の安定した雇用体制の確立に取り組み、若者の新規参入を促進し、森林所有者の合理的かつ計画的な林業経営に対応できる基盤整備を促進します。また、町内の林業事業体に対して大型林業機械導入を助成し、施業の効率化と省力化を促すことで、素材生産活動の活性化を図ります。

森林は、林産物の生産の場だけでなく、国土の保全や水資源の涵養、さらには保健休養の場等、公益的な機能を有していることから、その機能の高度化と充実強化を図り、保安林の指定拡大を促進します。

町内宿泊施設等に対してチップボイラーと発電機を併用した小型木質バイオマス発電設備を導入し、末梢等の利用価値の低い部位の木材や風倒木等をチップ燃料として有効活用することで荒廃森林の整備を促進し、林家の森林整備に対する意識と森林施業への関心の向上を図ります。

有害鳥獣による林業への被害を防除すると共に、鳥獣との共生・共存を確立できるよう種々の対策を実施します。

第3節 水産業の振興

（現況と課題）

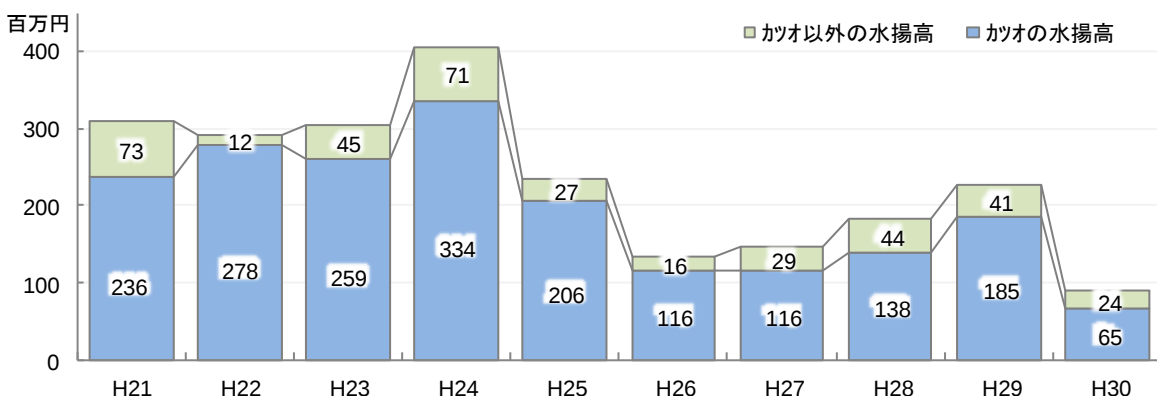
沿岸部の漁業が中心で、曳縄一本釣漁業とイカ釣漁業、磯根漁業がその主たるものであり、専業漁業がほとんどで兼業は少ないのが現状です。

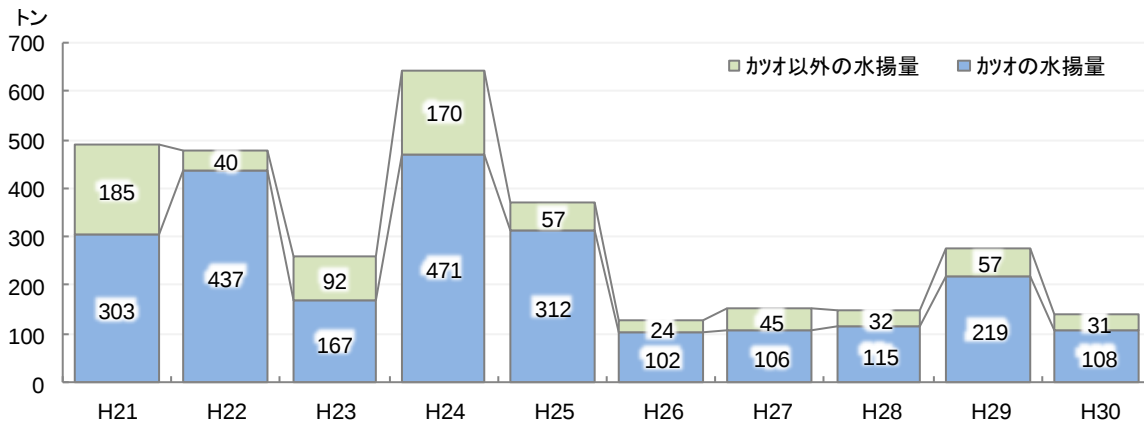
年間水揚げの約70%を占めるカツオは、地域団体商標（平成18年）として認可されるなど、付加価値も高まっていますが、近年、不漁による漁獲高の減少がみられます。また、温暖化や藻場の減少などの影響を受け、イセエビやアワビ、トコブシなどの貝類の不漁もみられます。さらに、水温の上昇や海流の変化によりスルメイカの産卵場所がなくなっており、激減している要因の一つになっています。これら不漁による漁業者の収入の減少に加え、近年の燃料高騰、担い手の高齢化、後継者不足なども相まって漁村集落は疲弊した状況にあり、漁業を基幹産業の一つとする本町にとって大きな課題になっています。

本町のカツオは漁業の生命線とも言われており、不漁の影響も大きいことから、これまでも、漁業者に対しすさみ町漁業生産振興対策事業として燃油購入に係る費用や担い手対策支援として船上機器購入に係る費用に対しての補助を行っています。また、カツオの現状と課題を全国に発信していくことを目的に、平成30年3月24日～25日に「全国カツオまつりサミット in すさみ」を開催しました。

この他にも和歌山県の取り組みとしてすさみ沖に浮漁礁を設置してカツオなどの回遊魚の集魚を図り、それぞれ一定の成果を上げています。

◆和歌山南漁業協同組合（すさみ支所分）





◆漁港施設の概況（平成30年度末）

区分	漁港種別	けい留施設の延長(m)	外かく施設の延長(m)	登録漁船隻数	利用漁船隻数	利用漁船トン数(t)
周参見漁港	2	1,596	5,324	56	56	345
口和深漁港	1	0	227	5	5	19
見老津漁港	1	503	1,321	28	28	158
江須之川漁港	1	159	822	7	7	16
江住漁港	1	112	787	6	6	22
里野漁港	1	56	314	4	4	3
計		2,426	8,795	106	106	563

（基本方針と主な施策）

基幹産業である漁業の活性化のため、主要以外の魚介類の活用並びに高付加価値化、回遊魚の資源確保、藻場の復活など海洋環境の改善による漁業資源確保、地域の伝統的な漁業文化を継承しながらも、体験漁業などの新たな分野への意識改革、地元若者の育成や後継者不足への対応に取り組めます。

そのため、ケンケン鰹ブランドに特化した商品を開発・販売することで雇用確保に繋げ、カツオ資源保護の観点から「ケンケン漁」のPR及び普及活動に取り組めます。

地元若者の人材発掘やリーダーの育成を図るとともに、地域外からの人々の受け入れなど、幅広い担い手を検討し、漁業者自らが漁業体験を提供する漁家民泊など都市住民との交流を推進していきます。

また、周参見漁港を会場釣り堀やシーカヤック・サップなどのマリンレジャー施設としてブルーツーリズムを利用した体験イベントの開催やスキューバダイビングなどを通して、漁業と観光との連携も推進していきます。



第4節 商工業の振興

1. 商業

（現況と課題）

近年における交通通信体系の整備やモータリゼーションの発達により、住民の購買圏は、食料品等の日常性の強い必需品についても近郊都市部に拡大する傾向が一層強いものになっています。特に若い世代においては顕著であり、地元商店における年間販売額の伸びは年々減少してきています。とりわけ、大規模小売店の直接的影響を受ける小売業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況に置かれています。

さらに、過疎化による消費人口の減少により、小売店の売上の減少が進んでいます。

（基本方針と主な施策）

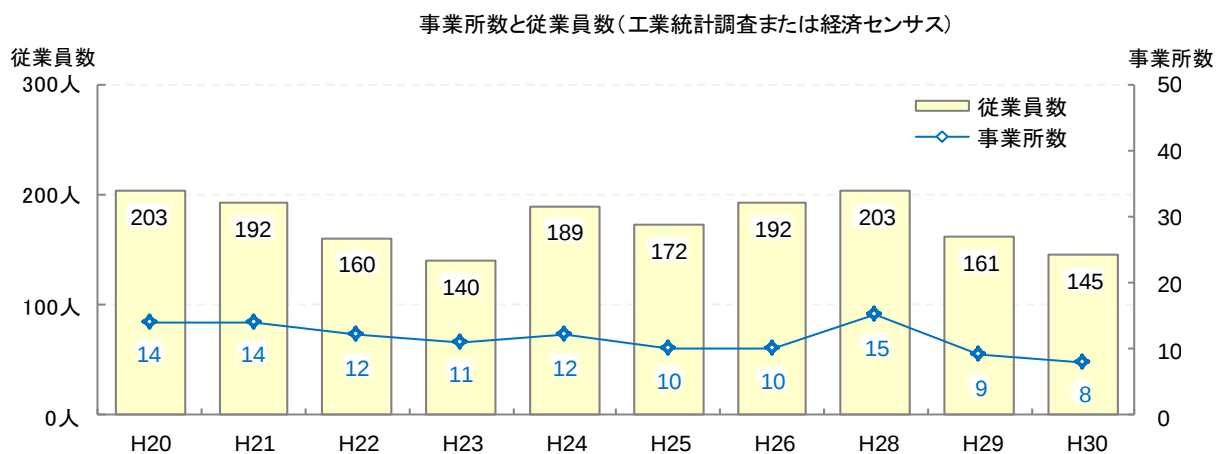
各種金融制度の活用を図るとともに、商工会を中心とした指導体制の強化や研修会、先進地視察又はコンピュータ等の導入による商業経営の合理化、効率化を図り、大規模小売店にはないきめ細かいサービスと専門店化を進め、消費者のニーズに順応した新しい経営感覚を養い、顧客の誘導を図ります。

また、商工会と連携し新規事業者への創業支援施策の案内の充実を図るとともに、設備投資に関する融資あっせんなどの側面的支援を行い、商工会活動の一層の充実、事業者の自立的努力を推進します。

2. 工業

（現況と課題）

本町の工業は、木材加工場や魚加工場、家庭内職的な縫製工場があるだけでしたが、昭和50年代以降、企業誘致に積極的に取り組み、釣具製造工場、地域改善対策事業による産業就労対策としての梅加工場、林産加工大型共同作業場が建設され、若者を中心とする就業の定着化が促進されています。誘致企業による雇用は、過疎の進行を防ぐ大きな要素です。



※H27の調査統計データはありません。

（基本方針と主な施策）

既存企業の製造品等の紹介・周知活動支援を実施するとともに、地場産業の育成や後継者対策を推進します。

新規及び既存企業において、円滑な事業運営が維持できるよう商工会と連携した各種制度資金等の案内の充実を図るなどの側面的な支援を行い、事業の発展による雇用の増大と安定、所得の向上を図ります。

また、2021年度から予定されているスペースワン株式会社によるロケット打ち上げに伴い、県と連携し、ロケット・衛星開発部門などに関する企業誘致や県内企業の参入促進を進めるとともに、農林水産物を活用した加工場の設置を推進し、一次産業の発展及び雇用の創出を伴う創業の支援に取り組みます。

産業別就業人口の動向（資料：国勢調査）

産業分類：第1次産業 農業、林業、漁業・水産養殖業

第2次産業 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業、公務、その他

区分		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総数	実数	4,816	4,088	3,825	3,427	3,284	3,096	2,800	2,847	2,408	2,152	1,916	1,688
	増減		△728	△263	△398	△143	△188	△296	+47	△439	△256	△236	△228
	増減率		△15.1%	△6.4%	△10.4%	△4.2%	△5.7%	△9.6%	+1.7%	△15.4%	△10.6%	△11.0%	△11.9%
	指数	100.0	84.9	79.4	71.2	68.2	64.3	58.1	59.1	50.0	44.7	39.8	35.0
第1次産業	実数	2,793	2,158	1,714	1,274	1,225	1,030	719	604	359	329	248	214
	増減		△635	△444	△440	△49	△195	△311	△115	△245	△30	△81	△34
	増減率		△22.7%	△20.6%	△25.7%	△3.8%	△15.9%	△30.2%	△16.0%	△40.6%	△8.4%	△24.6%	△13.7%
	指数	100.0	77.3	61.4	45.6	43.9	36.9	25.7	21.6	12.9	11.8	8.9	7.7
	構成比	58.0%	52.8%	44.8%	37.2%	37.3%	33.3%	25.7%	21.2%	14.9%	15.3%	12.9%	12.7%
第2次産業	実数	718	765	765	782	714	728	812	865	671	501	392	375
	増減		+172	+172	+17	△68	+14	+84	+53	△194	△170	△109	△17
	増減率		+29.0%	+29.0%	+2.2%	△8.7%	+2.0%	+11.5%	+6.5%	△22.4%	△25.3%	△21.8%	△4.3%
	指数	100.0	106.5	106.5	108.9	99.4	101.4	113.1	120.5	93.5	69.8	54.6	52.2
	構成比	14.9%	20.0%	20.0%	22.8%	21.7%	23.5%	29.0%	30.4%	27.9%	23.3%	20.5%	22.2%
第3次産業	実数	1,305	1,337	1,346	1,371	1,345	1,338	1,269	1,378	1,378	1,322	1,276	1,099
	増減		+32	+9	+25	△26	△7	△69	+109	+0	△56	△46	△177
	増減率		+2.5%	+0.7%	+1.9%	△1.9%	△0.5%	△5.2%	+8.6%	+0.0%	△4.1%	△3.5%	△13.9%
	指数	100.0	102.5	103.1	105.1	103.1	102.5	97.2	105.6	105.6	101.3	98.8	84.2
	構成比	27.1%	32.7%	35.2%	40.0%	41.0%	43.2%	45.3%	48.4%	57.2%	61.4%	66.6%	65.1%

第5節 観光業の振興

（現況と課題）

交通網の整備等により、京阪神地方との時間、距離が短縮されつつあります。

こうした中で、吉野熊野国立公園の指定を受けている複雑な海岸線を活かした海岸リゾートをはじめ、森林及び峡谷等の自然資源の活用による、都市との交流を推進するとともに、世界遺産登録を受けた大辺路街道への受入体制の整備充実を図る必要があります。

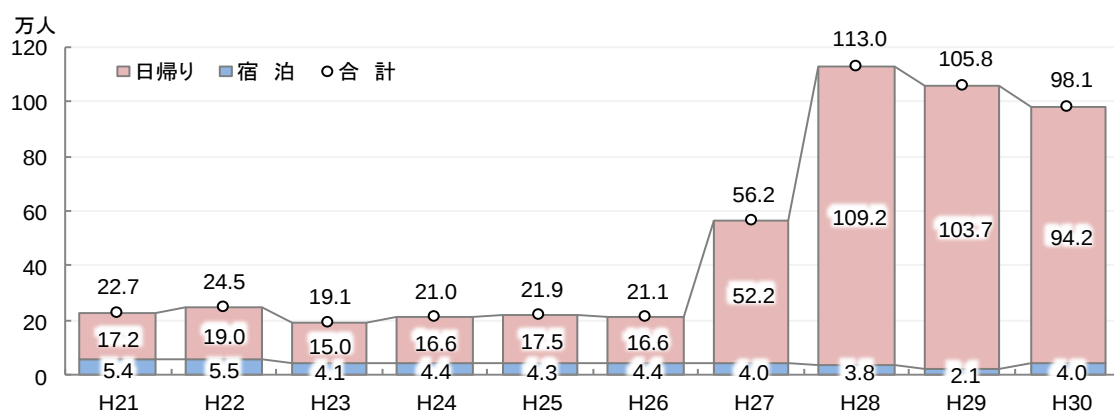
自然とのふれあい、心の豊かさを求める人が増えるなか、長期滞在型、体験型の観光、リゾート空間の整備が求められています。

イブ王国祭（イノブタダービーとなんでも朝市）、スポーツフィッシング大会、サイクリングイベントや熊野古道ウォーク等の多彩な地域イベントの開催や、商業施設「道の駅すさみ」の建設など観光客受入体制の充実を図り、年間約90万人を超える観光客の誘致を行っています。

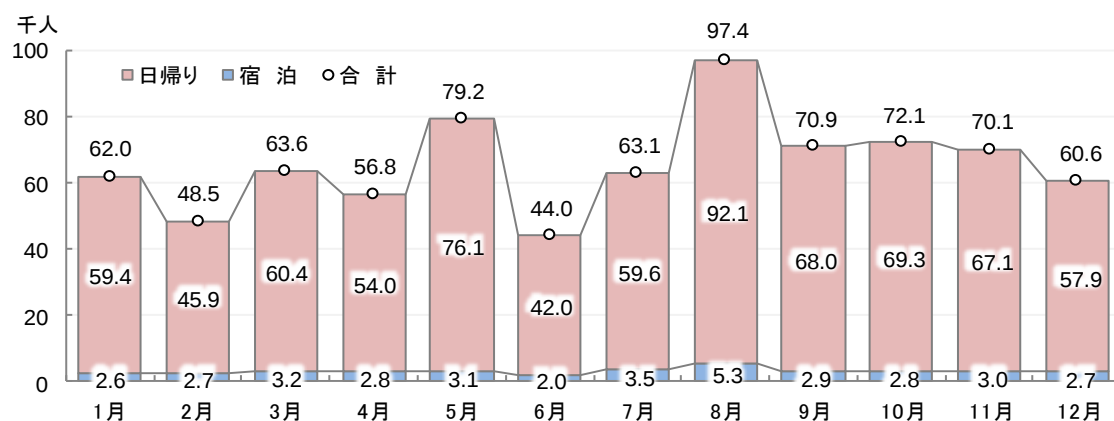
地域の活性化・自立のためには、起業促進を積極的に行う必要があります。



◆年間観光入込客数



◆平成26年～30年の月別平均観光入込客数



（基本方針と主な施策）

緑豊かな地域で自然と親しみ余暇を有意義にするためや、心の豊かさを得るための旅行をはじめとする余暇活動が活発となっています。

農山漁村の自然や生活、文化などに触れながら体験活動をする旅「グリーンツーリズム」「ブルーツーリズム」及び「サイクルツーリズム」の心癒される観光の振興や、本町を拠点とした周辺観光や広域的観光ルートの確立に向けた広域連携に取り組めます。



本町の地域イベントであるイブ王国祭、熊野古道ウォーク、スポーツフィッシングやサイクリング大会などの地域イベントを活かした長期滞在型リゾートの整備を行うとともに、町有地の利活用としてキャンプ場の常設を計画するなど、新規顧客の取得を図ります。また、世界的にも有名で本町においても重要な観光資源の一つであるジオサイト「フェニックス褶曲」の活用や、「江須崎」を目の前に望むマリオットホテル（令和2年3月現在建設中）を拠点とした環境保全トレッキング等のレジャーの発信を行い、国内はもとより外国人観光客の誘致を行います。

特に、吉野熊野国立公園に指定されている枯木灘海岸沿線については、生活環境の保全、自然環境の保護に関して十分配慮しながら、豊かな自然と地域の産業や生活とふれあいに重点をおいた取り組みを行います。

また、雇用とまちづくりの人材育成という両面の要素で促進の必要がある起業家に対しては、商工会と連携し、側面的な支援や融資制度活用による積極的な支援を行います。

第6節 地域間交流の推進

（現況と課題）

昭和51年5月に大阪府寝屋川市と友好都市提携を締結し、物産、スポーツ、文化等、様々な分野で少年少女から高齢者まで幅広い年代層による交流事業が継続されています。

平成22年3月には、寝屋川市にある摂南大学と包括連携協定を締結し、学生の若い力をまちづくりに活かし、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図っています。



平成28年1月には奈良県河合町と災害発生時の応援・復旧対策を円滑に遂行するための災害時相互応援協定を締結しました。現在は、災害時だけではなく物産販売やスポーツ・文化交流などの友好交流事業が行われています。

しかし、団体等での交流が多く、両市町の住民相互交流の推進が必要になってきています。

また、都市部の子ども達の農山漁村での体験活動や新しいライフスタイルとして移住・二地域居住の「田舎暮らし」の要望が高まってきており、その受け入れ態勢の確立が求められています。

近年、余暇の増大と国民的価値観の変化等により、地方が見直されるようになり、本町の観光客入込者数は道路や観光施設の整備等により、約90万人を超えています。

（基本方針と主な施策）

国民の価値観の変化と自然回帰ニーズの高まりを的確に把握し、都市住民に豊かな自然、文化、歴史に育まれた、ゆとりのある生活体験を提供し、逆に都市の持つ経済力や情報を受けることにより、地域の活性化と自立を図ります。

友好都市寝屋川市や、奈良県河合町との住民レベルでの交流を一層促進し、両市町の住民福祉の向上を図ります。

そのため都市交流環境のハード、ソフトの両面について整備を推進します。

特に、子どもの農山漁村体験活動の推進やU J I ターン者の田舎暮らしの情報発信等ワンストップサービスの構築を図っていきます。

こうした取り組みは、観光客の誘客や都市との交流事業に資するだけでなく、まちづくりの人材育成や就労機会の拡大等の効果が大きいことから積極的な支援を行います。

第2章 行財政計画

第1節 行政組織

（現況と課題）

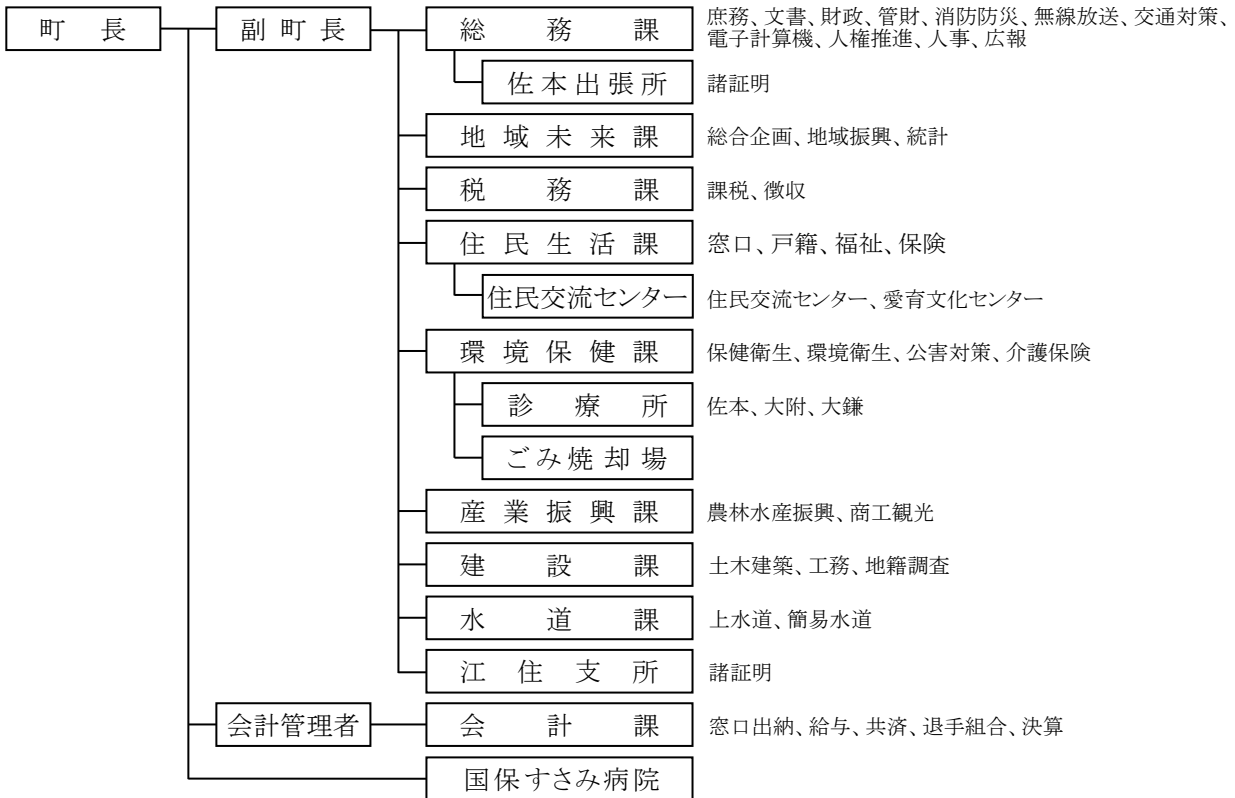
近年における社会情勢の変化や地方分権の推進により、地方公共団体の行政需要は拡大し、量的、質的にも複雑かつ高度化しています。

しかし、町税などの自主財源は、過疎化と高齢化の進行や景気の横這い状況が続くなど大幅な増加は見込み難く、また国の地方交付税交付金総額は財源の減少によって抑制されてくるなど、町財政の収支の均衡を図ることが困難になってきています。

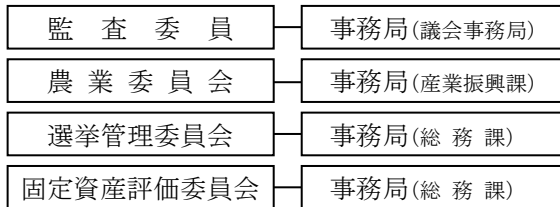
行政需要の拡大や、住民ニーズの多様化・高度化に対応できる効率的な行政運営を推進するため、収入確保と歳出抑制による財政の健全化、組織機構の見直し、事務の効率化とスリム化、適正な人事管理と職員研修の充実及び広報・公聴体制の確立を図り、より一層開かれた行政をめざしていく必要があります。

◆行政機関

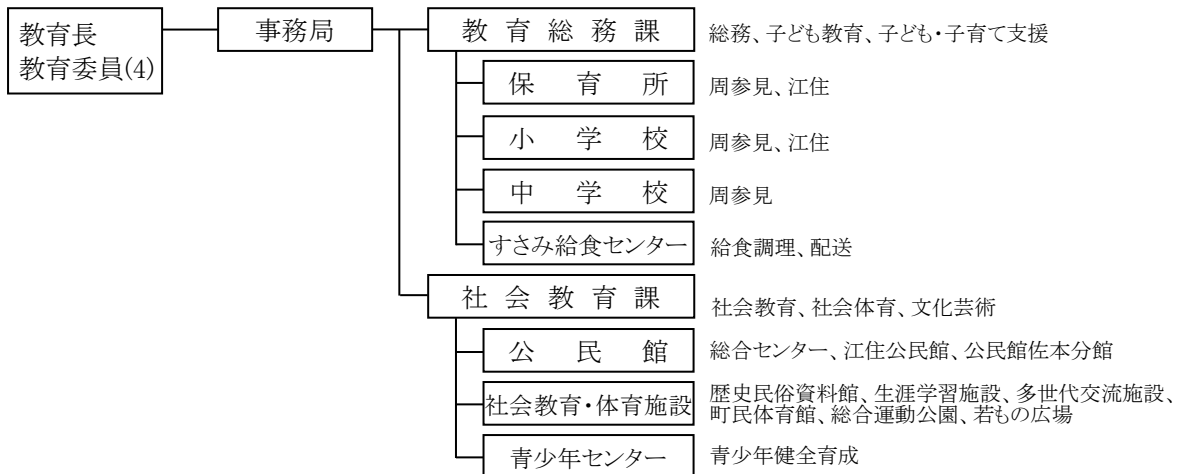
（1）機構図



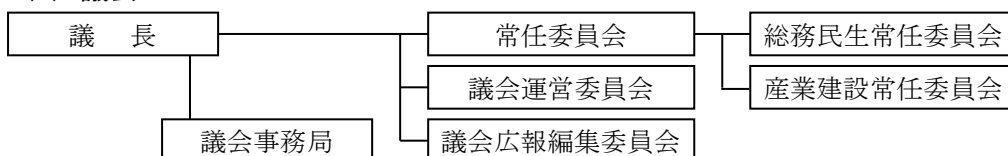
（2）委員会等



（3）教育委員会



（4）議会



◆職員数の推移 〈定員管理調査〉

（単位：人、％）

区分		H27. 4. 1	4. 2～ 4. 1	H28. 4. 1	4. 2～ 4. 1	H29. 4. 1	4. 2～ 4. 1	H30. 4. 1	4. 2～ 4. 1	H31. 4. 1
普通 会計	一般行政	67	0	67	△1	66	6	72	1	73
	特別行政	6	0	6	1	7	1	8	△1	7
		73	0	73	0	73	7	80	0	80
公営企業		55	0	55	2	57	0	57	△3	54
合計	総数	128	0	128	2	130	7	137	△3	134
	指数	100.0		100.0		101.6		107.0		104.7
	増減	退職 採用	△10		△9		△9		△11	
			10		11		16		8	

※ 町長、副町長、教育長を除く。

※ 特別行政 … 教育行政（教育委員会）。

※ 公営企業 … 水道、病院、介護など独立採算性の会計に属する職員。

（基本方針と主な施策）

（1）事務管理

行政需要は、地方分権による国・県からの権限移譲の推進や、住民ニーズの多様化・高度化により、質・量ともに増大しています。このため、各課・職員相互の意思疎通が一層図られるよう行政機構を整備・充実させ、公共施設の効率的な運営など事務処理の合理化と、経費の削減を図ります。

（2）人事管理

組織を運営する職員一人ひとりが、町民の奉仕者としての使命感を認識し、高度化、専門化する行政事務に対応する体制を確立します。

そのため、組織における人材の育成が今後の町政の発展に欠かせないものと言えるため、職員人材育成基本方針に基づく職員研修の計画的な推進に取り組み、町独自の一般研修をはじめ、国及び県等が実施する研修会に積極的な参加派遣を促し、職員の資質向上と、行政事務を能率的かつ的確に処理する能力開発を図ります。

また、職員数については、増員は極力抑制しながら職務分析及び事務量の検討と、職員の適性を的確に把握し、限られた職員数の中で、人員の適正な配置を行います。

さらに、職場環境の向上と職員の健康管理の徹底を図り、福利厚生面の充実を図ります。

（3）広報・公聴

町が毎月発行する「すさみ町広報」、議会が年4回定例会後に発行する「議会だより」、ホームページなど、町行政の内容や連絡事項を掲載する広報誌の充実を図ります。

また、CATVにおけるコミュニティチャンネルや民放ラジオを有効に活用し、幅広い手段を用いて創意工夫を凝らした広報活動に取り組みます。

また、住民の意見を聴く公聴においては、町民に資料や情報を積極的に提供するとともに、今後とも行政懇談会等による住民との対話を積極的に進め、町民の意見や要望及び将来に対する行政提言等を町政に反映します。

第2節 財政

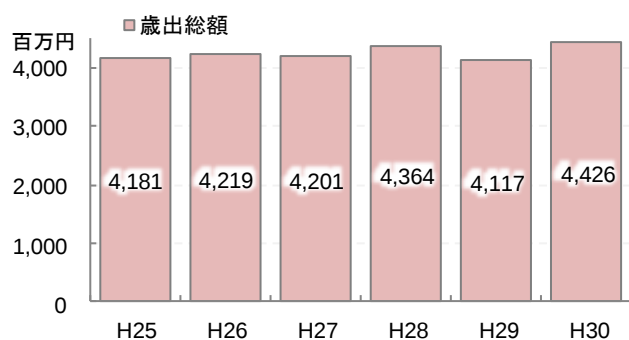
（現況と課題）

公共施設高台移転事業など大型事業を実施していることから、平成30年度決算の歳出規模は平成25年度に比べ2億4,500万円増の44億2,600万円となっており、実質収支が4億7,257万円の黒字、経常収支比率は94.7%と近年やや悪化傾向にあります。基金残高は平成25年度と比べると6,900万円減の27億8,600万円ですが、平成20年度と比較すると18億100万円増と著しく増加しております。これは国の地域活性化臨時交付金や紀勢自動車道建設時の税収等の増が主な要因です。なお、基金のうち財政調整基金及び減債基金は合わせて14億6,000万円となっています。しかしながら、本町の収入の46%を地方交付税に依存しているため、動向次第により財政状況が大きく左右されます。

このような状況から、引き続き財政健全化に取り組まなければなりません。歳入については、不況及び過疎化・高齢化による税収の伸び悩みにより、増収が見込めない状況にあることから、歳出において、更なる経費削減に取り組む必要があります。

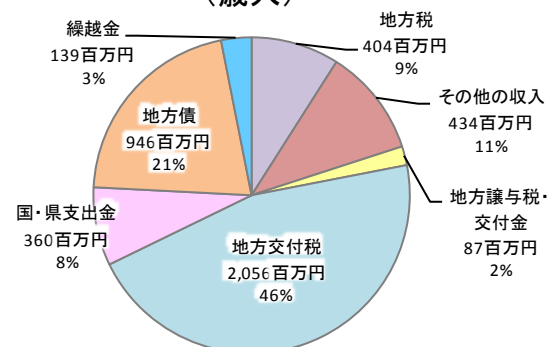
また、地方債残高はここ数年増加傾向にあり、平成30年度末（普通会計ベース）で56億8,100万円となっています。これは、道の駅すさみ整備に関連する事業や公共施設高台移転事業などの実施が主な要因であり、今後も公共施設高台移転事業が引き続き実施する予定であることから、計画的な事業実施を推進する必要があります。なお、この中には過疎債、緊急防災・減災事業債など償還金の一部が地方交付税に算入されるものが多く含まれており、町財政にとっては大きな救いとなっています。

◆普通会計歳出規模

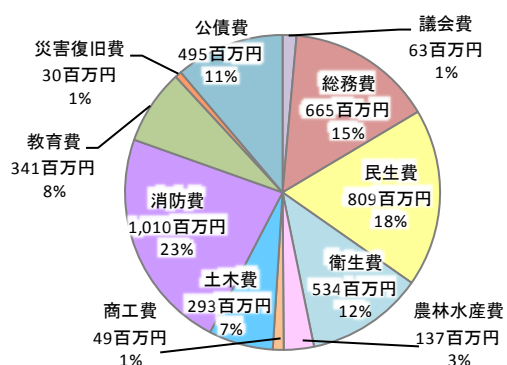


◆平成30年度普通会計歳入歳出状況

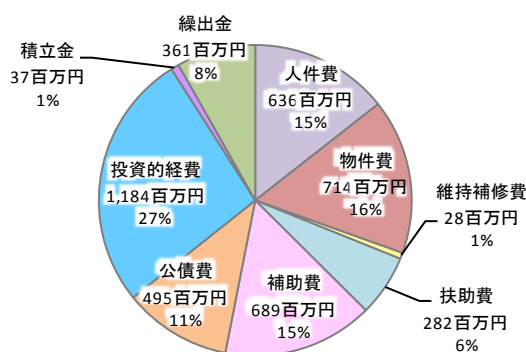
（歳入）



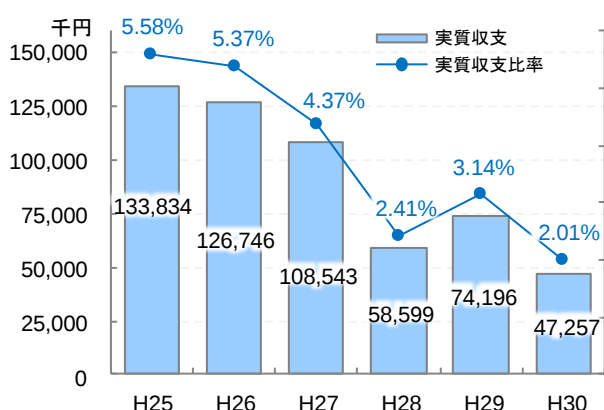
（目的別歳出）



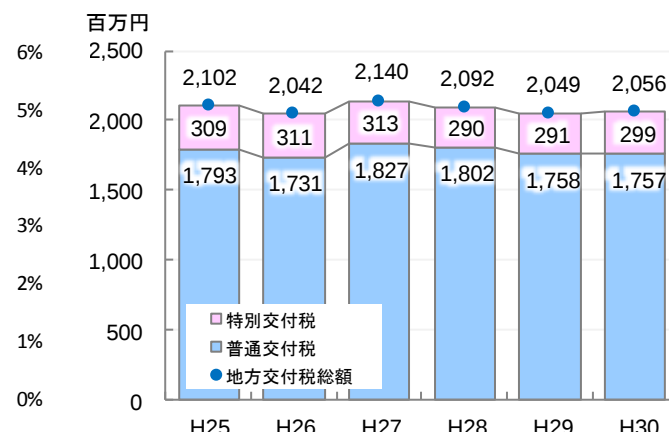
（性質別歳出）



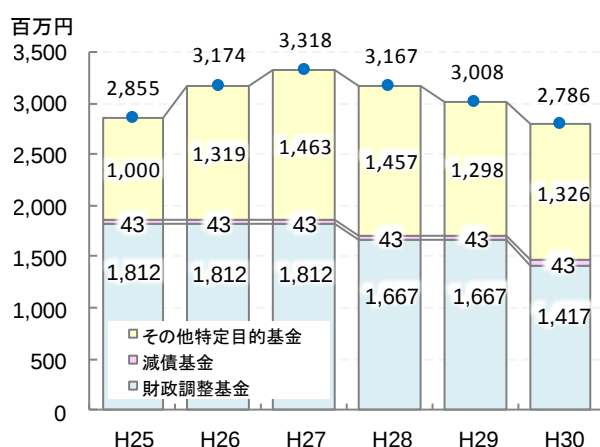
◆実質収支と実質収支比率



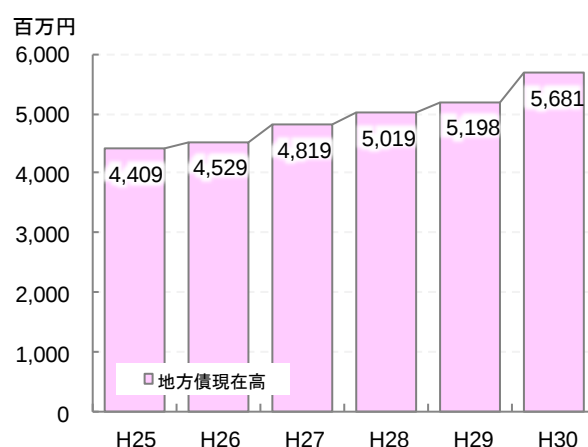
◆地方交付税収入



◆基金現在高（各年度末）



◆地方債残高（各年度末）



（基本方針と主な施策）

過疎化、高齢化の進行や基幹産業である農林漁業が低迷する中、自主財源の伸びには限界があるため、本計画に盛り込まれた施策や事業を円滑に実施していくためには、財政の健全化を図る必要があります。

しかし、現状の財政を短期的に改善することは非常に困難であることから、当面は限られた財源を計画的、効率的に配分し、施策の選択的、重点的な実施を推進し、多様化、増大化する行政需要に対応するため、一層の経費の節減と合理化を図り、硬直化している財政体質の改善を図ります。

そのため、業務の効率化や施設の統廃合、適正な人事管理や事務管理を積極的に推進するとともに、人件費の抑制を図るなど簡素で効率的な行政運営を行います。

公債費については、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債等といった交付税算入のある起債を優先させるとともに、事業を厳選していく必要があります。

第3節 広域行政

（ 現況と課題 ）

日常生活圏の拡大や交通通信網の整備等により、町民にとっても市町村間の行政の場でも広域化が浸透しています。

市町村においては、当該市町村区域を越えて広域的に処理しなければ困難で非効率的な事務も増加しています。

こうした状況のもと、市町村にとっても住みよい豊かな地域社会を形成するためには、生活面、産業面を有機的に結びつけた各行政分野での広域的な事業の実施を進める必要が生じています。

現在本町では、田辺市を中心とした1市4町で構成されている田辺周辺広域市町村圏に属しており、総合的な広域行政を推進しています。

白浜町を中心とした1市4町で運営を行っている老人福祉施設組合及び児童福祉施設組合においても、それぞれ地域住民の福祉向上に大きな役割を果たしています。

また、し尿処理・不燃物処理に関しては、白浜町と2町で運営し、常備消防・救急業務及び斎場業務は、事務委託による効率的な行政運営を行っています。

地方分権時代が到来した現在、新たな行政需要への対応と町財政の一層の効率的な運営を目指すためには、広域的な取り組みを積極的に進めるとともに、複数市町での一部組合や広域連合による行政運営を行う必要があります。

（ 基本方針と主な施策 ）

行財政運営の効率化を図るため、広域的な取り組みを積極的に推進します。

紀南地方の地域に活力を与え、社会経済の振興を図るためには、田辺周辺広域市町村圏組合を中心にした関係市町の協力のもと、各自治体の主体性、自主性を尊重しつつ、広域的な視点にたった行政の推進し、合理的、効率的な地域の総合整備を図ります。

特に、近畿圏や中部圏との結びつきを更に深める近畿自動車道紀勢線の早期南進、あるいは地域経済を支える主要幹線道路である国道42号の早期改修、JR紀勢本線の輸送力増強及び利便性・快適性の向上促進については、紀南地域全域が経済的浮上の鍵を握るものとして、関係市町が一致協力して早期実現、早期完成を関係機関に積極的に働きかけます。

それに合わせ住民の日常生活圏の広域化が進む中、もはや単独市町では対処できなくなったごみ処理施設を含む環境問題、高齢化に伴う医療・福祉問題とともに、地方分権による複雑かつ多岐にわたる新たな行政需要への対応には、従来の行政枠を越えた総合的な振興整備策を講じます。

生活環境水準の向上を図り、行政サービスの向上や、一層の組織力の強化・充実を図るため周辺市町と互いに協力しあい、均衡のとれた住みよい地域社会の建設を推進します。

すさみ町長期総合計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	団体等名称	備 考
大山 英樹	和歌山南漁業協同組合 部長代理	
奥田 幸代	すさみ町育児サークル リーダー	
木村 光洋	紀南農業協同組合 すさみ地区センター すさみ生産販売委員会 委員長	
芝 尚裕	すさみ町商工会 青年部 部長	
清水 道雄	すさみ町区長連絡協議会 佐本部会長	
新谷 幹雄	西牟婁振興局 局長	
竹本 源一	すさみ町区長連絡協議会 江住部会長	
田中 和男	大辺路森林組合 参事	
中嶋 淳	すさみ町観光協会 会長	
成松 正	すさみ町区長連絡協議会 会長	
西川 一弘	国立大学法人和歌山大学 地域活性化総合センター 生涯学習・リカレント教育推進室 准教授	
濱中 誠也	すさみ町議会 総務民生常任委員会 委員長	
堀谷 敏夫	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会 会長	会 長
間所 正好	すさみ町議会 産業建設常任委員会 委員長	
森 朱美	すさみ町教育委員会 委員	副会長

第 5 次すさみ町長期総合計画

2020(令和 2)年度▶▶2029(令和 11)年度

発行：2020(令和 2 年)3 月

すさみ町地域未来課

〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 4089

TEL：0739-55-4801

FAX：0739-55-4810
